

平成26年度  
包括外部監査の結果に関する報告書  
及びこれに添えて提出する意見

水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業に  
おける財務事務の執行及び管理運営について

いわき市包括外部監査人  
公認会計士 富樫 健一

第1章	総論	1
第1	包括外部監査の概要	1
1	包括外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	外部監査の対象期間	1
4	外部監査の実施期間	1
5	特定の事件を選定した理由について	1
6	包括外部監査の方法	2
7	監査対象部局等	3
8	外部監査の補助者	3
9	利害関係	3
第2	包括外部監査の監査結果	4
1	監査の結果について	4
2	監査結果及び意見の要約リスト	5
第2章	水道事業（簡易水道含む。）における財務事務と管理運営	14
第1	水道局の概要	14
1	機構図	14
2	職員数及び配置表	15
3	事務分掌	16
4	上水道事業の概要	20
5	水道の需要状況	26
6	水道料金	27
7	水道料金の調定	28
8	給水加入金	29
9	取水施設	31
10	浄水施設	33
11	業務委託状況（営業部門）	41
第2	水道事業の財務状況	43
1	収益的収入及び支出	43
2	資本的収入及び支出	45
3	貸借対照表	46
4	費用構成表	48
5	企業債	48
第3	監査結果及び意見	49
1	水道料金は適切に設定されているか	49
2	水道料金の徴収事務は適切に行われているか。また、滞納整理など債権管理は適切に行われているか。	54
3	人件費、建設費、維持管理費等の費用について効率的な経費管理が行われているか。	58

4	契約事務は適切に行われているか。	65
5	財産管理・物品管理は適切に行われているか。	75
6	情報セキュリティ対策は適切に行われているか。	83
7	将来の事業の見通し及び計画策定は適切に行われているか。	85
8	会計処理は地方公営企業法などの基準に準拠して適切に行われているか。	97
第3章	下水道事業における財務事務と管理運営	101
第1	生活環境部生活排水対策室の概要	101
1	機構図	101
2	配置表及び職員数	102
3	事務分掌	103
4	下水道事業の概要	105
5	施設別概要説明	112
6	下水道使用料	125
7	下水道使用料の調定	126
8	下水道受益者負担金	127
9	公共下水道接続奨励	128
10	地域汚水処理施設について	129
11	農業集落排水施設について	131
12	浄化槽について	133
第2	下水道事業の財務状況	135
1	歳入及び歳出	135
2	市債	137
第3	監査結果及び意見	138
1	下水道使用料は適切に設定されているか	138
2	公共下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の徴収事務は適切に行われているか	142
3	人件費、建設費、維持管理費等の費用について効率的な経費管理が行われているか。	145
4	契約事務は適切に行われているか	149
5	財産管理・物品管理は適切に行われているか	154
6	情報セキュリティ対策は適切に行われているか	163
7	下水道事業の実施に当たり適用される法律が適切に適用されているか。	164
8	将来の事業の見通し及び計画策定は適切に行われているか	167
第4章	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	177

## **第1章 総論**

### **第1 包括外部監査の概要**

#### **1 包括外部監査の種類**

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

#### **2 選定した特定の事件**

水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について

#### **3 外部監査の対象期間**

原則として平成25年度の執行分  
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

#### **4 外部監査の実施期間**

平成26年7月28日から平成27年3月25日まで

#### **5 特定の事件を選定した理由について**

私たち人間にとって水は生活に、企業活動に必要不可欠な資源である。日本における水事情は、安全で安心、安定的な供給を当然に求められ、地方自治体において主に管理・運営されている。地方自治体が水を安定給水するためには、水源の確保や供給における整備・メンテナンスは、非常に重要である。

いわき市は昭和41年10月、合併により誕生し、それぞれの市町村から引き継がれた既設水道が統合され、広域水道事業体となっている。平成24年度の給水区域内の普及率は99.7%、給水件数は13万9,387件となっている。一方、下水道事業においても平、小名浜地区が「いわき市公共下水道事業」に一本化され、市街地を中心に区域を拡大している。平成24年度の普及率は49.9%、処理区域面積3,941ha、処理区域人口16万7,933人となっており、今後更なる普及が望まれているところである。いわき市の市民、企業においては、

上水・下水の使用料を支払っているという側面からも、水道事業・下水道事業への関心は自ずと高いものであるが、特に震災による断水を経験したことによって、その重要性は更に増したのではないかと思われる。

上記のような環境の中で、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる一方で、資産老朽化に伴う修繕・更新需要等が高まりつつあるため、より一層財政事情は厳しい環境にある。

さらに、総務省から、簡易水道事業・公共下水道事業への地方公営企業法の適用範囲拡大を推進する報告書が公表されている（「地方公営企業法の適用に関する研究会」平成26年3月28日）。経営の自由度向上による経営効率化、損益・ストック情報に基づいた財政状況の把握、住民・議会への情報公開による地方自治体ガバナンスへの要請が高まっているためと考える。財政状況について、平成24年度における「いわき市水道事業」における企業債の残高は約336億円と総資産に対して35.11%を占めている。一方下水道事業の平成24年度末の下水道事業債の残高は約704億円となっており、いわき市全体で水道事業関連の地方債は1,000億円以上となっている。

上水道事業については、すでに平成26年度から新地方公営企業会計制度が導入され、民間企業とほぼ同水準の会計情報の把握が可能となった。今後は、会計情報を活用した経営計画の策定とその管理が必要になってくる。

このような状況下において、様々な環境変化に晒されている水道事業や下水道事業の管理運営状況について財務事務の執行状況、事業の管理運営の経済性、効率性、適正規模での運営等について監査を行うことは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

## 6 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

水道事業、下水道事業に関する事務の執行等について、地方自治法、条例及びその他の法令等に従い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、組織及び運営の合理化に努めるべき原則等を規定する法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

### (2) 監査手続

- ① 事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 関係書類を閲覧し検証した。
- ③ 所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④ 必要に応じて所管部局等及び関連施設等への現場視察を実施した
- ⑤ 検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した
- ⑥ その他必要とした手続きを実施した

## 7 監査対象部局等

水道局  
生活環境部生活排水対策室

## 8 外部監査の補助者

公認会計士	松	田	卓	也
公認会計士	齋	藤	雄	史
試験合格者				
公認会計士	中	鉢	政	彦
試験合格者				

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしている。

## 第2 包括外部監査の監査結果

### 1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成27年1月末現在での判断に基づき記載している。

## 2 監査結果及び意見の要約リスト

NO	監査結果及び意見要約	区分		参照 ページ
		指摘事項	意見	
<b>第2章 水道事業（簡易水道含む）における財務事務と管理運営</b>				
1	<b>水道料金は適切に設定されているか</b>			49
	<p>▶水道料金の算定はおおむね妥当に実施されていると考える。          &lt;今後留意すべき点&gt;          以下の2点について留意いただきたい。          ①平成26年度より地方公営企業会計制度が改定されており、特にこれまで負担がなかった退職給付費用が毎年度、これまでの料金原価に上乗せされることが想定される。          ②今後、各年度で必要な定期修繕に係る費用は適切に見積もったうえで予算措置が必要となる。          以上から、定期的な料金原価の見直しにあたって、会計制度の改正も踏まえた適正な料金設定に努めていただきたい。</p>	—	—	53
2	<b>水道料金の徴収事務は適切に行われているか。また、滞納整理など債権管理は適切に行われているか。</b>			54
	<p>▶継続的に回収している債権について、本来、時効中断し、不納欠損すべきではない。          &lt;今後留意すべき点&gt;          滞納債権分割返済中の債務者に対する債権については、時効管理に係るシステム構築も必要であるので、システム更新の際には、検討いただきたい。</p>	—	○	57
3	<b>人件費、建設費、維持管理費等の費用について効率的な経費管理が行われているか</b>			58
	<p>▶抽出したサンプルについては、各種手当の事務処理、時間外勤務に係る事務手続きについては、規定に基づいて行われている。</p>	—	—	64
4	<b>契約事務は適切に行われているか</b>			65
	<p><b>（入札不調に伴う随意契約について）</b>          ▶一般競争入札が不調となり、随意契約に移行したが、工事延長による工事総額の上昇につながることで、復興工事等で引受業者が限定されているという理由では、不十分である。          &lt;今後留意すべき点&gt;          緊急の修繕など、年度内に工事を完了させなければならないという明確な理由の記載が必要である。          ▶入札参加資格の要件を「市内業者」とせず、広く近隣自治体</p>	—	○	66
		—	○	



NO	監査結果及び意見要約	区分		参照 ページ
		指摘事項	意見	
	<p>の業者も参加要件を認めることで、より経済性を発揮できた可能性があることから、当該契約の入札参加資格の要件は妥当性に欠ける。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>広く近隣自治体の業者に参加要件を認めることで、より経済性を発揮できた可能性がある。</p>			
	<p><b>(契約締結伺の記載不備について)</b></p> <p>▶「入札結果報告兼契約締結伺」の決裁日の記載が漏れており、文書等取扱規程に違反している。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>すべての起案文書について、再度記載を徹底するように取り組まれない。</p>	○	—	66
	<p><b>(最低制限価格の事後公表について)</b></p> <p>▶震災後、工事単価の変動が大きいいわき市の環境下において、応札業者からの無用の疑念を排除するとともに、入札及び契約の透明性を高める観点からは、当該最低制限価格を事後公表とすることを検討すべきである。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>平成26年4月1日以降の契約工事からは、設計積算（予定価格算定）時点から契約締結までの間に単価変更があったものについては、契約締結時点での単価で変更契約ができる取扱いを徹底するように取り組まれない。</p>	—	○	67
	<p><b>(低入札価格調査制度の導入について)</b></p> <p>▶現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手の確保をすべく、低入札価格調査の導入等、工事の性格等に応じた入札契約方式を行えるよう、検討すべきである。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>法改正に伴って、公共工事の入札及び契約の適正化を図るべく、低入札価格調査基準や最低制限価格の適切な設定等が求められる。</p>	—	○	69
	<p><b>(低入札価格調査制度の適切な活用について)</b></p> <p>▶将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手を確保すべく、低入札価格調査制度の活用について検討されたい。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」に</p>	—	○	71

NO	監査結果及び意見要約	区分		参照 ページ
		指摘事項	意見	
	において、関係省庁申合せとしてとりまとめ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用が求められている。			
	<p><b>(契約書類簿冊の整理について)</b></p> <p>▶委託契約において完成確認を行っている書類（現場写真）の整備に不十分な点が散見された。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>完成確認は、書類により行っているとのことであるため、今後は書類の整理を矛盾なく行い、検査時に内容の確認を行うべきである。</p>	—	○	72
	<p><b>(公益社団法人いわき市シルバー人材センターとの随意契約に係る公表について)</b></p> <p>▶一部の公表データが誤って削除されており、公表されている情報に格差が生じており問題である。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>①公表すべきデータの状況を常にモニタリングすることは必要であるが、データの更新時には特に注意が必要である。</p> <p>②随意契約の相手方とした理由の公表内容について、他の自治体の公表理由を参考に見直す必要がある。</p>	○	—	72
5	<b>財産管理・物品管理は適切に行われているか</b>			75
	<p><b>(固定資産シールの貼り付けについて)</b></p> <p>▶現場視察を行った施設内の固定資産については、水質管理センターを除いて、固定資産番号シールを貼付していなかった。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>適正な財務報告、維持管理計画の策定、横領等の不正を回避するために、固定資産番号を作成し、シールとして貼り付け管理すべきである。</p> <p>▶固定資産の実地調査については、少なくとも年1回は実施し、固定資産原簿との照合を行うべきである。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>固定資産の管理は公営企業において、特に重要な経理の一つであることから、固定資産明細などにより、定期的な管理、更新を徹底すべきである。</p>	—	○	77
	<p><b>(久之浜浄水場における固定資産台帳の不備について)</b></p> <p>▶固定資産台帳に登録誤りがある。</p> <p>&lt;対応すべき点&gt;</p> <p>資産の実態に合わせて、固定資産台帳修正すべきである。</p>	○	—	78

NO	監査結果及び意見要約	区分		参照 ページ
		指摘事項	意見	
	<p><b>(大利ポンプ場 流量計(メーター)の固定資産台帳の転用未処理について)</b></p> <p>▶再利用した一般家庭用の流量計(メーター)について、貯蔵品から固定資産への転用処理がなされていなかった。</p> <p>&lt;対応すべき点&gt;</p> <p>一般家庭から回収した流量計(メーター)について、利用可能なものを転用した場合は、会計上適正な転用処理を施すべきである。</p>	○	—	78
	<p><b>(小川浄水場 残留塩素計の固定資産台帳の変更未処理について)</b></p> <p>▶固定資産について、会計上(固定資産台帳上)の所在場所と異なる場所で管理している状態となっている。</p> <p>&lt;対応すべき点&gt;</p> <p>いわき市水道事業会計規程に則って所轄部門や各課の管理を明確にするよう実態にあった適正な会計処理及び固定資産台帳の記載を行うべきである。</p>	○	—	79
	<p><b>(薬王寺ポンプ場 仮設貯水槽について)</b></p> <p>▶固定資産台帳から除外した仮設貯水槽を廃棄しておらず、転用していた。固定資産台帳と現物が相違していると共に、所管換手続を定めたいわき市水道事業会計規程に抵触している。</p> <p>&lt;対応すべき点&gt;</p> <p>固定資産台帳に登載するとともに、適正な所管換手続を実施すべきである。</p>	○	—	80
	<p><b>(休止施設の取扱いについて)</b></p> <p>▶水道事業として機能を有していない、また現時点で再利用の予定もない休止施設がある。</p> <p>&lt;対応すべき点&gt;</p> <p>有姿除却により貸借対照表から除外すると共に、備忘価額まで固定資産台帳上の簿価を減額すべきである。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>平成26年度より適用となるいわき市水道事業会計規程において減損に関する規定が既に定められているので、参考にして頂きたい。</p>	○	—	81
	<p><b>(施設転用後の未稼働資産について)</b></p> <p>▶浄水施設から配水池に転用しているが、一部の固定資産について、未稼働となっている。</p>	—	○	82

NO	監査結果及び意見要約	区分		参照 ページ
		指摘事項	意見	
	<p>&lt;対応すべき点&gt; 有姿除却を検討し貸借対照表から除外すると共に、備忘価額まで固定資産台帳上の簿価を減額すべきである。</p>			
6	<b>情報セキュリティ対策は適切に行われているか</b>			83
	<p>▶担当課が所管する USB 等は、年一回のたな卸を実施しているが、その検証の証跡が確認できなかった。</p> <p>&lt;対応すべき点&gt; 管理状況や責任の所在を明らかにすべく、たな卸の実施日付、確認者、USB 保管場所、管理の状況等、たな卸結果を証跡として残すべきである。</p>	—	○	84
7	<b>将来の事業の見通し及び計画策定は適切に行われているか</b>			85
	<p>▶水道事業に係る事業評価はおおむね妥当に実施されていると考える。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt; 平成 29 年度に策定される新たな中期経営計画に、上記評価結果を含めた計画策定に心掛けていただきたい。</p>	—	—	96
8	<b>会計処理は地方公営企業法などの基準に準拠して適切に行われているか</b>			97
	<p>▶新地方公営企業会計制度への対応はおおむね妥当に行われていると考える。</p> <p>&lt;留意すべき点&gt; 以下の 2 点について留意いただきたい。 ①退職給付引当金及び修繕の処理については、金額的な影響が大きく、かつ、今後の予算・決算に継続的に影響するため、引き続き十分に留意していただき、安定的に事業が運営できるように検討していただきたい。 ②更新投資の増加も予測されるため、慎重な検討が必要である。</p>	—	—	100
<b>第 3 章 下水道事業における財務事務と管理運営</b>				
1	<b>下水道使用料は適切に設定されているか</b>			138
	<p>▶経費回収率及び下水道使用料の積算資料を閲覧した結果、下水道使用料の算定はおおむね妥当に実施されていると考える。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt; 経費回収率は全国又は類似団体と比較して低いことから、今回の平成 26 年 4 月の改正以降も、安定的な下水道事業の運営ができるように使用料改定の可否を検討していただきたい。</p>	—	—	141

NO	監査結果及び意見要約	区分		参照 ページ
		指摘事項	意見	
2	公共下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の徴収事務は適切に行われているか			142
	▶徴収事務を委託している年度の財務状況が事務負担金に反映されていない。 <今後留意すべき点> 現状よりも合理的な算定根拠として、翌年度の予算に基づいた数値に計算根拠を求めることによって現状よりは実態を反映した数値での予算を策定することが可能となるのではないかと思われる。	○	—	144
3	人件費、建設費、維持管理費等の費用について効率的な経費管理が行われているか。			145
	(各種手当の事務処理について) ▶職員課給与係から、認定状況確認の通知が行われているが、課等の長への一方的な通知であり、不正受給の観点から十分な検証がなされているとは言い難い。 <今後留意すべき点> ①職員が給与マスター内容と現況につき確認した書面を求め、これを職員課給与係がとりまとめて検証する。 ②定期的に支給要件の具備、支給額妥当性の再計算等、サンプリング調査を行い、不正受給防止を担保する体制を整備・運用することが必要である。 ③特に通勤手当の変更は、より不正受給防止を担保する体制を整備・運用する必要がある。	—	○	145
	(時間外勤務の管理について) ▶事務手続きは、規定に基づいて行われていた。	—	—	147
	(特殊勤務手当の入力について) ▶現行の入力作業は、業務不効率や入力ミスに繋がる可能性がある。 <今後留意すべき点> 月1回1か月分の作業従事日数を入力すること等が考えられるが、システムのみ変更することは不可能であるため、システム更新のタイミングで、改めて対応を検討されたい。	—	○	147
4	契約事務は適切に行われているか			149
	(等級別格付に関する発注標準の相違について) ▶「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」の一部改正が行われていなかった。	○	—	149

NO	監査結果及び意見要約	区分		参照 ページ
		指摘事項	意見	
	<p>&lt;対応すべき点&gt; 格付基準、発注標準の改正を行った際には、要綱の一部改正も適時に行う必要がある。(なお、既に要綱の一部改正は行われていることは確認した。)</p>			
	<p><b>(契約締結伺の記載不備について)</b>            ▶「入札結果報告兼契約締結伺」の決裁日の記載が漏れており、文書等管理規程に違反している。            &lt;今後留意すべき点&gt;            すべての起案文書について、再度記載を徹底するように取り組まれない。</p>	○	—	153
5	<b>財産管理・物品管理は適切に行われているか</b>			154
	<p><b>(中部浄化センター汚泥焼却灰保管用倉庫賃貸契約について)</b>            ▶リース料は、仮設建物の耐用年数7年を前提として計算した場合、倉庫を建築した場合に比べて経済的合理性がないと言わざるを得ない。            &lt;今後留意すべき点&gt;            経済合理性も合わせて考慮の上、委託業者の選定、契約金額、契約更新の有無を決すべきであると考えられる。</p>	○	—	156
	<p><b>(中部浄化センター脱水汚泥機 No.1 の処分検討について)</b>            ▶遊休状況となっている脱水汚泥機について、修理・故障時の代替のため保有しているが、使用実績が数年間全くない状況である。なお、点検の結果、稼働は可能であるが処分を行っていない。            &lt;今後留意すべき点&gt;            予備機としての有用性が乏しい設備は、インフラ長寿命化計画も考慮の上、除売却等の時期を検討する必要がある。</p>	—	○	158
	<p><b>(北白土第一ポンプ場管理人舎の用途廃止について)</b>            ▶現在空き家となっている管理人舎用地は、送水の機能確保のためポンプ等の仮設設備を設置する用地として活用することが検討されているが、建物が残置されているため、用地活用時に支障が生じる可能性がある。            &lt;今後留意すべき点&gt;            遊休となっている当該管理人舎に関して、現在稼働しているポンプの突発的な故障等に備え、迅速に仮設ポンプ等の設置ができるように施設の取り壊しを行っておくべきである。</p>	—	○	160

NO	監査結果及び意見要約	区分		参照 ページ
		指摘事項	意見	
	<p><b>(鎌田ポンプ場用地の管理について)</b></p> <p>▶用地が空き地となっているが、近隣住宅工事等で業者の車が不正使用（駐車）されている状況であった。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>行政財産として管理している以上、用地境界を明確にし、不正使用が行われないように定期的に見回り、看板等の設置などを行うべきである。</p>	—	○	160
	<p><b>(北部浄化センター内に保管されている発電機の管理状況について)</b></p> <p>▶保管状況は、野ざらしの状態となっているため、部分的に使用するとは言っても管理方法に問題がある。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>後日、使用するということから、当該資産の管理状況については、ビニールシートなどをかけ直すなどの対応が必要である。（なお、既にビニールシートを掛け直したとの報告を担当から受けた。）</p>	—	○	161
6	<b>情報セキュリティ対策は適切に行われているか</b>			163
	<p>▶情報セキュリティ対策は適切に行われていると考える。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>引き続き、実態に合った情報セキュリティポリシーの更新及びその運用を心掛けていただきたい。</p>	—	—	163
7	<b>下水道事業の実施に当たり適用される法律が適切に適用されているか。</b>			164
	<p><b>(排水設備の接続義務に対する市の取組みについて)</b></p> <p>▶「下水道接続件数集計表」により、未接続件数を把握しているが、担当課での明確な解消策の検討が行われていない。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>下水道接続義務違反解消に向けた体制を構築すべきである。</p> <p>▶未だ水洗化への切替を行っていないケースについて、今後の解消見込が具体化されていない。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>水洗化義務違反の解消を促進するための協議、実行を図っていく必要がある。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>他の自治体においては、改造義務違反者に対しては、改造命令、命令違反者に対して罰金を科す制度設計がなされている。いわき市においても、義務違反者に対して適切な対応が</p>	—	○	164
		—	○	

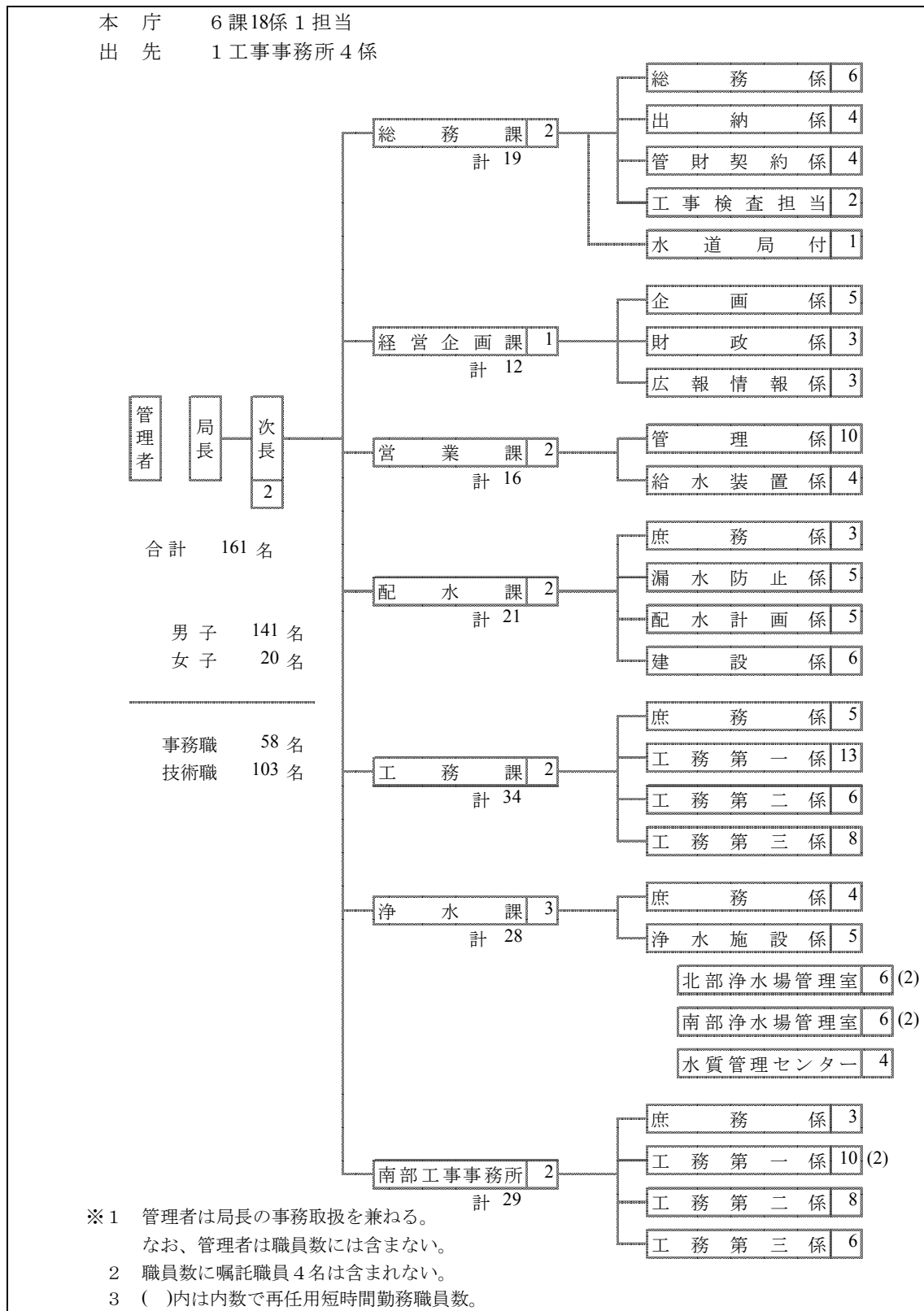
NO	監査結果及び意見要約	区分		参照 ページ
		指摘事項	意見	
	図られるよう努めていただきたい。			
	<p><b>(下水道法第10条第1項但書の適用について)</b></p> <p>▶温泉街を中心とした一帯での供用開始を契機として、平成14年度に新たに減量認定割合を設定したが、当時の算定根拠と現在の計算結果が相違しているか否かについては、検討していない。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>温泉街に適用している減量認定割合は、設定割合が適用可能かどうかを年度ごとに把握しておく必要がある。</p>	—	○	166
8	<b>将来の事業の見通し及び計画策定は適切に行われているか</b>			167
	<p>▶下水道事業に係る中期ビジョンはおおむね妥当に計画され、運用されていると考える。</p> <p>&lt;今後留意すべき点&gt;</p> <p>次期中期ビジョン等では、地方公営企業法の財務規定を適用して企業会計を導入した計画となるが、財務情報を活用して、より一層の経営改善に向けた計画策定に心掛けていただきたい。</p>	—	—	176
	区分計	11	20	



## 第2章 水道事業（簡易水道含む。）における財務事務と管理運営

### 第1 水道局の概要

#### 1 機構図





### 3 事務分掌

区 分	分 掌 事 務
総 務 課	1 水道事業運営の総合調整に関する事。
	2 公印の統括管理に関する事。
	3 公告式に関する事。
	4 文書事務の統括に関する事。
	5 情報公開コーナーに関する事。
	6 市議会との連絡に関する事。
	7 例規の制定改廃の審査及び解釈に関する事。
	8 儀式及びほう賞に関する事。
	9 職員の定数及び配置に関する事。
	10 組織機構及び職務権限に関する事。
	11 職員の任用、退職、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。
	12 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
	13 職員の給与の支給に関する事。
	14 職員の旅費に関する事。
	15 職員の研修に関する事。
	16 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。
	17 職員の安全衛生及び公務災害に関する事。
	18 労働組合に関する事。
	19 庁舎の維持管理に関する事。
	20 水道関係団体に関する事。
	21 現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
	22 決算に関する事。
	23 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
	24 資金の運用に関する事。
	25 財務会計の電子計算組織の利用に関する事。
	26 たな卸資産の取得、統括管理及び処分に関する事。
	27 固定資産の統括管理及び処分に関する事。
	28 固定資産の実地調査、登記及び登録に関する事。
	29 車両、工具、器具及び備品の購入（償却資産となるものに限る。）に関する事。
	30 損害保険等に関する事。
	31 契約事務の統括に関する事。
	32 工事（工事の設計、測量、製造、試験及び調査を含む。以下「工事等」という。）
	及び物品の入札参加資格に関する事。
	33 工事等（緊急修繕工事を除く。）の請負契約に関する事。
	34 水道局建設業者等選定委員会に関する事。
	35 工事の進行管理に関する事。
	36 工事等の検査（給水装置工事の検査を除く。）に関する事。
	37 工사용資材の使用基準に関する事。
	38 工事等の設計基準及び技術基準に関する事。
	39 工事等の技術、設計及び施行管理の指導に関する事。
40 その他他課等の所管所掌に属さない事項に関する事。	

区 分	分 掌 事 務
経営企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業経営の総合企画及び総合調整に関すること。</li> <li>2 経営計画の策定に関すること。</li> <li>3 事業の認可申請に関すること。</li> <li>4 実施計画の策定及び統括に関すること。</li> <li>5 経営分析及び事業評価に関すること。</li> <li>6 経営の効率化の調査及び研究に関すること。</li> <li>7 業務改善の統括に関すること。</li> <li>8 業務状況の報告に関すること。</li> <li>9 料金制度の調査及び研究に関すること。</li> <li>10 水道事業経営審議会に関すること。</li> <li>11 陳情及び要望の処理及び連絡に関すること。</li> <li>12 財政計画及び財政運営に関すること。</li> <li>13 予算原案の作成、予算の配当及び執行管理に関すること。</li> <li>14 資金計画に関すること。</li> <li>15 企業債及び一時借入金に関すること。</li> <li>16 事業の統計に関すること。</li> <li>17 広報及び広聴に関すること。</li> <li>18 情報化の計画、推進及び調整に関すること。</li> <li>19 電子計算組織の利用の調査及び研究に関すること。</li> <li>20 電子計算組織の利用に係る情報システムの効率的利用の統括に関すること。</li> <li>21 電子計算組織の適応業務の選択に関すること。</li> </ol>
営業課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管たな卸資産の管理に関すること。</li> <li>2 検定の有効期限満了に伴う水道メーターの取替えに関すること。</li> <li>3 営業業務の計画、推進及び調整に関すること。</li> <li>4 料金徴収制度の調査及び研究に関すること。</li> <li>5 水道料金等の電子計算組織の利用に関すること。</li> <li>6 水道料金等の収入整理に関すること。</li> <li>7 水道料金等の不納欠損に関すること。</li> <li>8 水道使用の届出の処理に関すること。</li> <li>9 使用水量の計量及び点検に関すること。</li> <li>10 水道料金等の調定及び減免に関すること。</li> <li>11 水道料金等の収納及び過誤納金の還付に関すること。</li> <li>12 水道料金等の滞納整理に関すること。</li> <li>13 いわき市水道料金お客様センターに関すること。</li> <li>14 給水装置業務の計画、推進及び調整に関すること。</li> <li>15 給水装置の届出の処理及び設計審査に関すること。</li> <li>16 指定給水装置工事事業者に関すること。</li> <li>17 給水台帳に関すること。</li> <li>18 開発行為等に伴う給水の協議に関すること。</li> <li>19 直結給水の調査及び研究に関すること。</li> </ol>

区 分	分 掌 事 務
配 水 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漏水防止対策の計画、推進及び調整に関すること。</li> <li>2 漏水の調査に関すること。</li> <li>3 水道施設の図面の統括管理に関すること。</li> <li>4 無線装置の設置及び統括管理に関すること。</li> <li>5 道路、河川等の継続占用の許可申請に関すること。</li> <li>6 水資源の開発調査及び取水計画に関すること。</li> <li>7 水利権（水利使用の許可の更新申請を除く。）に関すること。</li> <li>8 水道施設の長期的な整備計画に関すること。</li> <li>9 水道施設の効率化の調査及び研究に関すること。</li> <li>10 災害、事故等対策に関すること。</li> <li>11 配水施設の運用計画、推進及び調整に関すること。</li> <li>12 配水施設の統括管理に関すること。</li> <li>13 拡張事業の計画及び施行に関すること。</li> <li>14 配水施設の拡張工事に関すること。</li> <li>15 配水管整備事業の計画に関すること。</li> </ol>
工 務 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管たな卸資産の管理に関すること。</li> <li>2 所管施設の借地契約に関すること。</li> <li>3 水道メーターの取替え（検定の有効期限満了に伴う水道メーターの取替えを除く。）に関すること。</li> <li>4 配水施設の拡張及び改良工事に関すること。</li> <li>5 配水管整備事業の施行に関すること。</li> <li>6 配水施設の維持管理に関すること。</li> <li>7 所管区域の断水、給水制限及び応急給水に関すること。（ただし、所管区域については、管理者が別に定める。以下同じ。）</li> <li>8 所管区域の給水装置の届出の処理（占用許可申請及び分岐立会いに限る。）及び工事検査に関すること。</li> <li>9 指定給水装置工事事業者の指導及び監督に関すること。</li> </ol>
浄 水 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水利使用の許可の更新申請に関すること。</li> <li>2 水源流域の保全に関すること。</li> <li>3 水道水源保護審議会に関すること。</li> <li>4 所管たな卸資産の管理に関すること。</li> <li>5 所管施設の借地契約に関すること。</li> <li>6 浄水施設の運用計画、推進及び調整に関すること。</li> <li>7 浄水施設の統括管理に関すること。</li> <li>8 浄水施設の拡張及び改良工事に関すること。</li> <li>9 浄水施設の維持管理に関すること。</li> <li>10 浄水場管理室に関すること。</li> <li>11 水質管理センターに関すること。</li> </ol>

区 分	分 掌 事 務
南部工事事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報公開コーナーに関する事。</li> <li>2 所管たな卸資産の管理に関する事。</li> <li>3 所管施設の借地契約に関する事。</li> <li>4 水道メーターの取替え（検定の有効期限満了に伴う水道メーターの取替えを除く。）に関する事。</li> <li>5 配水施設の拡張及び改良工事に関する事。</li> <li>6 配水管整備事業の施行に関する事。</li> <li>7 配水施設の維持管理に関する事。</li> <li>8 所管区域の断水、給水制限及び応急給水に関する事。</li> <li>9 所管区域の給水装置の届出の処理（占用許可申請及び分岐立会いに限る。）及び工事検査に関する事。</li> <li>10 指定給水装置工事事業者の指導及び監督に関する事。</li> </ol>

#### 4 上水道事業の概要

いわき市は、昭和41年10月1日、平市、磐城市、勿来市、常磐市、内郷市、石城郡四倉町、遠野町、小川町、三和村、好間村、川前村、田人村、双葉郡久之浜町、大久村の5市4町5村の14市町村合併により発足した広域都市である。合併当時以降のいわき市水道事業の概要については、「平成25年度 水道事業統計年報」I事業の沿革と推移の1いわき市の概況及び2水道事業の沿革に記載されていることから内容を引用する。

##### (1) 合併当時の水道事業

昭和41年10月1日、いわき市発足に伴い旧市町村から引き継がれた水道は、大正6年3月に創設された平上水道をはじめとして、合併直前に磐城上水道からの分水により新設された鹿島簡易水道を含め上水道9事業、簡易水道19事業の計28事業があり、総配水能力は93,546 m<sup>3</sup>/日、給水人口242,590人であったが、昭和44年2月に施設統合許可を得るまでの間それぞれ独立した事業として運営されてきた。

合併により新市に引き継がれた時点での各事業の規模は、次の通りである。

##### (上水道事業)

区 分	認 可 年 月 日	計画給水人口	計画1日最大配水量
平 上水道	大正6年3月9日	60,000 人	21,000 m <sup>3</sup>
磐 城 〃	昭和9年7月25日	60,000	22,200
勿 来 〃	昭和24年2月14日	55,000	19,000
常 磐 〃	昭和6年2月26日	39,200	10,200
内 郷 〃	昭和25年12月26日	46,700	8,400
四 倉 〃	昭和11年9月10日	12,000	3,600
久之浜 〃	昭和26年3月12日	6,500	1,950
小 川 〃	昭和38年12月28日	9,000	1,463
好 間 〃	昭和40年12月14日	5,700	1,710
計 (9事業)		294,100	89,523

## (簡易水道事業)

区 分	事 業 名	認 可 年 月 日	計 画 給 水 人 口	計 画 1 日 最 大 配 水 量
平	平 窪 簡易水道	昭和29年 3 月 20 日	800 人	120 m <sup>3</sup>
	赤 井 "	昭和33年 9 月 26 日	3,800	596
	草 野 "	昭和35年 8 月 30 日	5,000	750
勿 来	山 田 "	昭和29年 10 月 29 日	4,000	600
	法 田 "	昭和36年 7 月 31 日	1,600	240
	佐 倉 "	昭和41年 9 月 30 日	110	16.5
常 磐	鹿 島 "	昭和41年 3 月 19 日	730	109
四 倉	山田小湊 "	昭和30年 9 月 28 日	200	30
	白 岩 "	昭和33年 10 月 23 日	210	31
小 川	高 崎 "	昭和32年 9 月 3 日	300	45
	福 岡 "	昭和35年 10 月 12 日	300	45
好 間	北好間 "	昭和38年 10 月 17 日	2,670	426
	上好間 "	昭和39年 6 月 30 日	480	72
遠 野	深山田 "	昭和30年 3 月 30 日	300	45
	上遠野 "	昭和35年 7 月 14 日	2,200	330
	下 滝 "	昭和38年 10 月 1 日	540	81
	根 岸 "	昭和41年 6 月 6 日	600	90
田 人	田 人 "	昭和32年 9 月 15 日	1,100	300
川 前	川 前 "	昭和38年 7 月 30 日	800	210
計 ( 19 事業)			25,740	4,136.50

## (合計)

区 分	設 置 数	計 画 給 水 人 口	計 画 1 日 最 大 配 水 量
上 水 道 事 業	9	294,100 人	89,523.0 m <sup>3</sup>
簡 易 水 道 事 業	19	25,740	4,136.5
計	28	319,840	93,659.5

## (2) いわき市上水道の創設事業

昭和 41 年 10 月 1 日のいわき市発足と同時に、合併の申し合わせによる財政経過措置期間が昭和 43 年度末までの 2 年 6 ヶ月にわたり設定されたことにより、新市に引き継がれた上水道及び簡易水道は、同期間中それぞれ旧市町村ごとの区分により独立採算で経営されたが、当時の水道施設の状況は、施設能力が夏季需要期には限界に達し、常時減圧や断水を生じていた地区や水源難のため施設拡張のできない地区等、給水事情の改善が急務であった。

このため、昭和 43 年度末の財政経過措置期間切れを目前にして、一市一事業の観点にたち、特に遠隔の地に点在する 11 の簡易水道を除く 9 上水道・8 簡易水道を配水管



の接続により廃止統合して有機的な一事業とし、「いわき市上水道事業」としての一元化を図ることとなった。

この「いわき市上水道」の創設事業は、昭和44年2月15日に厚生大臣の認可を得、当初昭和44年度から2か年継続事業で施行された後、継続年期を1年間延長し3か年継続事業により施行、昭和46年度末に完了した。また、本事業の前から施行していた平第四次拡張工事及び磐城第四次拡張工事もこれと並行して施行された。

いわき市上水道の創設事業は、各上水道、簡易水道の水系間を配水管で接続することにより既設能力を最大限に活用して水利の地域別再配分を行い、また、費用の節減、水道料金の統一など事業の合理化を図るもので、事業の基本計画は、各水道ごとに異なる1人1日当たり給水量を地域の実情に応じて調整して設定された。

### (3) 専用水道統合事業

昭和17年10月、古河好間炭鉱専用水道を布設し、以来、炭鉱地区の住宅用水及び鉱業用水の給水を行っていた古河好間炭鉱が昭和45年2月閉山となり、同専用水道が廃止されることとなった。

この専用水道の給水区域は市上水道の給水区域に隣接しており、閉山に際して古河好間炭鉱から市に対し施設の移管について申し入れがあったことから、市は同炭鉱の保有する水利権1,586 m<sup>3</sup>/日の譲渡を受け、昭和45年9月5日厚生大臣の認可を得てこれを市上水道の給水区域に編入し、閉山炭鉱施設整備事業として国庫補助による整備を行った。

### (4) いわき市上水道第一期拡張事業

17事業の廃止統合により創設された本市上水道は、水源24か所、浄水場13か所、浄水施設19か所と施設が多く、その態様も多種多様で維持管理が困難なうえ、施設の老朽化、水源水質の悪化等が進み、また、施設統合後も依然として給水能力が需要に対し不足し、地域的な需給調整が困難であるなど拡張工事の必要に迫られていた。

他方、施設拡張を前提としての水道水源の確保については、合併前から様々な努力を重ねられてきたが、国の農業施策が転用促進に転換したことでかんがい用水と水利の調整が急展開し、また、県営四時ダムが多目的ダムとしての実施計画に入ったことなどから、その確保の見通しがついた。

これにより、将来における都市基盤整備のための拡張工事を併せて施行する計画を立て、その水源を夏井川表流水36,000 m<sup>3</sup>/日、四時川表流水19,200 m<sup>3</sup>/日、四時ダム35,200 m<sup>3</sup>/日（計90,400 m<sup>3</sup>/日）に求め、既設施設の改修を併せ94,400 m<sup>3</sup>/日の施設の新規拡張を図るため、昭和47年3月29日に厚生大臣の認可を得、昭和47年4月、事業に着手した。

その後、四時ダムのダム型式変更により35,200 m<sup>3</sup>/日が15,000 m<sup>3</sup>/日に減ったことから減水量20,200 m<sup>3</sup>/日の代替水源を法田第2ポンプ場（浅井戸）20,000 m<sup>3</sup>/日に求めることとして全体計画を見直し、昭和52年11月26日厚生大臣の変更認可を得て、昭和47年度から昭和58年度までの12か年継続事業とした。

事業の内容は、夏井川水系において平浄水場40,000 m<sup>3</sup>/日、鮫川水系四時川において山玉浄水場45,000 m<sup>3</sup>/日、法田第2ポンプ場20,000 m<sup>3</sup>/日、計105,000 m<sup>3</sup>/日の浄水施設を拡張し、取水量低下のため改造が迫られていた鎌田山浄水場（人工伏流水取水方式）

15,000 m<sup>3</sup>/日を平浄水場に廃止統合、同一水系を集結して将来の維持管理体制の強化を図るため、鮫川水系を水源とする埴浄水場 3,000 m<sup>3</sup>/日と志座浄水場 3,600 m<sup>3</sup>/日を泉浄水場に廃止統合するほか、4 か所の小規模施設を廃止統合するものである。

この浄水施設の築造に伴い、勿来配水池（容量 8,000 m<sup>3</sup>/日）外 3 か所の基幹配水池を築造するほか、特に給水区域が広大なため、調整の役割をなす大剣配水池（容量 4,000 m<sup>3</sup>）外 6 か所を築造、計 34,851 m<sup>3</sup>の容量を増加し、また配水管網は、配水池を起点として、内径 800mm 以下補助管 75mm まで延長 173,197m を布設し、市内一円に給水を図るものである。

#### (5) いわき市上水道第二期拡張事業

本事業は、常磐炭砒専用水道の廃止統合に伴い譲り受けた水利権 29,824 m<sup>3</sup>/日（鮫川水系 17,815 m<sup>3</sup>/日、夏井川水系 12,009 m<sup>3</sup>/日）、四時地区農業用水合理化対策事業への参加により確保した上水道用水 11,900 m<sup>3</sup>/日など、新たな水源をもとに既認可全体計画の見直しを行い、将来の水需要に対処するものである。

平成 2 年度を目標に、基幹浄水場（平、山玉、上野原）を増設・拡張するとともに、高坂、上好間などの小規模浄水場を廃止統合して水処理の効率化を促進し、併せて上水道に隣接する水源水量不足の大利、高崎簡易水道を上水道に廃止統合して水道事業の有機的な運営を図るため、昭和 57 年 1 月 12 日厚生大臣の変更認可を得、第一期拡張事業の残工事を引継ぎ、昭和 57 年度から 9 か年継続事業を進めていたが、その後、給水人口、給水量の伸びが微増傾向にあることから事業実施面で水需要の実態に即した事業計画が求められ、昭和 61 年度において、目標年度を平成 7 年度に延長し、14 か年の継続事業に変更した。

その後、さらに新たな見直しが必要となり、本工事は平成 3 年度で打切り、一部残工事を第三期拡張事業に引き継いだ。

#### (6) いわき市上水道第三期拡張事業

本事業は、第二期拡張事業の許可取得後、昭和 63 年に常磐自動車道が開通し、首都圏との時間的距離が短縮され企業立地やリゾート開発等が進み、また、生活環境等も変化してきたことから、給水区域の拡張、給水量の増加、水源の種別及び取水地点の変更を行い、将来の水需要に対処するものである。

平成 18 年度を目標に、平浄水場、山玉浄水場等の拡張を行い、藤原浄水場、福岡浄水場などの小規模浄水場を廃止して効率化を促進するとともに、上水道に隣接する葉王寺、福岡、袖玉山（民営）簡易水道を上水道に廃止統合して水道事業の有機的な運営を図り、併せて給水区域を拡張し、高野、瀬戸地区の未給水解消を行い、また、施設基準の変更に伴う配水池の新設、増設を行うものである。

#### (7) いわき市上水道第三期拡張事業軽微変更

##### ① 給水区域の拡張（平成 18 年度変更）

平成 19 年 3 月、佐倉簡易水道の上水道への統合に伴う給水区域の拡張について、事業内容の軽微な変更を行った。

また、この変更の際に、平成 4 年 3 月の許可取得から 15 年を経過し、人口減少等により給水量等の計画値と実績値の乖離が進んでいることから、計画値を実態に即したものにすするため、計画諸元の変更を行うとともに、代替施設が整備され休止状況にな

っている小規模浄水場及び水利権について廃止することとした。

② 給水区域の拡張（平成 24 年度変更）

平成 24 年 5 月、国及び福島県が行う小名浜港東港地区多目的国際物流ターミナル整備事業に伴う給水区域の拡張について、事業内容の軽微な変更を行った。

水道事業認可一覧

区 分	創 設	専用水道統合	第一期拡張	第二期拡張	第三期拡張
認可年月日	昭 44. 2. 15	昭 45. 9. 5	昭 47. 3. 29	昭 57. 1. 12	平 4. 3. 31
			昭 52.11.26		平 19. 3. 28
					平 24. 5. 25
認可番号	厚生省環第93号	厚生省環第 599号	厚生省環第 226号 厚生省環第 704号	厚生省環第12号	厚生省生衛第417号
目標年次	昭和47年度	昭和47年度	昭和60年度	平成 7 年度	平成18年度
					平成33年度
計画給水 区域内人口	271,603 人	314,000 人	364,600 人	376,423 人	375,091 人
					338,631 人
					332,658 人
計画給水 人口	277,000 人	280,000 人	350,000 人	374,000 人	374,000 人
					338,000 人
					332,000 人
計画 1 人 1 日 最大給水量	370 ℓ	367.6 ℓ	526 ℓ	576 ℓ	619 ℓ
					488 ℓ
					494 ℓ
計画 1 日 最大給水量	102,490 m <sup>3</sup>	102,940 m <sup>3</sup>	184,000 m <sup>3</sup>	215,260 m <sup>3</sup>	231,610 m <sup>3</sup>
					165,000 m <sup>3</sup>
					164,000 m <sup>3</sup>
起工年月日	昭 44. 4. 1	昭 45. 4. 1	昭 47. 4. 1	昭 57. 4. 1	平 4. 4. 1
竣工年月日	昭 47. 3. 31	昭 46. 3. 31	昭 54. 3. 31	平 4. 3. 31	平34. 3. 31 (予定)
			昭 57. 3. 31		
事業費	356,121 千円	14,917 千円	14,388,000千円	13,656,000千円	41,953,045千円 (認可計画事業費)
計画給水 区域面積	343.56 km <sup>2</sup>	344.06 km <sup>2</sup>	363.86 km <sup>2</sup>	366.44 km <sup>2</sup>	445.80 km <sup>2</sup>
			364.10 km <sup>2</sup>		447.96 km <sup>2</sup>
					448.45 km <sup>2</sup>

※ 第三期拡張の上段は当初認可値、中段及び下段は軽微変更届出値。

## 5 水道の需要状況

(単位：戸・人・%)

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
行政区域内	戸数	128,247	127,075	127,420	128,551
	人口	339,277	330,876	327,890	325,893
給水区域内 (A)	戸数	125,215	124,034	124,370	125,496
	人口	330,063	321,947	319,212	317,469
上水道 (B)	戸数	123,549	122,352	122,682	123,807
	人口	324,890	316,877	314,210	312,524
簡易水道 (C)	戸数	1,666	1,682	1,688	1,689
	人口	5,173	5,070	5,002	4,945
給水区域内	戸数	376	359	343	332
未給水	人口	1,122	1,037	972	951
	上水道	戸数	246	232	220
簡易水道	人口	705	632	590	582
	戸数	130	127	123	116
未給水	人口	417	405	382	369
	戸数				
給水戸数 ・人口 (D)	戸数	124,839	123,675	124,027	125,164
	人口	328,941	320,910	318,240	316,518
上水道 (E)	戸数	123,303	122,120	122,462	123,591
	人口	324,185	316,245	313,620	311,942
簡易水道 (F)	戸数	1,536	1,555	1,565	1,573
	人口	4,756	4,665	4,620	4,576
普 及 率	$D/A \times 100$	99.66	99.68	99.70	99.70
	$E/B \times 100$	99.78	99.80	99.81	99.81
	$F/C \times 100$	91.94	92.01	92.36	92.54

## 6 水道料金

改定年月日	平成9年7月1日適用	平成12年4月1日適用		平成19年4月1日適用		
平均改定率	1.94%	13.16%		9.82%		
料金体系	※消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う改定  料金は、基本料金と水量料金の合計額（船舶用及び私設消火栓消防演習用に係る料金にあっては、水量料金）を従前の料金表により算出し、これに1.05を乗じて得た額とする。 （円未満は切り捨て）	口径別料金体系		口径別料金体系		
		基本料金		基本料金		
		13mm	980円	1,134円		
		20mm	1,960円	2,268円		
		25mm	3,630円	4,200円		
		30mm	6,900円	7,980円		
		40mm	10,800円	12,390円		
		50mm	19,700円	22,680円		
		75mm	53,000円	60,900円		
		100mm	105,000円	120,750円		
		150mm	292,000円	337,050円		
		200mm	385,000円	448,350円		
	水量料金（1 m <sup>3</sup> につき）		水量料金（1 m <sup>3</sup> につき）			
	第一段階	1 m <sup>3</sup> ～ 10 m <sup>3</sup> 68円	1 m <sup>3</sup> ～ 10 m <sup>3</sup> 78.75円			
	第二段階	11 m <sup>3</sup> ～ 20 m <sup>3</sup> 142円	11 m <sup>3</sup> ～ 20 m <sup>3</sup> 163.80円			
	第三段階	21 m <sup>3</sup> ～ 50 m <sup>3</sup> 177円	21 m <sup>3</sup> ～ 50 m <sup>3</sup> 203.70円			
	第四段階	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup> 198円	51 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup> 227.85円			
	第五段階	101 m <sup>3</sup> 以上 216円	101 m <sup>3</sup> 以上 248.85円			
特殊用途		船舶用	1 m <sup>3</sup> につき 216円	1 m <sup>3</sup> につき 248.85円		
		私設消火栓 消防演習用	1 栓10分間につき 1,980円	1 栓10分間につき 2,278.50円		
		浴場用				
		第一段階	1 m <sup>3</sup> ～500 m <sup>3</sup> 60円	1 m <sup>3</sup> ～500 m <sup>3</sup> 63.00円		
		第二段階	501 m <sup>3</sup> 以上 125円	501 m <sup>3</sup> 以上 131.25円		
		第三段階	.....	.....		

(平成 26 年 7 月 1 日適用分)

基本料金		水量料金		
口径 13ミリメートル	1,166円40銭	一 般 用	1立方メートルから10立方メートルまで 1立方メートルにつき	81円
口径 20ミリメートル	2,332円80銭		11立方メートルから20立方メートルまで 1立方メートルにつき	168円48銭
口径 25ミリメートル	4,320円		21立方メートルから50立方メートルまで 1立方メートルにつき	209円52銭
口径 30ミリメートル	8,208円		51立方メートルから100立方メートルまで 1立方メートルにつき	234円36銭
口径 40ミリメートル	12,744円		101立方メートル以上 1立方メートルにつき	255円96銭
口径 50ミリメートル	23,328円	浴 場 用	1立方メートルから500立方メートルまで 1立方メートルにつき	64円80銭
口径 75ミリメートル	62,640円		501立方メートル以上 1立方メートルにつき	135円
口径 100ミリメートル	124,200円	船 舶 用	1立方メートルにつき	255円96銭
口径 150ミリメートル	346,680円			
口径 200ミリメートル	461,160円	私設消火栓 消防演習用	1栓10分間につき	2,343円60銭

## 7 水道料金の調定

(単位：件、円)

年度	件数	調定金額
23	859,339	8,330,548,336
24	885,827	9,425,279,850
25	899,935	9,524,523,554

## 8 給水加入金

(単位：件・円)

区 分	上 水 道			簡 易 水 道			合 計	
	新 設	増 口 径	計	新 設	増 口 径	計		
13 mm	件数	2,087	1	2,088	16		16	2,104
	金額	164,351,250	23,100	164,374,350	1,260,000		1,260,000	165,634,350
20 mm	件数	765	219	984	7	4	11	995
	金額	120,487,500	17,246,250	137,733,750	1,102,500	315,000	1,417,500	139,151,250
25 mm	件数	25	8	33		1	1	34
	金額	7,297,500	1,311,450	8,608,950		213,150	213,150	8,822,100
30 mm	件数	11	6	17			0	17
	金額	6,063,750	2,251,200	8,314,950			0	8,314,950
40 mm	件数	14	5	19			0	19
	金額	12,127,500	2,691,150	14,818,650			0	14,818,650
50 mm	件数	3	8	11			0	11
	金額	4,725,000	7,203,000	11,928,000			0	11,928,000
75 mm	件数	1	1	2			0	2
	金額	4,252,500	2,677,500	6,930,000			0	6,930,000
100 mm	件数			0			0	0
	金額			0			0	0
150 mm	件数			0			0	0
	金額			0			0	0
200 mm	件数			0			0	0
	金額			0			0	0
計	件数	2,906	248	3,154	23	5	28	3,182
	金額	319,305,000	33,403,650	352,708,650	2,362,500	528,150	2,890,650	355,599,300
前年度	件数	2,255	281	2,536	18	5	23	2,559
	金額	233,865,450	30,661,050	264,526,500	1,811,250	393,750	2,205,000	266,731,500

(税 込)



<推移>

区 分	昭和51年4月1日適用	昭和57年4月1日適用	平成元年4月1日適用	平成9年4月1日適用	平成26年4月1日適用
	円	円	円	円	円
13mm	50,000	75,000	77,250	78,750	81,000
20mm	132,000	150,000	154,500	157,500	162,000
25mm	244,000	278,000	286,340	291,900	300,240
30mm	463,000	525,000	540,750	551,250	567,000
40mm	725,000	825,000	849,750	866,250	891,000
50mm	1,320,000	1,500,000	1,545,000	1,575,000	1,620,000
75mm	3,550,000	4,050,000	4,171,500	4,252,500	4,374,000
100mm	7,065,000	8,025,000	8,265,750	8,426,250	8,667,000
150mm	19,602,000	22,275,000	22,943,250	23,388,750	24,057,000
150 mm を 超えるもの	管理者が 別に定める。	管理者が 別に定める。	管理者が 別に定める。	管理者が 別に定める。 (200mm 30,870,000)	管理者が 別に定める。

(税 込)

※ 徴収対象

1. 給水装置の新設の場合  
口径に応じて徴収する。
2. 口径の増大を伴う給水装置の増設・改造の場合  
口径に応じる加入金の額の差額を徴収する。
3. 共用又は連合給水装置を専用給水装置に切り替え新たにメーターを設置する場合  
当該メーターの購入価格を基準とした額を徴収する。

## 9 取水施設

### (1) 上水道

区分	施設名	河川名	原水の種別	水利権			取水地点	施設能力 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )
				水量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	許可年月日	有効年月日		
平	平浄水場	夏井川	表流水	36,028	平20. 8. 12	平29. 3. 31	小川町上平字光平9	62,340
		〃	〃	29,376	平20. 8. 12	平29. 3. 31	平下平窪中島町9の1	
	上野原浄水場	好間川	〃	36,239	平20. 8. 12	平29. 3. 31	好間町上好間字東唐松2	35,900
	大利ポンプ場 (休止中)	—	地下水	130			好間町大利字戸作田41の3	130
	計			101,773				98,370
小名浜	泉浄水場	鮫川	表流水	30,240	平25. 5. 14	平31. 3. 31	遠野町滝字椿坊113の1	30,000
	計			30,240				30,000
勿来	山玉浄水場	四時川	表流水	47,865 (最大)	平25. 5. 14	平31. 3. 31	山玉町竹棚83	45,000
		〃	ダム	15,033 (最大)	平25. 5. 14	平31. 3. 31	山玉町竹棚83	
	法田第1ポンプ場	—	地下水	10,240			山田町西川原134の5	10,240
	法田第2ポンプ場	—	〃	20,000			山田町西川原134の5	20,000
	計			93,138				75,240
四倉	薬王寺ポンプ場 (休止中)	—	地下水	600			四倉町薬王寺字上川原17の1	600
	計			600				600
久之浜	久之浜浄水場 (休止中)	大久川	表流水	2,500	平20. 9. 8	平29. 3. 31	久之浜町久之浜字呑内42	2,500
	計			2,500				2,500
小川	小川浄水場 (休止中)	—	地下水	1,500			小川町上小川字下広門55	1,500
	計			1,500				1,500
合	計			229,751				208,210

※1 夏井川の水利権水量29,376 $\text{m}^3$ には、小玉ダム放流の15,000 $\text{m}^3$ が含まれる。

2 四時川の表流水及びダムの水利権水量は期別許可であり、上記値は最大量である。

3 地下水には、水利権はない。

(2) 簡易水道

区分	名称	認可年月日	施設名	河川名	水利権		取水地点	平成25年度施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	計画給水人口 (人)	平成25年度給水人口 (人)	計画給水区域面積 (km <sup>2</sup> )
				(種別)	水量 (m <sup>3</sup> /日)	許可年月日 有効年月日					
川前	川前簡易水道	昭38. 7. 30	川前浄水場	五林川 (表流水)	300		川前町川前 字五林79の4	210	800	184	0.375
田人	田人簡易水道	平24. 3. 26	旅人浄水場	馬下川 (表流水)	730	〔H24. 3. 26 休止〕	田人町黒田 字川崎59	530	660	617	3.050
				No. 1井戸 (地下水)	327.6		田人町黒田 字川崎77の2				
				No. 2井戸 (地下水)	226.8						
				計	554.4						
小計				1,284.4			530				
遠野	遠野簡易水道	平5. 2. 24	上遠野 浄水場	鮫川 (表流水)	1,000	平26. 2. 12 平35. 6. 30	遠野町滝 字椿坊113	880	4,970	3,775	14.150
			鷹ノ巣 浄水場	上遠野川 (表流水)	195		遠野町深山田 字小石平130	180			
			根岸 浄水場	(湧水)	160		遠野町滝 字椿坊26の2	160			
			深山田 浄水場 (H24. 3. 27 休止)	(湧水)	75		遠野町深山田 字内ノ草106	75			
			入遠野 浄水場	入遠野川 (表流水)	1,000		遠野町入遠野 字落合47の1	970			
			小計				2,430				
合計				4,014.4			3,005.0	6,430	4,576	17.575	

※1 旅人浄水場は馬下川（表流水 730m<sup>3</sup>）からの取水を休止し、地下水（554.4m<sup>3</sup>）により取水している。

2 地下水・湧水には、水利権はない。

## 10 浄水施設

### (1) 上水道施設

#### ア. 平浄水場

所在地：いわき市平下平窪字寺前53

用地面積：37,294m<sup>2</sup>

施設能力：62,340m<sup>3</sup>/日

取水施設	(1) 水源 (2) 取水量 (3) 取水方法	夏井川表流水 36,028m <sup>3</sup> /日 29,376m <sup>3</sup> /日 取水堰（自然流下、ポンプ取水）
導水施設	(1) 導水路  (2) 導水管 (3) 導水ポンプ	小川江筋系 開きよ 5.22×4.50m（共用） L=8,072m 下平窪取水場系 開きよ 10.21×3.85×1.60m L=33m ボックスカルバート 1.40×1.50 2連 L=44m 下平窪取水場系 φ600mm L=1,289m 下平窪取水場系 ポンプ圧送
浄水施設	(1) 沈でん池 (2) ろ過池	高速凝集沈でん池 4池 急速ろ過池 32池
送水施設	(1) 送水方法 (2) 送水管	ポンプ圧送 φ700mm
排水処理施設	(1) 排水池 (2) 排泥池 (3) 濃縮槽 (4) 脱水ケーキホッパー (5) 脱水施設	容量 350m <sup>3</sup> 1池 515m <sup>3</sup> 1池 " 28m <sup>3</sup> 1池 32m <sup>3</sup> 1池 " 1,000m <sup>3</sup> 2槽 " 27m <sup>3</sup> 1槽 無薬注加圧脱水機（固形物 5,400kg/日） 天日乾燥（1号床 590m <sup>2</sup> 、2号床 590m <sup>2</sup> 、 3号床 590m <sup>2</sup> 、4号床 1,150m <sup>2</sup> 、 5号床 1,000m <sup>2</sup> ）

イ. 上野原浄水場

所在地：いわき市好間町上好間字上野原73の2

用地面積：23,031m<sup>2</sup>

施設能力：35,900m<sup>3</sup>/日

取水施設	(1) 水源 (2) 取水量 (3) 取水方法	好間川表流水 36,239m <sup>3</sup> /日 取水堰（自然流下）
導水施設	(1) 導水路 (2) ずい道 (3) 導水管 (4) 保安用水池	開きよ 2.00×2.00×0.80m（共用）L = 638.7m ホロ形トンネル 1.80×1.80m（共用）L = 138.7m φ500mm L = 4,402m φ400mm L = 2,340m（休止管含む） φ100mm L = 1,110m 容量 5,000m <sup>3</sup> 2池
浄水施設	(1) 沈でん池 (2) ろ過池	高速凝集沈でん池 4池 急速ろ過池 12池
送水施設	(1) 送水方法 (2) 送水管	ポンプ圧送、自然流下 φ400mm L = 1,571m
排水処理施設	(1) 排水池 (2) 脱水施設	容量 400m <sup>3</sup> 1池 天日乾燥（1号床 420m <sup>2</sup> 、2号床 720m <sup>2</sup> 、 3号床 720m <sup>2</sup> ）

ウ. 大利ポンプ場（H21.3.31～休止中）

所在地：いわき市好間町大利字戸作田41の3

用地面積：878m<sup>2</sup>

施設能力：130m<sup>3</sup>/日

取水施設	(1) 水源 (2) 取水量 (3) 取水方法	地下水 130m <sup>3</sup> /日 浅井戸
送水施設	(1) 送水方法 (2) 送水管	ポンプ圧送 φ150～100mm L = 1,180m

## エ. 泉浄水場

所在地：いわき市泉町六丁目10の16

用地面積：10,599㎡

施設能力：30,000㎥／日

取水施設	(1) 水源 (2) 取水量 (3) 取水方法	鮫川表流水 30,240㎥／日 取水堰（ポンプ取水）
導水施設	(1) 導水路 (2) ずい道 (3) 導水管	開きよ 1.98×1.65×1.32m（共用） L=10,848m ホロ形トンネル 1.80×1.80m L=3,012m φ600～300mm L=4,470m
浄水施設	(1) 沈でん池 (2) ろ過池	高速凝集沈でん池 4池 急速ろ過池 12池
送水施設	(1) 送水方法 (2) 送水管	ポンプ圧送 φ400mm L=4,198m
排水処理施設	(1) 排水池 (2) 排泥池 (3) 濃縮槽 (4) 脱水ケーキホッパー (5) 脱水施設	容量 378㎥ 2池 " 300㎥ 1池 " 452㎥ 1槽 " 43㎥ 1槽 無薬注加圧脱水機（固形物 1,031kg／日）

## オ. 山玉浄水場

所在地：いわき市山玉町脇川25

用地面積：15,755㎡

施設能力：45,000㎥／日

取水施設	(1) 水源 (2) 取水量 (3) 取水方法	四時川表流水、四時ダム 47,865㎥／日 15,033㎥／日 取水堰（自然流下）
導水施設	(1) 導水路 (2) 導水管	開きよ 3.00×1.80×1.20m（共用） L=290.6m φ1,000mm L=275m
浄水施設	(1) 沈でん池 (2) ろ過池	横流式傾斜板沈でん池 2池 急速ろ過池 6池
送水施設	(1) 送水方法 (2) 送水管	ポンプ圧送 φ800～300mm L=915m
排水処理施設	(1) 排水池 (2) 排泥池 (3) 濃縮槽 (4) 脱水施設	容量 317㎥ 1池 " 100㎥ 1池 " 1,000㎥ 1槽 天日乾燥（1号床 550㎡、2号床 450㎡ 3号床 440㎡、4号床 500㎡）

カ. 法田ポンプ場

(ア) 法田第1ポンプ場

施設能力：10,240m<sup>3</sup>/日

取水 施設	(1) 水源	地下水
	(2) 取水量	10,240m <sup>3</sup> /日
	(3) 取水方法	浅井戸
送水 施設	(1) 送水方法	ポンプ圧送
	(2) 送水管	φ350mm      L = 4,208m

(イ) 法田第2ポンプ場

施設能力：20,000m<sup>3</sup>/日

取水 施設	(1) 水源	地下水
	(2) 取水量	20,000m <sup>3</sup> /日
	(3) 取水方法	浅井戸
送水 施設	(1) 送水方法	ポンプ圧送
	(2) 送水管	φ500mm      L = 2,300m

キ. 薬王寺ポンプ場 (H18.7.12～休止中)

所在地：いわき市四倉町薬王寺字上川原16の4

用地面積：812m<sup>2</sup>

施設能力：600m<sup>3</sup>/日

取水 施設	(1) 水源	地下水
	(2) 取水量	600m <sup>3</sup> /日
	(3) 取水方法	浅井戸
送水 施設	(1) 送水方法	ポンプ圧送
	(2) 送水管	φ100mm      L = 150m

ク. 久之浜浄水場 (H21.3.31～休止中)

所在地：いわき市久之浜町久之浜字中川原22

用地面積：7,304m<sup>2</sup>

施設能力：2,500m<sup>3</sup>/日

取水施設	(1) 水源 (2) 取水量 (3) 取水方法	大久川表流水 2,500m <sup>3</sup> /日 取水堰 (ポンプ取水)
導水施設	(1) 導水管	φ 150mm            L = 290m
浄水施設	(1) 沈でん池 (2) ろ過池	高速凝集沈でん池    2池 緩速ろ過池            4池
送水施設	(1) 送水方法 (2) 送水管	ポンプ圧送 久之浜水系    φ 400～200mm    L = 2,700m 末続水系      φ 150mm            L = 2,430m

ケ. 小川浄水場 (H22.10.1～休止中)

所在地：いわき市小川町上小川字下広門45

用地面積：3,831m<sup>2</sup>

施設能力：1,500m<sup>3</sup>/日

取水施設	(1) 水源 (2) 取水量 (3) 取水方法	地下水 1,500m <sup>3</sup> /日 浅井戸
送水施設	(1) 送水方法 (2) 送水管	ポンプ圧送 φ300～200mm      L = 1,198.25m

(2) 簡易水道

ア. 川前浄水場

所在地：いわき市川前町川前字五林50の5

用地面積：1,206m<sup>2</sup>

施設能力：210m<sup>3</sup>/日

取水施設	(1) 水源 (2) 取水量 (3) 取水方法	五林川表流水 300m <sup>3</sup> /日 取水堰 (自然流下)
導水施設	(1) 導水管	φ 75mm            L = 138m
浄水施設	(1) 沈でん池 (2) ろ過池	普通沈でん池 (3.25×7.20×3.2)    1池 緩速ろ過池    (5.68×3.76=21.3m <sup>2</sup> )    3池



イ. 旅人浄水場

所在地：いわき市田人町黒田字川崎77の2

用地面積：2,321m<sup>2</sup>

施設能力：530m<sup>3</sup>/日

取水 施設	1 (1) 水源	地下水
	(2) 取水量	327.6m <sup>3</sup> /日
	(3) 取水方法	深井戸 (No.1井戸)
	2 (1) 水源	地下水
	(2) 取水量	226.8m <sup>3</sup> /日
	(3) 取水方法	深井戸 (No.2井戸)
導水 施設	(1) 導水管	φ150mm      L = 142.3m      (2本)
浄水 施設	(1) 沈でん池	普通沈でん池      (10.00×2.0×2.6)      1池
		(3.5×6.5×2.2)      1池
	(2) ろ過池	高速凝集沈でん池      (3.5×6.5×2.2)      1池
		緩速ろ過池      (7.0×8.0=56m <sup>2</sup> )      3池
		(5.0×5.0=25m <sup>2</sup> )      2池

ウ. 上遠野浄水場

所在地：いわき市遠野町滝字内城55の1

用地面積：2,161m<sup>2</sup>

施設能力：880m<sup>3</sup>/日

取水 施設	(1) 水源	鮫川表流水
	(2) 取水量	1,000m <sup>3</sup> /日
	(3) 取水方法	取水堰 (自然流下)
導水 施設	(1) 導水管	φ150mm      L = 25m      L = 30.5m
		φ200mm      L = 4.0m
浄水 施設	(1) 沈でん池	横流式傾斜板沈でん池      (1.95×20.80×2.50)      2池
	(2) ろ過池	緩速ろ過池      (12.00×7.84=94.0m <sup>2</sup> )      3池
		急速ろ過装置      1基

エ. 鷹ノ巣浄水場

所在地：いわき市遠野町深山田字小石平122

用地面積：1,164m<sup>2</sup>

施設能力：180m<sup>3</sup>/日

取水 施設	(1) 水源 (2) 取水量 (3) 取水方法	上遠野川表流水 195m <sup>3</sup> /日 取水管（自然流下）
導水 施設	(1) 導水管	φ100mm            L = 30m
浄水 施設	(1) ろ過池	緩速ろ過池（5.25×8.00=42.0m <sup>2</sup> ）3池

オ. 根岸浄水場

所在地：いわき市遠野町滝字椿坊15

用地面積：521m<sup>2</sup>

施設能力：160m<sup>3</sup>/日

取水 施設	(1) 水源 (2) 取水量 (3) 取水方法	湧水 160m <sup>3</sup> /日 集水升（自然流下）
導水 施設	(1) 導水管	φ75mm            L = 70m φ50mm            L = 260m

カ. 深山田浄水場（H24. 3.27～休止中）

所在地：いわき市遠野町深山田字内ノ草42の1

用地面積：74m<sup>2</sup>

施設能力：75m<sup>3</sup>/日

取水 施設	(1) 水源 (2) 取水量 (3) 取水方法	湧水 75m <sup>3</sup> /日 集水升（自然流下）
導水 施設	(1) 導水管	φ50mm            L = 200m

キ. 入遠野浄水場

所在地：いわき市遠野町入遠野字落合110の1

用地面積：2,934m<sup>2</sup>

施設能力：970m<sup>3</sup>/日

取水 施設	(1) 水源 (2) 取水量 (3) 取水方法	入遠野川表流水 1,000m <sup>3</sup> /日 取水口（ポンプ取水）
導水 施設	(1) 導水管	φ150mm                  L=173m
浄水 施設	(1) 沈でん池 (2) ろ過池	横流式傾斜板沈でん池（3.40×19.20×3.30） 2池 緩速ろ過池（7.00×18.00=126.0m <sup>2</sup> ） 3池

## 11 業務委託状況（営業部門）

### (1) 上水道

（単位：件・円）

区 分		水道料金	口 座	コンビニエンスストア	メーター	メーター	事 務 費	
		調定事務	振 替	収 納	検 針	取 替	納入組合分	
旧営業	件 数	322,422			358,040	7,160	138	
	金 額	2,369,801					650,000	
旧小名浜	件 数	206,346			231,640	3,834	53	
	金 額	1,516,643					166,500	
旧勿来	件 数	126,419			142,222	2,363	39	
	金 額	929,180					241,000	
旧常磐	件 数	86,714			98,914	1,122	18	
	金 額	637,348					92,000	
旧内郷	件 数	71,922			82,758	969	1	
	金 額	528,627					5,000	
旧四倉	件 数	46,215			54,328	1,307	14	
	金 額	339,680					52,500	
計	件 数	860,038	490,924	250,106	967,902	16,755	263	
	金 額	6,321,279	5,154,701	13,130,561		49,105,350	1,207,000	
月平均	件 数	71,670	40,910	20,842	80,659	1,396		
	金 額	526,773	429,558	1,094,213		4,092,113		
1件平均手数料 (円)		7.35	10.50	52.50		2,930.79	4,589.35	
委託業者実績		法人1社	銀行等14社488店 備ゆうちょう銀行 1社	法人1社	法人1社	法人1社		
前年度	計	件 数	849,317	483,684	252,288	958,034	16,036	289
		金 額	16,943,874	5,078,593	13,245,116	95,865,665	39,588,150	1,367,500
	月平均	件 数	70,776	40,307	21,024	79,836	1,336	
		金 額	1,411,990	423,216	1,103,760	7,988,805	3,299,013	

※1 コンビニエンスストア収納委託の数値については、上水道及び簡易水道の合計値である。 (税 込)

2 区分は旧営業所の担当地区による。

3 メーター検針の金額については、平成25年度より「水道料金等徴収関連業務委託」に含まれる業務であるため積算していない。

(2) 簡易水道

(単位：件・円)

区 分		水道料金 調定事務	口 座 振 替	コンビニエンスストア 収 納	メーター 検 針	メーター 取 替	事 務 費	
							納入組合分	
旧 営 業	件 数	656	/	/	882	35	0	
	金 額	4,821					0	
旧 勿 来	件 数	1,536				1,812	29	2
	金 額	11,290					5,500	
旧 常 磐	件 数	8,271				9,327	89	0
	金 額	60,792					0	
計	件 数	10,463	5,133	—	12,021	153	2	
	金 額	76,903	53,890	—		454,650	5,500	
月 平 均	件 数	872	428	—	1,002	13	/	
	金 額	6,409	4,491	—		37,888		
1件平均手数料 (円)		7.35	10.50	—		2,971.57	2,750.00	
委託業者実績		法人1社	銀行等10社56店 <small>㈱ゆうちょ銀行 1社</small>		法人1社	法人1社		
前 年 度	計	件 数	10,434	4,875	—	11,979	166	/
		金 額	208,159	51,187	—	1,198,674	416,850	
	月 平 均	件 数	870	406	—	998	14	/
		金 額	17,347	4,266	—	99,890	34,738	

(税 込)

## 第2 水道事業の財務状況

### 1 収益的収入及び支出

(単位：円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
水道事業収益	8,905,707,223	8,932,153,743	8,515,422,131	8,987,530,931	9,082,339,128
営業収益	8,730,443,198	8,757,170,645	7,752,859,410	8,803,122,500	8,901,069,868
給水収益	8,400,625,047	8,445,804,554	7,440,123,507	8,365,499,783	8,346,854,619
給水加入金	146,586,000	138,755,000	150,032,000	254,030,000	338,666,000
受託工事収益	635,500	0	0	0	3,232,687
その他営業収益	182,596,651	172,611,091	162,703,903	183,592,717	212,316,562
営業外収益	175,248,716	174,945,597	190,691,965	184,230,991	180,707,282
受取利息	4,938,770	2,658,007	3,153,713	1,597,224	1,748,744
他会計補助金	154,386,002	152,304,013	148,521,656	150,429,446	143,922,212
雑収益	15,923,944	19,983,577	39,016,596	32,203,421	35,036,326
特別利益	15,309	37,501	571,870,756	178,340	561,978
固定資産売却収益	0	0	0	0	356,941
その他の特別利益	15,309	37,501	571,870,756	178,340	205,037
水道事業費用	7,157,113,332	7,341,518,962	8,165,681,444	7,052,839,462	6,966,457,362
営業費用	6,177,781,807	6,152,243,295	6,338,570,100	6,165,246,291	6,194,631,499
原水及び浄水費	1,261,587,010	1,198,625,069	1,246,460,732	1,174,600,272	1,263,668,639
配水及び給水費	1,104,906,774	1,133,027,907	1,155,581,994	1,059,443,967	1,069,057,831
受託工事費	6,521,458	6,832,281	6,816,095	6,609,106	7,058,363
業務費	481,825,659	457,174,761	469,534,163	450,934,928	391,715,704
総係費	570,200,147	557,733,197	568,311,365	577,605,830	542,460,650
減価償却費	2,647,699,678	2,723,271,388	2,769,435,474	2,796,462,872	2,849,573,912
資産減耗費	105,041,081	75,578,692	122,430,277	99,589,316	71,096,400
営業外費用	962,606,088	935,233,629	922,022,414	845,179,040	748,921,177
支払利息及び企業債 取扱諸費	962,279,747	934,826,255	894,428,793	841,497,641	745,477,077
その他の営業外費用	326,341	407,374	27,593,621	3,681,399	3,444,100
特別損失	16,725,437	254,042,038	905,088,930	42,414,131	22,904,686
過年度損益修正損	15,764,018	20,792,526	23,092,825	34,588,037	21,775,953
固定資産譲渡損	961,419	120,486	0	3,757,094	1,128,733
臨時損失	0	233,129,026	881,996,105	4,069,000	0
純利益 (▲純損失)	1,748,593,891	1,590,634,781	349,740,687	1,934,691,469	2,115,881,766

平成24年度以降、給水加入金が増加傾向となっているが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した使用者や、原発事故に伴う相双地区からの避難者の流入に伴い住居等確保の関係から、1戸建て住宅及び集合住宅等の建築数が増加したことが、主な要因である。

平成21年度以降、業務費が減少傾向となっているが、主な要因としては、「水道料金処理システム委託」の費用が減少している。当該費用のうち大規模なシステム改修が無く、軽微なシステム改修にとどまったこと等があげられる。なお、平成25年度については、料金徴収関連業務を包括委託したことにより、大幅な減額となっている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により特別損益等が大きく増加しているが、特別利益及び特別損失の内訳は以下のとおりである。

(特別利益)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る応急復旧費用への補助金収入。

		平成23年度
上水	災害復旧に係る国庫補助金	339,939,442
	応急給水に係る繰入金	101,373,006
	応急復旧に係る繰入金	100,198,018
	災害復旧に係る繰入金(消火栓分)	18,145,785
	その他(過誤納還付の振替)	91,283
	上水合計	<u>559,747,534</u>
簡水	災害復旧に係る国庫補助金	8,394,950
	災害復旧に係る繰入金	<u>3,728,272</u>
	簡水合計	<u>12,123,222</u>
上簡合計		<u>571,870,756</u>

(特別損失)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る応急復旧費用。

		平成22年度	平成23年度
上水	災害臨時損失	507,048	0
	災害応急復旧費	208,783,604	827,575,104
	災害応急給水費	23,838,374	35,292,815
	災害応急復旧費(貯蔵品払出)	<u>0</u>	<u>680,484</u>
	上水合計	<u>233,129,026</u>	<u>863,548,403</u>
簡水	災害応急給水費	<u>0</u>	<u>18,447,702</u>
	簡水合計	<u>0</u>	<u>18,447,702</u>
上簡合計		<u>233,129,026</u>	<u>881,996,105</u>

## 2 資本的収入及び支出

(単位：円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
資本的収入	1,336,001,626	1,005,406,525	679,372,113	1,739,220,174	2,256,555,974
企業債	1,089,300,000	835,600,000	342,100,000	1,300,700,000	1,467,400,000
工事負担金	172,132,935	106,236,980	91,542,291	113,168,308	177,792,733
水道整備負担金	472,500	52,500	3,517,500	210,000	17,981,250
他会計負担金	29,695,988	19,500,910	16,928,565	26,017,949	17,784,774
固定資産売却代金	0	0	0	0	910,057
他会計出資金	44,400,203	43,766,135	97,557,149	231,162,254	506,113,160
国庫補助金	0	250,000	126,726,608	67,961,663	68,574,000
県補助金	0	0	1,000,000	0	0
資本的支出	5,243,766,716	4,990,931,423	3,763,882,289	6,213,508,618	6,527,982,825
建設改良費	3,295,503,562	3,040,046,854	1,628,071,936	3,393,691,055	3,775,114,374
第三期拡張事業費	746,486,843	760,070,784	330,740,023	556,028,566	1,170,008,241
その他の拡張事業費	647,160,506	358,839,407	218,777,159	832,077,311	734,426,912
改良工事費	931,556,571	1,230,908,516	639,967,789	1,169,462,999	1,052,638,898
第五次配水管整備事業費	0	0	129,731,107	477,040,196	559,544,680
第四次配水管整備事業費	937,025,427	658,280,638	13,228,950	0	0
固定資産購入費	33,274,215	31,947,509	76,824,447	35,349,533	46,513,383
災害復旧事業費	0	0	218,802,461	323,732,450	211,982,260
企業債償還金	1,948,263,154	1,950,884,569	2,135,810,353	2,815,578,863	2,749,476,693
企業債償還金	1,948,263,154	1,950,884,569	2,135,810,353	2,815,578,863	2,749,476,693
国庫補助金返還金	0	0	0	2,392,381	3,391,758
他会計出資金返還金	0	0	0	1,846,319	0
収支差引（財源不足）	-3,907,765,090	-3,985,524,898	-3,084,510,176	-4,474,288,444	-4,271,426,851
前年度未発行企業債	0	0	0	0	0
繰越工事財源	0	6,600,000	102,465,033	3,555,575	0
収入額が支出額に対して不足する額	-3,907,765,090	-3,992,124,898	-3,186,975,209	-4,477,844,019	-4,271,426,851
補てん財源合計額	3,907,765,090	3,992,124,898	3,186,975,209	4,477,844,019	4,271,688,935
繰越工事資金	0	0	6,600,000	102,465,033	3,555,575
消費税資本的収支調整額	142,816,744	131,054,080	55,233,632	151,958,717	137,296,871
過年度損益勘定留保資金	1,424,010,117	2,112,476,927	1,380,442,147	3,556,823,293	2,090,778,917
当年度損益勘定留保資金	637,146,919	0	28,733,455	71,782,939	92,822,122
減債積立金	1,703,791,310	1,748,593,891	1,590,634,781	349,740,687	1,891,250,684
建設改良積立金	0	0	0	0	43,440,785
災害準備積立金	0	0	125,331,194	245,073,350	12,543,981

平成24年度以降、他会計出資金が増加しているが、東日本大震災に伴い、主に沿岸部の居住区域での消火栓の設置・移設作業が増加したことによるものである。

平成24年度に過年度損益勘定留保資金が増加しているが、東日本大震災の復旧活動に伴い繰越工事が増えたためである。

平成24年度に減債積立金が大幅に変動しているが、未処分利益剰余金の全額を減債積立金として充てていたため、平成24年度に取崩を行ったためである。

平成25年度に建設改良積立金が積み立てられているが、平成24年度に発生した未処分利益剰余金が翌年度に償還する企業債の額を上回ったためである。

平成24年度以降、企業債による資本的収入が増加傾向となっているが、企業債の繰上償還により高金利から低金利へ借り換えを実施したためである。これにより繰上償還金も平成24年度以降、増加している。



### 3 貸借対照表

(単位：円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
固定資産					
有形固定資産					
土地	1,870,436,640	1,928,854,688	1,951,069,897	1,953,815,977	1,953,422,310
建物	2,101,671,500	2,025,999,129	1,956,304,812	1,963,165,039	1,886,863,400
構築物	72,754,628,435	73,331,479,580	71,924,519,704	71,648,784,373	71,989,055,032
機械及び装置	5,628,719,070	5,323,883,483	5,349,571,883	5,409,265,161	5,172,931,371
車両運搬具	16,815,215	15,099,812	13,646,344	18,534,548	29,261,962
工具器具及び備品	167,508,281	149,179,075	177,705,519	165,878,535	160,007,210
建設仮勘定	3,033,283,797	2,961,251,792	3,103,418,444	3,680,377,571	4,375,457,214
有形固定資産合計	85,573,062,938	85,735,747,559	84,476,236,603	84,839,821,204	85,566,998,499
無形固定資産					
橋りょう利用権	12,458,147	19,450,554	18,958,170	25,414,253	32,950,999
水利権	94,048,627	79,101,003	64,374,341	49,647,679	34,921,017
電話加入権	4,297,900	4,297,900	4,297,900	4,297,900	4,297,900
ダム使用权	1,506,789,903	1,470,691,587	1,434,593,271	1,398,494,955	1,362,396,639
電話施設利用権	3,246,965	2,886,480	2,200,050	2,179,910	1,862,625
水路共有権	8,900,750	5,550,400	2,533,195	0	0
地上権	2,868,407	1,595,393	322,379	311,634	300,889
その他の無形固定資産	91,080	55,440	19,800	0	0
無形固定資産合計	1,632,701,779	1,583,628,757	1,527,299,106	1,480,346,331	1,436,730,069
流動資産					
現金預金					
現金	566,039	667,921	669,570	574,073	50,000
預金	7,634,928,478	7,944,544,606	6,688,821,339	8,344,745,213	9,533,959,489
未収金					
営業未収金	301,090,462	374,096,742	432,951,999	334,197,954	299,177,858
営業外未収金	271,616	1,053,253	1,393,185	76,611,404	69,459,902
その他の未収金	75,404,868	52,750,566	684,787,677	338,141,773	653,765,301
貯蔵品					
材料	53,260,959	53,229,097	52,962,641	53,091,483	53,877,083
貯蔵メーター	3,030,186	30,813,347	5,908,234	8,746,386	7,005,877
貯蔵薬品	7,389,250	9,929,809	7,667,938	8,189,462	9,709,538
前払金					
前払金	130,275,866	108,222,324	249,301,961	199,197,640	119,128,503
流動資産合計	8,206,217,724	8,575,307,665	8,124,464,544	9,363,495,388	10,746,133,551
資産合計	95,411,982,441	95,894,683,981	94,128,000,253	95,683,662,923	97,749,862,119
固定負債					
引当金					
退職給与引当金	665,510,731	732,355,322	651,409,210	542,649,737	557,760,296
修繕引当金	976,800,981	1,094,110,992	1,205,873,075	1,173,354,144	1,066,992,704
固定負債合計	1,642,311,712	1,826,466,314	1,857,282,285	1,716,003,881	1,624,753,000
流動負債					
未払金					
営業未払金	565,565,519	540,382,044	450,046,891	640,082,250	661,133,720
営業外未払金	61,412,800	55,535,700	148,086,000	24,647,264	56,635,800
その他の未払金	1,367,085,533	1,122,119,082	453,537,366	1,244,354,082	1,728,838,689
前受金					
その他の前受金	0	4,210,000	671,283	2,320,000	23,930,000
その他の流動負債					
預り金	24,632,684	10,585,753	18,082,425	20,898,088	18,978,753
下水道使用料預り金	248,228,656	212,478,309	217,224,247	229,679,127	245,475,062
流動負債合計	2,266,925,192	1,945,310,888	1,287,648,212	2,161,980,811	2,734,992,024
負債合計	3,909,236,904	3,771,777,202	3,144,930,497	3,877,984,692	4,359,745,024

平成23年度以降、建設仮勘定が増加傾向となっているが、その内訳及び主な事業は次のとおりである。

## 建設仮勘定事業別推移

(各年度決算値、円)

	H21	H22	H23	H24	H25
建設仮勘定	3,033,283,797	2,961,251,792	3,103,418,444	3,680,377,571	4,375,457,214
内、当年度減少分	2,470,570,983	1,547,510,445	659,770,000	807,057,873	1,912,200,440
内、当年度増加分	1,247,042,286	1,475,478,440	801,936,652	1,384,017,000	2,607,280,083
内、翌年度本勘定振替分(工事繰越分)	465,267,286	561,712,240	296,448,745	332,527,000	1,083,242,219
(コメント)					鮫川大橋関係で 678,990千円の 増

## 建設仮勘定振替予定

次の事業に係る建設仮勘定の増加が大きいが、大部分がH26・27に供用開始(本勘定に振替)予定である。

(H25末残高、円)

主な事業名	H21	H22	H23	H24	H25	計
平・鹿島水系幹線新設 関係 (平成27年度振替予定)	150,696,000	117,146,000	220,043,430	137,714,000	279,404,642	905,004,072
平第二配水池 関係 (平成27年度振替予定)	10,638,000	48,789,000	4,876,477	174,830,000	735,124,000	974,257,477
平ポンプ場 関係 (平成27年度振替予定)	4,492,000	25,177,000	4,829,000	84,740,000	366,275,650	485,513,650
鮫川大橋 関係 (平成26年度振替予定)	0		0	350,735,000	678,990,644	1,029,725,644
中部配水池 関係 (平成33年度振替予定)			4,335,000	0	38,172,000	42,507,000
	165,826,000	191,112,000	234,083,907	748,019,000	2,097,966,936	3,437,007,843

(単位：円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
資本金					
自己資本金					
固有資本金	444,524,145	444,524,145	444,524,145	444,524,145	444,524,145
繰入資本金	4,377,254,651	4,421,020,786	4,515,997,945	4,745,313,880	5,229,267,538
組入資本金	19,633,785,104	21,382,378,995	23,098,344,970	23,693,159,007	25,640,394,457
自己資本金合計	24,455,563,900	26,247,923,926	28,058,867,060	28,882,997,032	31,314,186,140
借入資本金					
企業債	38,020,618,359	36,905,333,790	35,111,623,437	33,596,744,574	32,314,667,881
借入資本金合計	38,020,618,359	36,905,333,790	35,111,623,437	33,596,744,574	32,314,667,881
資本金合計	62,476,182,259	63,153,257,716	63,170,490,497	62,479,741,606	63,628,854,021
剰余金					
資本剰余金					
受贈財産評価額	4,467,548,857	4,476,071,391	4,479,662,155	4,479,162,133	4,498,803,536
国県補助金	2,661,243,413	2,661,493,413	2,783,137,802	2,848,625,709	2,910,542,523
寄附金及び負担金	19,766,228,592	19,858,500,953	19,942,421,284	20,050,913,333	20,236,035,249
資本剰余金合計	26,895,020,862	26,996,065,757	27,205,221,241	27,378,701,175	27,645,381,308
利益剰余金					
災害準備積立金	382,948,525	382,948,525	257,617,331	12,543,981	0
当年度未処分利益剰余金	1,748,593,891	1,590,634,781	349,740,687	1,934,691,469	2,115,881,766
利益剰余金合計	2,131,542,416	1,973,583,306	607,358,018	1,947,235,450	2,115,881,766
剰余金合計	29,026,563,278	28,969,649,063	27,812,579,259	29,325,936,625	29,761,263,074
資本合計	91,502,745,537	92,122,906,779	90,983,069,756	91,805,678,231	93,390,117,095
負債資本合計	95,411,982,441	95,894,683,981	94,128,000,253	95,683,662,923	97,749,862,119

平成25年度における繰入資本金の増加は、東日本大震災の復旧に伴う一般会計出資金の受入、組入資本金の増加は、減債積立金・建設改良積立金・災害準備積立金の取り崩しに伴う自己資本金への組み入れによるものである。

#### 4 費用構成表

(単位：円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	給料	631,745,241	625,755,124	587,509,605	576,245,711	492,620,597
	手当	351,538,296	421,618,430	403,049,031	319,734,387	275,978,441
	法定福利費	155,121,399	157,598,378	155,672,153	154,293,035	133,303,770
	退職給与金	148,621,000	149,345,000	152,384,000	116,899,517	110,954,863
	小計	1,287,025,936	1,354,316,932	1,298,614,789	1,167,172,650	1,012,857,671
	賃金	10,659,116	10,423,867	15,406,361	21,295,006	14,088,242
	動力費	272,886,542	277,398,739	297,340,017	304,122,922	343,216,595
	薬品費	56,616,523	73,500,612	112,906,098	83,667,043	79,048,859
	受水費	4,001,584	3,563,550	4,649,849	3,480,030	4,640,850
	修繕・工事請負費	608,081,457	582,981,772	580,224,125	557,910,970	541,527,617
	委託料	823,796,904	754,824,111	780,589,447	787,595,767	908,514,106
	材料・メーター費	26,184,068	22,780,179	80,401,091	35,475,790	29,786,085
	路面復旧費	20,700,000	12,551,000	6,198,000	4,528,000	140,000
	減価償却費	2,647,699,678	2,723,271,388	2,769,435,474	2,796,462,872	2,849,573,912
	資産減耗費	104,349,380	75,334,758	122,394,967	99,589,316	71,096,400
	支払利息	962,279,747	934,826,255	894,428,793	841,497,641	745,477,077
	その他の費用	309,585,502	254,871,480	291,187,408	301,018,208	336,526,899
	計（給水原価）	7,133,866,437	7,080,644,643	7,253,776,419	7,003,816,215	6,936,494,313
年度末職員数		168人	169人	161人	162人	138人

平成25年度の人件費の減少は、主に営業業務の包括委託による職員数の減少によるものである。また、委託料の増加は、同様に民間業者への営業業務の包括委託による委託料である。

#### 5 企業債

(単位：円)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
発行額		1,628,500,000	1,384,400,000	342,100,000	1,496,700,000	1,802,400,000
	(内、前年度起債)	539,200,000	548,800,000	0	196,000,000	335,000,000
現債額		38,020,618,359	36,905,333,790	35,111,623,437	33,596,744,574	32,314,667,881
借入先別内訳	財務省 財務事務所	19,886,945,958	19,877,299,797	19,217,447,712	18,138,537,989	18,033,676,730
	地方公共団体 金融機関	16,188,201,401	15,412,682,993	14,471,979,725	13,593,257,585	12,169,035,151
	市中銀行及び市中銀行以外の金融機関	1,945,471,000	1,615,351,000	1,422,196,000	1,864,949,000	2,111,956,000
利率別内訳	4.0%未満	33,826,456,157	33,026,456,118	31,703,084,657	31,307,441,499	30,929,957,976
	4.0%以上4.5%未満	490,997,403	462,313,455	432,354,399	401,063,550	368,381,699
	4.5%以上5.0%未満	2,380,364,116	2,223,905,247	2,059,982,489	1,888,239,525	1,016,328,206
	5.0%以上5.5%未満	757,609,333	664,470,997	566,502,412	0	0
	5.5%以上6.0%未満	565,191,350	528,187,973	349,699,480	0	0

平成25年度において、特定被災地方公共団体借換債の発行により市中銀行及び市中銀行以外の金融機関を借入先とする残高は増加しているが、これは高金利の企業債の繰上償還に活用されており、企業債残高12億82百万円の減少となっている。利率別内訳でも明らかとなっており、5.0%以上の高金利の企業債残高は平成24年度以降皆無となっている。

### 第3 監査結果及び意見

#### 1 水道料金は適切に設定されているか

##### (1) 制度

いわき市では、消費税法及び地方税法の改正（5%から8%への改正）に伴い、平成26年4月に消費税率の引き上げ相当額の転嫁に係る水道料金の改定を行った。下表は、現行（平成19年度改定）と改定後の比較表である。

（給水加入金）

（税込み）

口径	新加入金	現行加入金	比較増
	円	円	円
13mm	81,000	78,750	2,250
20mm	162,000	157,500	4,500
25mm	300,240	291,900	8,340
30mm	567,000	551,250	15,750
40mm	891,000	866,250	24,750
50mm	1,620,000	1,575,000	45,000
75mm	4,374,000	4,252,500	121,500
100mm	8,667,000	8,426,250	240,750
150mm	24,057,000	23,388,750	668,250
200mm	31,752,000	30,870,000	882,000

（1か月あたりの水道料金表）

（税込み）

基本料金				水量料金（1㎡につき）				
口径	新料金	現行料金	比較増	区分	新料金	現行料金	比較増	
	円：銭	円：銭	円：銭		円：銭	円：銭	円：銭	
13mm	1,166：40	1,134：00	32：40	一般用	1㎡から10㎡まで	81：00	78：75	2：25
20mm	2,332：80	2,268：00	64：80		11㎡から20㎡まで	168：48	163：80	4：68
25mm	4,320：00	4,200：00	120：00		21㎡から50㎡まで	209：52	203：70	5：82
30mm	8,208：00	7,980：00	228：00		51㎡から100㎡まで	234：36	227：85	6：51
40mm	12,744：00	12,390：00	354：00		101㎡以上	255：96	248：85	7：11
50mm	23,328：00	22,680：00	648：00	浴場用	1㎡から500㎡まで	64：80	63：00	1：80
75mm	62,640：00	60,900：00	1,740：00		501㎡以上	135：00	131：25	3：75
100mm	124,200：00	120,750：00	3,450：00	船舶用		255：96	248：85	7：11
150mm	346,680：00	337,050：00	9,630：00	私設消火栓消防演習用 （1栓10分間につき）		2,343：60	2,278：50	65：10
200mm	461,160：00	448,350：00	12,810：00					

上記改定はあくまで消費税率の引き上げに伴う改定であり、水道事業を経営するためにかかる費用の増加に伴う抜本的な改定は、平成19年度の改定（改定率：平均9.82%）から行われていない。ただし、平成19年度以降も、定期的に料金原価を積算し、料金

改定の要否が検討されている。

水道事業における料金水準は、地方公営企業法第 21 条第 2 項において、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの」とされ、また、水道法第 14 条第 2 項第 1 号において、「能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」とされている。

「地方公営企業法」より抜粋

(料金)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

「水道法」より抜粋

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

これらの法令等を踏まえ、いわき市の水道料金は、水道事業が能率的な経営の元において必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用を含む総括原価方式を採用し、その水準を決定している。総括原価方式とは、供給原価に基づき料金が決められる算定方法であり、いわき市では、具体的に、下記の算定式に基づいて料金改定の要否を検討している。

(総括原価) = 費用合計 - 控除項目 + 資産維持費

費目	内訳
営業費用	人件費、薬品費、動力費、修繕費、減価償却費、資産減耗費、支払利息、その他維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額
控除項目	給水加入金、受託工事収益、手数料等事業活動によって得る給水収益以外の収益
資産維持費	施設の整備拡充及び企業債償還金等に充当される額

算定にあたっては、料金設定の考え方を「水道料金算定要領（平成 20 年 3 月 公益社団法人日本水道協会）」に基づいて、営業費用と資本費用を需要家費と固定費、変動費に分けている。需要家費は、需要家の存在により発生する費用であり、金額を基本料金として回収する。固定費は、給水量の多寡に関係なく水道施設を維持管理していくために固定的に発生する費用であり、固定費総額に対し、平均的に使用される水量分については水量料金に、それを超える分については基本料金として回収し、変動費は、おおむね給水量の増減に比例する費用であることから、使用料に応じて水量料金として負担することとしている。

さらに、県内 4 市（いわき市、郡山市、福島市、会津若松市）の口径別平均使用水量別水道料金と比較するなどにより、いわき市民に対して過度な負担を強いることがないように検討がなされている。

## (2) 実施した手続き

監査人は、水道料金の算定が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、局内での検討体制、検討状況、料金原価の算定基礎について確認した。

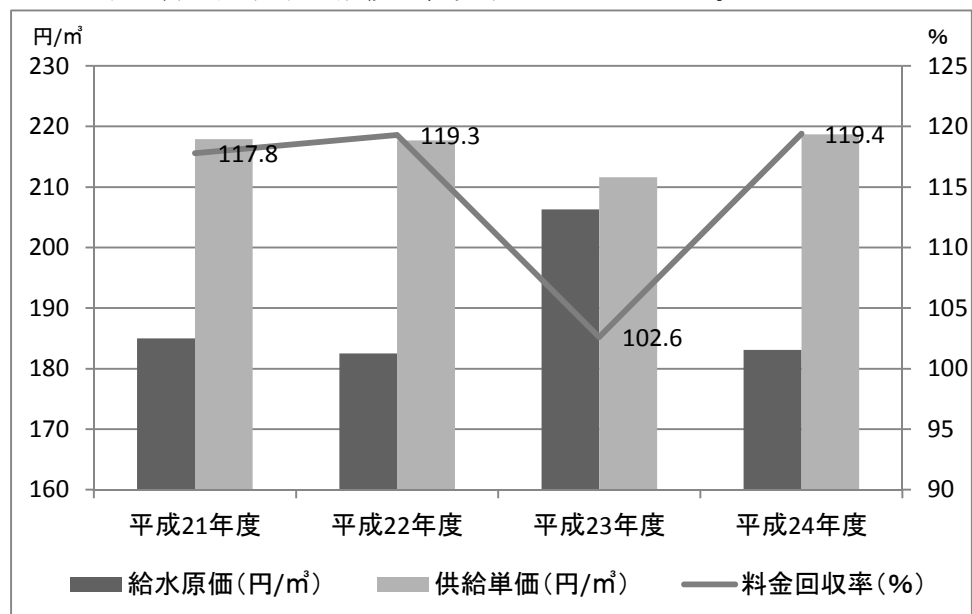
## (3) 監査の結果

料金水準の検討にあたっては、料金回収率が参考となる。料金回収率とは、給水原価（給水に要する費用）と供給単価（給水収益（料金収入））を比較することにより、給水原価がどの程度料金により回収されているのかをみるものである。具体的な算式は以下のとおりである。

指 標 名	計 算 式
給水原価 (円・銭/m <sup>3</sup> )	$\frac{\text{経常費用} - \left[ \begin{array}{l} \text{受託} \\ \text{工事費} \end{array} + \left[ \begin{array}{l} \text{材料及び不用品} \\ \text{売却原価} \end{array} + \left[ \begin{array}{l} \text{附帯} \\ \text{事業費} \end{array} \right] \right]}{\text{年間総有収水量}}$
供給単価 (円・銭/m <sup>3</sup> )	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$
料金回収率 (%)	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$

(出所：総務省 水道事業経営指標)

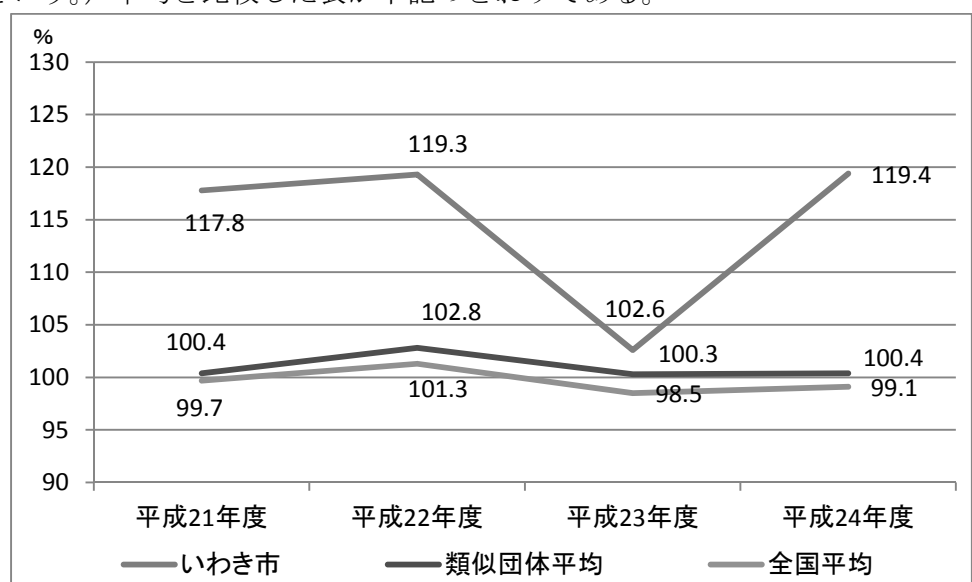
いわき市の料金回収率の推移は、以下のとおりである。



(出所：総務省 水道事業経営指標、いわき市水道事業事業評価)

いわき市の料金回収率は、概ね 117%～119%で推移しており、給水に要する費用が十分に回収できており、費用を超える余剰分は、将来の更新投資などに備えておく財源になると考えられる。なお、平成 23 年度の料金回収率が 102.6%と悪化しているが、これは東日本大震災に伴うものである。

また、料金回収率を全国平均、給水人口 30 万人以上の自治体（以下、「類似団体」という。）平均と比較した表が下記のとおりである。



(出所：総務省 水道事業経営指標、いわき市水道事業事業評価)

いわき市の料金回収率は、全国平均及び類似団体平均をともに超える水準で推移している。つまり、全国又は類似団体と比較して、料金面では安定的な水道事業の経営

が行えているものとする。

上記の料金回収率及び水道料金の積算資料を閲覧した結果、水道料金の算定はおおむね妥当に実施されていると考える。

ただし、平成 26 年度より地方公営企業会計制度が改定されており、特にこれまで負担がなかった退職給付費用が毎年度、これまでの料金原価に上乗せされることが想定される。また、今後、各年度で必要な定期修繕に係る費用は適切に見積もったうえで予算措置が必要となる。以上から、定期的な料金原価の見直しにあたって、会計制度の改正も踏まえた適正な料金設定に努めていただきたい。



## 2 水道料金の徴収事務は適切に行われているか。また、滞納整理など債権管理は適切に行われているか。

### (1) 概要

いわき市では、地方公営企業法第2条に基づき、水道事業（同条第1号、いわき市水道事業の設置等に関する条例第1条）を実施している。

#### 地方公営企業法

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあっては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

#### いわき市水道事業の設置等に関する条例

（設置）

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業（以下「水道事業」という。）を設置する。

平成26年3月現在、水道事業調定件数のうち、上水道889,257件、簡易水道10,678件であり、調定額は、上水道92億90百万円、簡易水道2億34百万円であった。

水道料金は、原則として口座振替と納入通知書による徴収方法が採用されている。なお、上水道と下水道の両方を使用している場合は、同時に徴収する取扱いとなっている。

口座振替日は、検針日の翌月17日に設定されており、預金不足により口座振替できなかった場合は、振替月の翌月2日に再振替を行っている。また、納入通知書による徴収期限は、納入通知書送付月の10日頃に納入通知書を送付し同月の末日としている。

予定された徴収期限までに徴収できなかった場合は、当初の納期から30日以内に、督促状を発送し、督促状の発送から1週間+1日を納入期限として再度徴収の機会を設けている。更に督促状による納入期限にも徴収されなかった場合は、原則として停水執行となるが、停水の2週間前に給水停止通知書を発送し、給水停止通知書発送から11日以内に納入期限を設定し、一定の猶予を設けている。

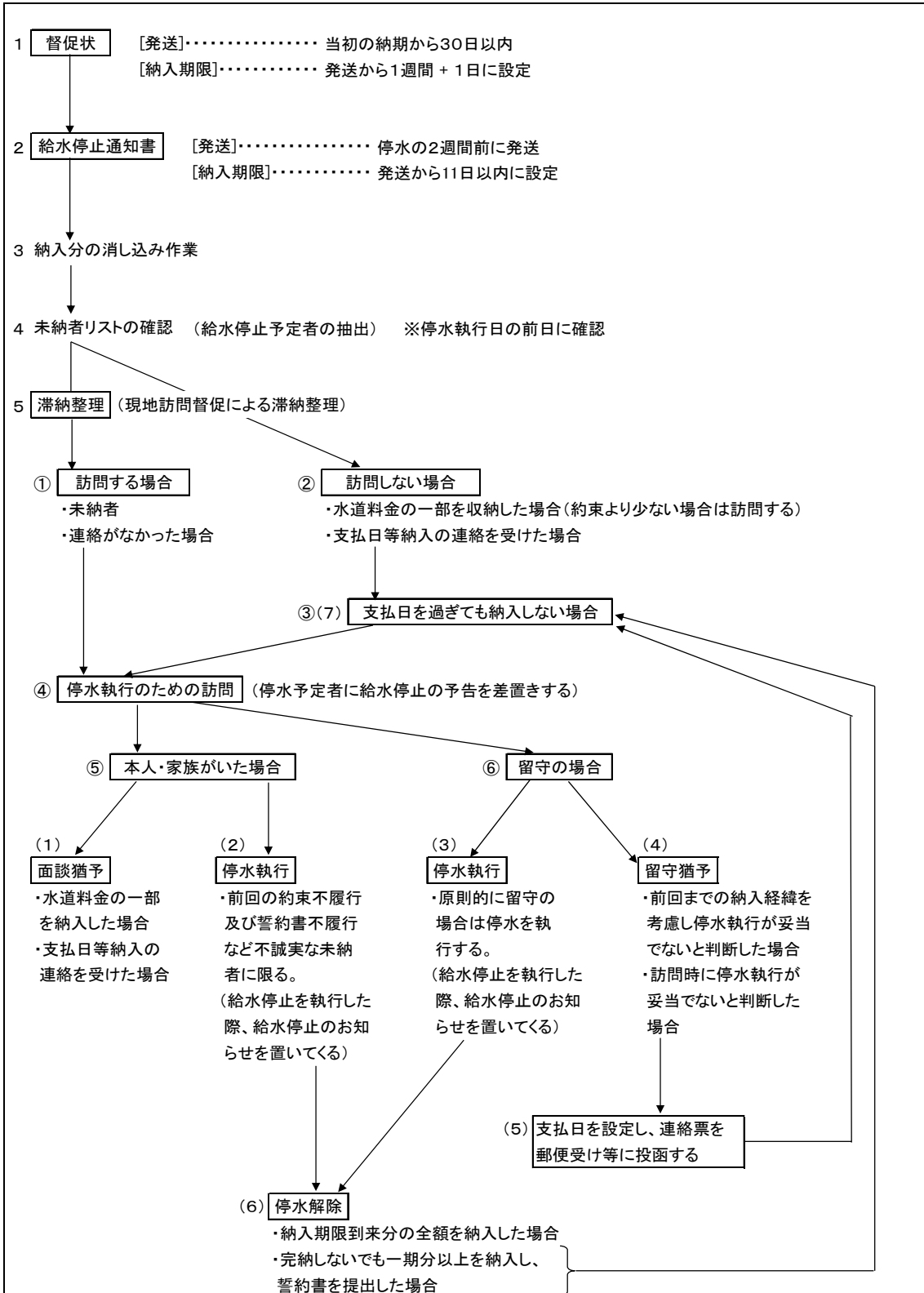
なお、いわき市水道局では、検針・調定から停水執行までのフローチャート、停水執行時におけるフローチャートを作成している。

<検針・調定から停水執行までのフローチャート>

(経過) (月日) (作業)

検針月	1月1日 1月31日	検針	(目処であり、土日祝祭日で前後します) (1月検針分)使用期間 11月検針日～1月検針日 1～2月分として請求します
翌月	2月1日 2月6日 2月10日 2月28日	検針データ最終送信 調定(締切) <納付制> 納入通知書送付 納入期限	<口座振替制> 2月10日 預金口座へ請求(口座振替データを振替日の5営業日前に発送) 2月17日 振替日 2月20日 領収書送付(振替の3営業日後)・再振替通知 2月26日 口座振替データ発送(振替不納分/再振替の5営業日前)
2か月目	3月25日	督促状発送(納期から30日以内)	3月2日 再振替(振替不納のものに限り一度実施) 3月5日 領収書送付
3か月目	4月3日 4月10日 4月24日 4月25日	督促状納入期限(発送から1週間+1日) 停水停止通知書発送(停水の2週間前) 給水停止のお知らせ(給水停止執行書)打ち出し 給水停止執行(執行した際、「給水停止のお知らせ」を置いてくる)	滞納整理期間(給水停止の予告を用い、臨戸訪問調査により滞納整理に努める)

<停水執行時におけるフローチャート>



## 不納欠損処理額

(単位：円)

年度	上水道事業		簡易水道事業		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 25 年度	3,655	21,704,784	17	71,169	3,672	21,775,953
平成 24 年度	3,207	34,417,183	23	170,854	3,230	34,588,037
平成 23 年度	2,632	22,938,914	19	153,911	2,651	23,092,825
平成 22 年度	2,508	20,713,583	19	78,943	2,527	20,792,526
平成 21 年度	2,334	15,631,519	16	132,499	2,350	15,764,018

## (2) 実施した手続き

監査人は、水道料金の徴収事務及び、滞納整理など債権管理は適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、徴収事務の概要を把握するとともに、水道料金の債権管理の状況について検討した。

## (3) 監査の結果

水道料金の滞納者に対して、支払を促進させるため停水解除の要件として誓約書(履行延期特約)を徴求している。現時点では誓約書を徴求した相手先が滞納額の分割返済中に再度滞納が発生した場合、時効中断せず、当初の滞納発生年度末から2年経過後に不納欠損処理している。時効中断措置の懈怠は、債権回収の観点からは致命的である。現時点では、誓約書に記載の滞納額の回収スケジュール管理は滞納繰越簿等により行われているとのことであるが、一定の条件に基づいて継続的に回収している債権については、不納欠損処理を行うべきではなく改善されるべきである。【意見】

なお、滞納債権分割返済中の債務者に対する債権については、時効管理に係るシステム構築も必要である。

### 3 人件費、建設費、維持管理費等の費用について効率的な経費管理が行われているか。

#### (1) 制度

一般的に、水道事業において、営業費用及び料金収入に占める人件費の割合は15%ほどを占めるにとどまるが、適切な人件費管理は水道事業経営では重要な課題のひとつである。

水道局では、職員給与の計算は、「いわき市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」及び「いわき市水道企業職員の給与に関する規程」と、適宜、職員全員を対象とする人件費を定めた「いわき市職員の給与に関する条例」及び関連規程に基づいて行っている。いわき市水道事業会計における人件費及び関連経営指標などは下表のとおりである。

(単位：千円)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
A	給水収益	7,440,123	8,365,499	8,346,854
B	人件費（給料、手当等）	1,298,614	1,167,172	1,012,857
B/A	職員給与費対営業収益比率	17.4%	13.9%	12.1%
	（参考）類似団体平均	14.8%	13.9%	—
C	営業費用	6,338,570	6,165,246	6,194,631
B/C	人件費構成比率	20.4%	18.9%	16.3%
	（参考）類似団体平均	14.8%	14.0%	—

（出所）いわき市 水道事業統計年報、

総務省 水道事業経営指標（給水人口 30 万人以上）

水道事業における使用料収入を表す給水収益に対する人件費割合（職員給与費対営業収益比率）は、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて低下傾向にあり、平成 25 年度には 12.1%となっている。平成 23 年度は東日本大震災の影響により断水期間が長期化したことによる収水量の減少に伴い、給水収益が減少したことで職員給与費対営業収益比率は、給水人口 30 万人以上の類似団体平均よりも 2.7 ポイント悪化しているが、平成 24 年度には類似団体平均と同水準に改善している。

また、営業費用に対する人件費の構成比率は、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて低下傾向にあり、平成 25 年度には 16.3%となっている。ただし、平成 23 年度及び平成 24 年度ともに類似団体平均よりも営業費用に対して人件費が占める割合は高い状況にある。

また、水道局では、上記条例及び規程において、すべての市長部局の職員と同一の給与規程で支給されているのに対して、特殊勤務手当に関する規程は別途「いわき市水道企業職員の特殊勤務手当支給に関する規程」を設けて支給している。各種手当に関する支給範囲、支給要件、金額は下表のとおりである。

手当の種類	支給の範囲及び要件	金額
扶養手当	扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	
	(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）	13,000 円
	(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫	1 人につき 6,500 円
	(3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母	(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 11,000 円)
	(4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	
	(5) 重度心身障害者 ※扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合	5,000 円×人数を加算
住居手当	住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。	(100 円未満切捨て)
	(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 9,500 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市長が規則で定める職員を除く。）	ア 月額 20,500 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 9,500 円を控除した額 イ 月額 20,500 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 20,500 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは 16,000 円）を 11,000 円に加算した額
	(2) 第 12 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居	上記により算出した額の 2 分の 1 に相当する額

手当の種類	支給の範囲及び要件	金額
	住するための住宅（市長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの	
通勤手当	通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。	
	(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）	支給単位期間の通勤に要する運賃相当額 ただし、1箇月当たりの運賃相当額が55,000円を超える場合、 55,000円×支給単位期間の月数
	(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）	職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、50,400円を超えない範囲内で市長が規則で定める額
(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用せず、かつ、自動車	交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離又は自動車等の使用距離等の事情を考慮して前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額	

手当の種類	支給の範囲及び要件	金額
	等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)	
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して支給	記載省略
特殊勤務手当		
(1) 危険手当	(1) 600ボルトを超える高圧電気操作に従事した場合	1日につき240円
	(2) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物及び劇物を用いて水質検査その他の業務に従事した場合	1日につき150円
	(3) 10m以上の高所、4m以下の深所における作業に従事した場合	1日につき240円
(2) 停水処分手当	停水処分の業務に従事した職員	件数1件につき350円
(3) 施設維持管理手当	水道施設の維持管理に従事した職員	勤務1回につき350円
(4) 用地交渉等に従事する職員の特殊勤務手当	職員が公共の用に供する事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。)の業務で管理者が困難であると認めるものに従事した職員	1日につき300円
(5) 緊急呼出手当	週休日、休日又は正規の勤務時間以外の時間その他職務に専念する義務を免除されている場合において、緊急の呼び出しに応じて出勤した職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)以外勤務1回につき930円</li> <li>・深夜 勤務1回につき1,240円</li> </ul>
(6) 災害応急作業	災害応急作業等に従事する職員	



手当の種類	支給の範囲及び要件	金額
等に従事する職員 の特殊勤務手当	(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋内（管理者が定めるものに限る。）において行う作業 40,000 円</li> <li>・故障した設備等を現場において確認するもの（管理者が定めるものに限る。） 20,000 円</li> <li>・前2号及び次号に掲げる作業以外の作業 13,300 円</li> <li>・管理者が定める施設内において行う作業 3,300 円</li> </ul>
	(2) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げる作業を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外において行う作業 6,600 円</li> <li>・屋内において行う作業 1,330 円</li> </ul>
	(3) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前2号に掲げる作業を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外において行う作業 3,300 円</li> <li>・屋内において行う作業 660 円</li> </ul>

## (2) 実施した手続き

監査人は、人件費、建設費、維持管理費等の費用について効率的な経費管理が行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、抽出したサンプルに関して、「いわき市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」、「いわき市水道企業職員の給与に関する規程」、「いわき市職員の給与に関する条例」及び「いわき市水道企業職員の特殊勤務手当支給に関する規程」に基づいて、給与計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、扶養手当、特殊勤務手当、通勤手当、住居手当及び超過勤務手当に関して、関連資料の照合を行った。さらに、給与計算事務の効率性についても合わせて確認している。

## (3) 監査の結果

(各種手当の事務処理について)

市では、「いわき市職員の給与に関する条例」、「いわき市水道企業職員の給与に関する規程」、「いわき市水道企業職員の特殊勤務手当支給に関する規程」及び「いわき市職員の給与に関する条例」及び関連規程により、扶養手当、特殊勤務手当、通勤手当及び住居手当の届出及びその認定について、下記のとおり定めている。

「いわき市職員の給与に関する条例」より抜粋

(扶養手当)

第 11 条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に、次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

(特殊勤務手当)

第 7 条 特殊勤務手当は、特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない業務に従事する職員に対して支給する。

「いわき市職員の給与の支給に関する規則」より抜粋

(住居手当)

第 10 条の 4 新たに条例第 11 条の 3 第 1 項に規定する職員としての要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（第 2 号様式）により、その居住の実情等を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

(通勤手当)

第 13 条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第 12 条第 1 項に規定する職員としての要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第 15 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

上記の規定に従い、平成 25 年度に届出及び認定のあつた扶養手当、特殊勤務手当、

通勤手当及び住居手当の届出及びその認定について、抽出したサンプルに対して申請者からの届出及びその認定手続きを確認した結果、事務手続きは規定に基づいて行われていた。

(時間外勤務の管理について)

市では、「いわき市職員の給与に関する条例」及び「いわき市職員の給与の支給に関する規則」に基づき、正規の勤務時間を超えて勤務することを命令された職員に対して超過勤務手当を支給している。

「いわき市職員の給与に関する条例」より抜粋

(超過勤務手当)

第 14 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

上記の規定に従い、抽出したサンプルに対して、時間外勤務命令簿と給与システムへの入力結果である勤務実績報告書の照合作業を行った結果、事務手続きは規定に基づいて行われていた。

#### 4 契約事務は適切に行われているか。

##### (1) 制度

水道事業の経営における契約事務は、管渠や計量器（メーター）の購入をはじめ、浄水設備及び濾過設備などの購入・修繕、浄水場及びポンプ場などの修繕・更新、薬品等の購入並びに施設内の警備に係る業務委託など、多岐にわたる。

市において、いわき市水道事業会計規程第45条に規定する「支出負担行為（注釈参照）」、つまり契約事務を行う場合、次のとおり定められている。

（注）支出負担行為とは、支出命令行為とは別個の行為として法定され、支出の原因となるべき契約その他の行為を言い、法令又は予算の定めるところに従いしなければならないもので、法令に違反したり、あるいは予算の定めがない場合（配当予算がない場合も含む）には、支出負担行為をすることができない。

「いわき市水道事業会計規程」より抜粋

##### （支出負担行為の手続）

第45条 課等の長及び浄水場管理室長は、支出負担行為をしようとする場合は、次の各号に掲げる文書によってこれをしなければならない。

- (1) 消耗品、印刷製本、食料品及び被服費等に係るもの（競争入札に付する場合を除く。）については、物品購入兼契約締結伺票
- (2) 修繕に係るものについては、修繕工事契約締結伺
- (3) 工事に係るものについては、入札結果報告兼契約締結伺
- (4) 前各号に掲げる以外のものについては、その理由、所属年度、予算科目、金額、支出の内訳及び債権者等を記載した書類

2 前項各号に掲げる文書には、函面、仕様書、見本その他内容を明らかにする文書等必要な書類を添えるほか、特殊なもので一種類又は特定な工法等を指定する必要があるものについては、指定理由を記載し、若しくは指定理由書を添えなければならない。

上記を踏まえ、水道局では支出負担行為の手続きを実施している。支出負担行為をしようとするときは、財務会計システムにより作成した上記規程の各号に規定された文書により決裁を受けることとされている。

##### (2) 実施した手続き

監査人は、契約事務は適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、抽出したサンプルに関して、「いわき市水道局契約規程」、「いわき市水道事業会計規程」、「いわき市水道局職務権限規程」及び「いわき市水道局文書等取扱規程」に基づいて、契約事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、随意契約を行っている場合の当該理由の妥当性についても併せて確認している。

### (3) 監査の結果

(入札不調に伴う随意契約について)

契約の業者選定にあたり、当初一般競争入札を実施したが、有効な応札がなく、不調となった。市では、再度の一般競争入札には、約 2 か月の期間を要し、年度内の工事完了が困難となると判断していた。

上記理由から、当初入札に対して応札していた市内の建設業者と随意契約を締結した(根拠：地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号)。当時、市としては、建材等の高騰による工事単価が上昇していたことから工期延長は工事総額の上昇につながり、かつ、復興工事等で引受業者が限られていたことから、随意契約を行うこととした。

随意契約の理由書には、緊急の修繕など、年度内に工事を完了させなければならない明確な理由の記載がなく、緊急性がないのであれば、継続費として年度を跨いで実施することもできたはずである。

また、引受業者の限られていることが当初から見込まれているようであれば、市の意向とは言え、入札参加資格に「市内業者」の要件を設けず、広く近隣自治体の業者にも参加要件を認めることで、より経済性を発揮できた可能性がある。

以上から、年度内工事完了を目指す随意契約の理由は不十分である。また、当時の工事発注環境を考慮して、市内業者に限定する当初入札の参加要件は妥当性に欠ける。

#### 【意見】

(契約締結伺の記載不備について)

平成 25 年 12 月 2 日に契約した薬王寺ポンプ場更新工事(土木・建築)の契約(104,220,000 円)について、「入札結果報告兼契約締結伺」の決裁日の記載が漏れている。

「いわき市水道局文書等取扱規程」によれば、押印決裁起案の場合にあつては決裁文書に決裁者が決裁した年月日を記入することが規定されている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底することが必要である。【指摘事項】

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、すべての事案を確認したわけではない。そのため、今回確認された以外の事案についても同様に記載が漏れている可能性がある。本件に限らず、すべての起案文書に対して再度記載を徹底するように取り組まれない。

「いわき市水道局文書等取扱規程」より抜粋

(決裁)

第 24 条 起案文書は、当該事務の決裁区分にしたがい、起案者から順次直属上司の承認を経て決裁者の決裁を受けなければならない。この場合において、課等の長の承認又は決裁を受ける前に取扱責任者に回付するものとする。

(決裁年月日)

第 31 条 決裁が終了したときは、当該起案が電子決裁起案の場合にあつては文書管理システムにおける完了処理を行い、押印決裁起案の場合にあつては決裁文書に決裁者が決裁した年月日（以下「決裁年月日」という。）を記入するものとする。

(最低制限価格制度の事後公表について)

いわき市では入札について最低制限価格制度を設けており最低制限価格の事前、事後公表は行われていない。

しかし、契約事務の監査をする中で、入札の透明性を高める観点から、最低制限価格制度の事後公表を検討すべきと思われる事案が見受けられた。

一例として、南部浄水場管理室 山玉浄水場地下管廊入口塗裝修繕工事（平成 25 年 12 月 6 日）を挙げる。

当該工事の概要は下表に示すとおりである。

工 事 名	山玉浄水場地下管廊入口塗裝修繕工事
契 約 日	平成 25 年 12 月 6 日
契 約 工 期	平成 25 年 12 月 9 日～平成 26 年 3 月 14 日
入 札 書 比 較 価 格	11,290,000 円（予定価格÷1.05）
予 定 価 格	11,854,500 円
最 低 制 限 価 格	非公表
入 札 書 比 較 最 低 制 限 価 格	非公表（最低制限価格÷1.05）

(入札結果)

(単位：円)

順位	入札（見積人）	入札金額
1	A 社	10,500,000
2	B 社	10,100,000
3	C 社	10,000,000
4	D 社	記載省略
5	E 社	記載省略
6	F 社	記載省略
7	G 社	記載省略
8	H 社	記載省略
9	I 社	記載省略
10	J 社	記載省略
11	K 社	記載省略
辞退	L 社	—
不参加	M 社	—

当該工事は、塗装工事であり、指名競争入札において、塗装工事に入札参加登録し

ている勿来地区、田人地区の業者内から選定している。

当該契約にかかる、入札の札入れ状況は上記のとおりであり、最低制限価格を上回って応札した業者は、11社中3社（辞退・不参加であった業者2社を除く）であった。また、応札者の平均入札金額は、最低制限価格を下回る金額であり、予定価格を上回る応札はなかった。

「地方自治法施行令」より抜粋

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

第六十七条の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

本件においては、最低制限価格を下回って応札した業者は8社あり、最低制限価格設定につき、その設定価格の基礎である単価を弾力的に見直す事できない結果、最新の实情に即して価格設計がなされていない可能性がある。また、当該8社は最低制限価格を下回る価格で応札しているが、これは企業努力により価格を抑えている可能性もあり、いわき市が求める内容に適合した工事がなされた可能性もある。

特に、東日本大震災後のいわき市においては、地震及び津波により甚大な被害を受けており早期の復旧・復興事業を行っているが、入札不調が発生しており、工事単価の変動も大きい状況である。これは、震災以降の工事単価上昇への対応として、平成26年4月1日以降の契約工事から、「設計積算（予定価格算定）時点から契約締結までの間に単価変更があったものについては、当初契約後、受注者からの申し出により、契約締結時点での単価で変更契約ができる取扱い」を導入している点からも伺える。

このような環境下にあるいわき市においては、最新の工事単価に基づいた最低制限価格の設定が行われているか否か、疑念を抱かれる可能性が高いと考えられる。

したがって、最低制限価格の設定如何によって落札者が異なることから、入札及び契約の透明性を高める必要があるため、当該最低制限価格を事後公表とすることを検討すべきである。【意見】

なお、総務大臣及び国土交通大臣から各都道府県知事宛（市町村担当課、契約担当課扱い）の通知「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 23 年 8 月 25 日）においても、最低制限価格を公表する場合には、事後公表とすべき旨が要請されているところである。

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（総行行第 126 号、国土入企第 14 号（平成 23 年 8 月 25 日））各都道府県知事宛（市町村担当課、契約担当課扱い）

（一部抜粋）

#### I. 緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、法第 16 条に基づく努力義務のある事項を定めた指針の中でも、特に緊急に措置に努めるべき事項であり、各地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼が確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

#### 3. 予定価格等の事前公表の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとする。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入する等、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

（低入札価格調査制度の導入について）

法改正に対応する観点から、いわき市においても、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手を確保すべく、低入札価格調査の導入等、工事の性格等に応じた入札契約方式を行えるよう、検討されたい。【意見】

下記のとおり、「国土交通省土地・建設産業局建設業課長建設業法等の一部を改正する法律の一部及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（総行行第 90 号 国土建第 34 号（平成 26 年 6 月 4 日））」において、建設業における課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、法改正が行われている。

これにより、いわき市においても、公共工事の入札及び契約の適正化を図るべく、



低入札価格調査基準や最低制限価格の適切な設定等が求められると考えられる。

「建設業法等の一部を改正する法律の一部及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」（総行第90号 国土建第34号（平成26年6月4日））

発出：総務省自治行政局行政課長、国土交通省土地・建設産業局建設業課長

宛先：各都道府県総務部長・土木部長、各都道府県議会事務局長、各指定都市総務局長、各指定都市議会事務局長宛

（一部抜粋）

建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しています。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンプ受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じています。こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されています。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっております。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、以下のとおり法改正が行われました。

建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）は、本年六月四日に公布され、①建設業法（昭和二十四年法律第百号）、

②公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）、

③浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）及び

④建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号。以下「建設リサイクル法」という。）

の改正について、段階的に施行されることとなり、①の一部の規定については、公布の日（本年六月四日）より施行されました。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十六号）も、本年六月四日に公布され、同日より施行されました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県管内の指定都市を除く市区町村、市区町村議会及び建設業者団体にも本通知の周知徹底をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 二．建設業法等の一部を改正する法律（公布日施行分以外）関係

建設業法等の一部を改正する法律については、一．の事項を除き、今後段階的に施行されることとなり、その運用上の留意事項等については追って通知することとするが、本改正法の概要は以下のとおりである。

⑤ 公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項の追加（入札契約適正化法第三条）

「その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること」（ダンピングの防止）を追加することとされた。

本改正に伴い、改正後の入札契約適正化法第十七条の規定に基づく適正化指針についても改正する予定であるので、詳細が決定し次第追って通知するが、公共工事の発注者におかれては、改正法の趣旨を踏まえて、低入札価格調査基準や最低制限価格の適切な設定等、効果的なダンピング防止策を講じるよう努めること。

なお、適正な金額での契約の締結のためには、予定価格の適正な設定が不可欠である。このため、適正な積算に基づく設計書金額に相当程度の一定率を乗じること等により当該金額の一部を控除するいわゆる歩切りは行わないこと。

（低入札価格調査制度の適切な活用について）

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）」が、平成 26 年 6 月 4 日に公布され、即日施行された。

これを受け、国土交通省では、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針となる運用指針の策定に取り組み、平成 27 年 1 月 30 日に開催された公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、関係省庁申合せとしてとりまとめ、下記のように、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用が求められている。

いわき市においても、東日本大震災後、復旧・復興事業にかかる工事を実施しており、その取り巻く環境は通常時と異なるものと考えられるが、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手を確保すべく、低入札価格調査制度の適切な活用について検討されたい。【意見】

《発注関係事務の運用に関する指針(平成 27 年 1 月 30 日)(公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)》

（一部抜粋）

＜ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表＞

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、落札率(予定価格に対する契約価格の割合をいう。)と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設

業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。

また、工事の入札に係る申込みの際、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

（契約書類簿冊の整理について）

水道局では、水道施設の除草業務を委託しているが、平坦地のある小規模施設の除草等を委託する場合、高齢者でもできる業務であり、雇用機会の確保及び安定した人員の確保ができることから、公益社団法人いわき市シルバー人材センターと契約を締結している。契約締結前から業務の完了までに必要となる一連の書類（指名業者等選定決定書、工事等入札人指名内申書、起工兼見積執行伺、契約書、委託業務完了届、検査調書等）を契約ごとに簿冊で管理を行っている。

契約簿冊には、工事に関連する写真（工事施工前と竣工写真）が綴られているが、写真の内容から明らかに撮影時期が矛盾しているものが散見された。当該業務委託の完了は、成果品を求めるものでもなく、書類による検査のみで現地での立会も行っていない。完成確認は、書類により行っているとのことであるため、今後は書類の整理を矛盾なく行い、検査時に内容の確認を行うべきである。【意見】

なお、監督員は、週1回は巡視点検を行っており、すべての作業施設で業務の完了を確認しているとの説明を受けた。

（公益社団法人いわき市シルバー人材センターとの随意契約に係る公表について）

地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号において、随意契約によることができる場合が規定されている。また、同項第3号ではシルバー人材センター等の随意契約によるときは、管理規程で定める手続きによる契約をすることとなっている。

地方公営企業法施行令より抜粋

第21条の14第1項第3号

随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一项 に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項 に規定する地域活動支援センター

(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項 に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項 に規定する生活介護、同条第十三項 に規定する就労移行支援又は同条第十四項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法 (昭和四十五年法律第八十四号) 第二条第一号 に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を管理規程で定める手続により買入れられる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号) 第四十一条第一項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項 に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第二百二十九号) 第六条第六項 に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項 に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

また、いわき市水道局では、シルバー人材センターとの契約については、いわき市水道局契約規程第 20 条の 2 により具体的な手続きを規定している。

いわき市水道局契約規程より抜粋

(契約の内容等の公表)

第 20 条の 2 企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により規程で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

契約の内容等の公表については、平成 25 年度は既に削除されていたことから、平成 26 年度について、いわき市水道局のホームページを確認した結果、以下の状況となっていた。

公表すべき項目	事実関係
あらかじめ、契約に係る発注の見通しを公表すること。	公表をホームページで確認
契約を締結する前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等を公表すること。	一部、公表を確認できず
契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。	公表をホームページで確認 但し、公表すべき項目と公表内容の一部が矛盾していた。

一部、公表を確認できなかった契約締結前の、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等に関する公表データの取扱いについて、担当者から以下の説明を受けた。

「契約の締結前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準については、水道局のホームページに公表されていたが、契約締結後、前年度分の公表データを削除する際、誤って当該年度分の公表データについても削除してしまった。」

誤って削除してしまったことはやむを得ない面もあると思われるが、削除後に公表の有無を確認していないとのことであり、公表すべきデータが公表されているかどうかについては、常にモニタリングしておくこと、データの更新を行った際には特に注視して確認しておく必要がある。いわき市水道局契約規程には、掲載期間の定めを設けていないが、一部のみ公表されている状態を放置していることは、公表される情報に格差が生じており問題である。【指摘事項】

なお、随意契約を締結した後、契約の相手方とした理由を公表することとなっているが、「地方公営企業法施行令の規定によるもの、高年齢者の雇用の安定等に関する法律に規定する契約であること」の内容が公表されている。水道局において、シルバー人材センターとの契約に当たって、平坦地のある小規模施設の除草等を委託する場合、高齢者でもできる業務であり、雇用機会の確保及び安定した人員の確保ができることという理由を明記していることから、当該理由も併せて公表することが望まれる。

他の自治体においては、これらの理由以外にもシルバー人材センターが法律に明確に規定された団体であること、契約の相手方として透明性と公平性が確保されていること、営利を目的としない団体のため、役務の提供において経済性を発揮することが見込まれること等も理由としている。これらの例も参考に公表内容を見直す必要がある。

## 5 財産管理・物品管理は適切に行われているか。

### (1) 制度

いわき市水道局に関する資産については、その範囲と管理方法について、いわき市水道事業会計規程において定められている。

#### (いわき市水道事業会計規程)

第4章	たな卸資産	
第1節	通則	第73条～第76条
第2節	準備計画及び購入手続	第77条～第79条
第3節	出納保管	第80条～第93条
第4節	不用品	第94条～第96条
第5節	たな卸	第97条～第99条の2

第5章	固定資産	
第1節	通則	第100条～第105条
第2節	取得	第106条～第114条
第3節	保管及び整理	第115条～第116条
第4節	処分	第117条～第118条
第5節	減価償却	第119条～第123条
第6節	固定資産の評価	第123条の2～第123条の3
第7節	リース資産	第123条の4～第123条の5

公営企業であるいわき市水道局は、多額に固定資産を有しており、その会計事務において固定資産会計事務が重要な部分を占めているといえる。

固定資産の事務分担として、固定資産に関する総括事務は総務課長が行うこととされており、各課等所管の固定資産については各課等の長が管理することとなっている（同規程第101条）。

当該固定資産台帳の正確性を担保するために、必要に応じて、総務課長が、課等の長に対して、固定資産に関する実地調査を行い、必要な措置を指示することができる（同規程第104条）として、よりその正確性を担保できるような制度設計を構築している。

また、公営企業会計を導入するいわき市水道局においては、固定資産台帳を整備し、固定資産の管理を行っている。

物品及びたな卸資産の範囲は、水道事業会計規程第73条に規定しており、物品出納員は、9月末日及び3月末日現在をもって実地たな卸を行わなければならないとしている（同程第97条第1項）。

「水道事業会計規程」より抜粋

(物品及びたな卸資産の範囲)

第73条 物品とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 材料
- (2) メーター
- (3) 薬品
- (4) 第100条第1号以外の工具器具及び備品
- (5) 消耗品

2 たな卸資産とは、前項第1号から第3号の物品をいい、たな卸経理を行う。

3 第1項第4号及び第5号の物品の経理は、管理者が別に定める。

(実地たな卸)

第97条 物品出納員は、9月末日及び3月末日現在をもって実地たな卸を行わなければならない。

2 前項に定める場合のほか、物品出納員は、たな卸資産が天災その他の事由により滅失した場合その他必要と認められる場合には、随時実地たな卸を行わなければならない。

3 前2項の規定により実地たな卸を行った場合は、実施後10日以内に貯蔵品たな卸明細書を作成し、管理者に報告しなければならない。

(実地たな卸の立会い)

第98条 前条の規定により実地たな卸を行う場合は、物品出納員は、管理者の指定するたな卸資産の受払いに関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(固定資産の管理)

第101条 固定資産に関する総括事務は、総務課長が行う。

2 課等に所属する固定資産は、課等の長が管理する。

(所管の協定)

第102条 2以上の課等に所属し、その所管の判明しない固定資産については、関係課等の長及び総務課長が協議してその所管を定めなければならない。

(固定資産の整理)

第103条 総務課長は図面及び固定資産台帳の正本により、課等の長は図面及び固定資産台帳の副本により、それぞれの所管に係る固定資産の増減、異動、所在、名称、数量、価額等を常に明らかにしておかななければならない。

2 課等の長は、固定資産に増減又は異動があったときは、総務課長へ報告し、総務課長は、管理者に報告しなければならない。

3 総務課長は、固定資産を取得し、又は処分した場合において、登記又は登録を要するものについては、法令の定めるところにより遅滞なくその手続をしなければならない。

(実地調査等)

第104条 総務課長は、固定資産の管理上必要があると認めるときは、課等の長に対

し、固定資産に関する報告を求め実地調査を行い、又は必要な措置を指示することができる。

(固定資産に関する調書の提出)

第 105 条 課等の長は、9 月末日及び 3 月末日現在をもって、その所属する固定資産の増減に関する調書を作成し、総務課長へ報告し、総務課長は、10 月 10 日及び 4 月 10 日まで管理者に提出しなければならない。

## (2) 実施した手続き

監査人は、財産管理・物品管理は適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、水道局関連施設の現地視察を実施した。また、遊休施設の管理は適切に行われているかの検証を現場視察と共に行った。なお、現地視察の対象先は以下のとおりである。

### (稼働施設)

番号	施設名称	所在地
1	平浄水場	平下平窪字寺前 53
2	水質管理センター（平浄水場施設内）	平下平窪字寺前 53
3	四倉ポンプ場（配水施設）	四倉町字田戸 6 の 6
4	四倉配水池（配水施設）	四倉町字芳ノ沢 77 の 9
5	山玉浄水場（浄水施設）	山玉町脇川 25 番地
6	法田第 1・第 2 ポンプ場（浄水施設）	山田町西川原 134 の 5
7	上遠野浄水場（簡水、浄水施設）	遠野町滝字内白 55 の 1

### (休止施設)

番号	施設名称	所在地	休止年度
8	大利ポンプ場（浄水施設）	好間町大利字戸作田 41 の 3	平成 20 年度
9	小川浄水場（浄水施設）	小川町上小川字下広門 45	平成 22 年度
10	薬王寺ポンプ場（浄水施設）	四倉町薬王寺字上川原 16 の 4	平成 18 年度
11	久之浜浄水場（浄水施設）	久之浜町久之浜字中川原 22	平成 20 年度

## (3) 監査の結果

(固定資産シールの貼り付けについて)

固定資産管理の現状について現地視察を行い、固定資産シールの貼付、現物確認の体制、頻度などを確認した。その結果、現地視察を行った施設内では固定資産にシールを貼付していなかった。唯一、平浄水場内の水質管理センターでは機器が高額かつ特殊であるため独自でシール貼り付けし管理している。水質管理センターの現地担当者からのヒアリングによると、事務担当者が年 1 回現物確認を実施しているが、通常の維持管理の中で現場が取り替え更新を検討している。

各種規程（第 11 類 公営企業／第 1 章 水道事業 いわき市水道事業会計規程に掲げ



られる各種固定資産規程)に反した管理状況とまでは言えないが、適正な財務報告、維持管理計画の策定、横領等の不正を回避するために、固定資産番号を作成し、シールとして貼り付け管理すべきである。【意見】

また、いわき市水道事業会計規程において、以下のように規定している。

(実地調査等)

第 104 条 総務課長は、固定資産の管理上必要があると認めるときは、課等の長に対し、固定資産に関する報告を求め実地調査を行い、又は必要な措置を指示することができる。

固定資産の実地調査も、実地たな卸と同様に少なくとも年 1 回は固定資産原簿と実地調査を行うべきである。固定資産の管理は公営企業において、特に重要であることから、固定資産明細などにより、定期的な管理、更新を徹底すべきである。【意見】

(久之浜浄水場における固定資産台帳の不備について)

いわき市久之浜地区にある久之浜浄水場は、固定資産台帳には急速濾過池と登録されているが、現地視察では緩速型の濾過池と担当者より説明を受けた。本来、緩速濾過池として固定資産台帳へ登録すべきところ、誤って急速濾過池として登録してしまったことによる。資産の実態に合わせて、固定資産台帳上に記載する資産名称を修正すべきである。【指摘事項】

(大利ポンプ場 流量計(メーター)の固定資産台帳の転用未処理について)

いわき市好間町大利にある大利ポンプ場では一般家庭等から回収した流量計(メーター)のうち利用可能なものを転用していた。一般家庭に設置するメーターは計量法施行令第 18 条に基づき 8 年で回収し修繕等を行うこととなっている。そして会計上は、再利用したメーターを貯蔵品として計上するが、当該施設で再利用したメーターについては貯蔵品から固定資産への転用処理がなされていなかった。

なお、メーターは 8 年ごとに回収し、状態により 2 度までの修繕を実施することが可能であるため、最長 24 年使用することができることとなっている。

(大和ポンプ場\_流量計)



大和ポンプ場に転用(埋設)  
されていたメーター

いわき市水道事業会計規程には以下の規定がなされている。

(異動報告)

第 116 条 課等の長は、その所管に属する固定資産が次の各号に該当するときは、遅滞なく固定資産異動報告書を総務課長に提出しなければならない。

(1) 科目変更があるとき。

(2) 非常災害その他の理由により滅失又は毀損したとき。

2 総務課長は、前項の報告を受けたときは、第 93 条の規定に準じてその処理手続きをしなければならない。

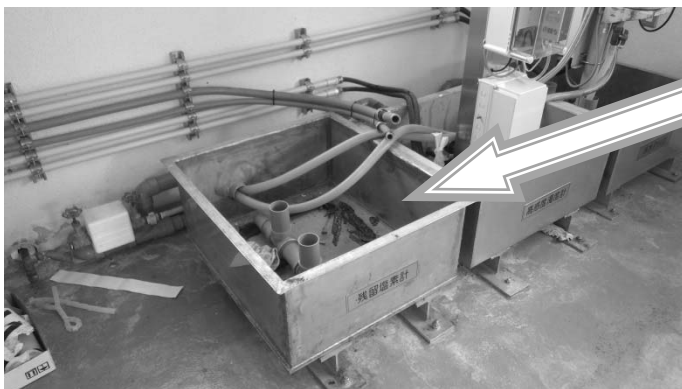
3 総務課長は、前 2 項の手続に基づき所要の帳簿整理をしなければならない。

一般家庭から回収した流量計(メーター)について利用可能なものにおいては、会計上適正な転用処理を施すべきである。【指摘事項】

(小川浄水場 残留塩素計の固定資産台帳の変更未処理について)

いわき市小川町上小川にある小川浄水場は平成 22 年 10 月 1 日から休止施設として水道局が管理している。そのため、使用していない残留塩素計が転用はされていないが、現在は小川浄水場から平浄水場へ移動し保管されている。当該資産は使用されていないため固定資産台帳の変更処理はしていないとのことである。その結果、会計上(固定資産台帳上)と実態が乖離した状態、つまり当該資産の所管が明確でない状態となっている。

(小川浄水場\_残留塩素計)



いわき市水道事業会計規程によると、固定資産の所管換えがあるときは以下の規定に則って行うこととしている。

(所管の協定)

第 102 条 2 以上の課等に所属し、その所管の判明しない固定資産については、関係課等の長及び総務課長が協議してその所管を定めなければならない。

当該資産は従来の所在場所と異なる場所で管理しているため、市の規程に則って所轄部門や各課の管理を明確にするよう実態にあった適正な会計処理及び固定資産台帳の記載を行うべきである。【指摘事項】

(薬王寺ポンプ場 仮設貯水槽について)

薬王寺ポンプ場にある仮設貯水槽は別の施設で撤去されたものであり、薬王寺ポンプ場において転用されていた。その後、転用に伴う固定資産台帳の変更手続きが行われていない。

(薬王寺ポンプ場\_仮設貯水槽)



転用前の簿価及び所管換手続きの漏れがあり、会計上適正に転用処理すべきである。また、「小川浄水場 残留塩素計の固定資産台帳の変更未処理」の場合と同様、いわき

市水道事業会計規程第 102 条に準拠すべきである。

(所管の協定)

第 102 条 2 以上の課等に所属し、その所管の判明しない固定資産については、関係課等の長及び総務課長が協議してその所管を定めなければならない。

以上のように、所管換手続を定めたいわき市水道事業会計規程第 102 条に抵触しているため、適正な所管換手続を実施すべきである。【指摘事項】

(休止施設の取扱いについて)

いわき市水道事業における財産管理の観点から、休止施設として大利ポンプ場、小川浄水場、薬王寺ポンプ場、久之浜浄水場をリストアップし、8 月上旬に休止施設等の現地視察を行った。現地視察及び担当者からのヒアリングの結果、一部施設を除き現時点で再利用は予定していないとのことであり、協議しながら施設整備も含めて厚生労働省への申請を行い、認可後廃止する予定となっている。

「水道法」より抜粋

(事業の休止及び廃止)

第 11 条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。

「地方公営企業法施行規則」より抜粋

(資産の評価)

第 8 条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもつて帳簿価額としなければならない。

2 譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもつて取得原価とする。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 第三号及び第四号に掲げる資産以外の資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの(当該資産の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。) 事業年度の末日における時価

二 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

休止施設については、水道法に基づく厚生労働省への認可申請後に廃止することとなっている。しかし、当該施設については水道施設として機能を有していない、現時点で再利用の予定もない現状である。本来であれば、有姿除却により貸借対照表から除外すると共に、備忘価額まで固定資産台帳上の簿価を減額すべきである。【指摘事項】

なお、平成 26 年度より適用となる地方公営企業施行規則において、減損会計が適用されている。しかし、平成 26 年度の予定貸借対照表においても、減損処理は行われていない。

いわき市水道事業会計規程においても減損に関する規定は既に定められているので、参考にしていただきたい。

「いわき市水道事業会計規程」より抜粋

(減損に係る会計処理)

第 123 条の 2 管理者は、固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は次条に定めるところにより減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

(減損損失の認識)

第 123 条の 3 管理者は、固定資産に減損の兆候が認められた場合は、当該固定資産について、減損損失を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

2 管理者は、前項の判定により減損損失を認識した固定資産について、減損損失の額を測定しなければならない。

(施設転用後の未稼働資産について)

いわき市四倉町栗木作にある栗木作配水池については、当初浄水施設であったがその後配水池に転用している。しかし、浄水施設として使用していた濾過池や沈澱池が依然として固定資産台帳に登載されている。

施設全体が休止していない場合であっても、部分的に使用していない固定資産については、前記の(休止施設の取扱いについて)と同様に有姿除却を検討し貸借対照表から除外すると共に、備忘価額まで固定資産台帳上の簿価を減額すべきである。【意見】

## 6 情報セキュリティ対策は適切に行われているか。

### (1) 制度

#### ①セキュリティポリシーについて

いわき市水道局における、セキュリティポリシーは、いわき市本庁に準じて行われている。具体的には、「市情報セキュリティポリシー」、「市情報セキュリティ対策基準」、「地域イントラネットワークシステム情報セキュリティ実施手順」のこれらに基づいて、情報セキュリティ対策が施されている。

なお、「市情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ」とは、「情報資産の機密性の保持及び正確性、完全性の維持並びに許可された利用者が必要な時に利用できる状態を維持すること」と定義づけしている。

上記実施手順は、組織体制、物理的・人的・技術的セキュリティ対策、また、ネットワークへの接続及び切り離し、緊急時の対応等、情報セキュリティ対策について定めている。

いわき市においては、地域イントラネットワークシステムを活用している。これは地域情報化における地域の情報格差（デジタルデバイド）の解消と地域住民への迅速な行政情報の提供に資するとともに、職員間の情報共有やそれに伴う業務の効率化を図り、市民サービスの向上に努めることを目的として整備されたものである。いわき市水道局においても、当システムを活用している。

そして、いわき市水道局においては上記実施手順に基づき、情報管理者を水道局長、各課長をセキュリティ管理者として定めている。

いわき市水道局において使用される電子計算組織として、以下のものが掲げられる。

(平成 19 年 3 月 19 日いわき市水道局管理規程第 7 号 別表 (第 4 条関係) )

電子計算組織名称	所管課名
いわき市上下水道料金処理オンラインシステム	営業課
いわき市水道局財務会計システム	総務課

#### ②外部記憶媒体の利用について

いわき市水道局は上記で示した電子計算組織以外に、外部記憶媒体として USB メモリ及び USB 接続ハードディスク (以下、USB メモリ等という。) により電子的データを取り扱っている。

当該 USB メモリ等の運用方針は『USB メモリ及び USB 接続ハードディスクの取扱いについて』にて、通知文書において定められている。当文書は情報管理者より各課等の長に通知され、情報資産を適正に保護するための運用指針を周知している。

### (2) 実施した手続き

監査人は、情報セキュリティ対策は適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、局内での管理状況を確認した。なお、局内サーバールームについても、現地調査を行った。

### (3) 監査の結果

#### (USB のたな卸管理について)

水道局内の業務において取り扱う USB は経営企画課において所管し、各課へ貸与する方式となっている。情報の外部流出を防ぐため、USB メモリ及び USB 接続ハードディスクを各課が利用する際は、「USB に対する通知文書」に基づき、「USB メモリ等 使用（貸与）申請書」において、利用期間、管理方法等記載して経営企画課へ申請をしている。

その申請内容を経営企画課が審査し、情報管理者名（水道局長）で当該申請者に「USB メモリ等使用（貸与）許可・不許可通知書」にてその通知をし、使用を許可する場合は、USB メモリ等を貸与することとなっている。なお、不許可とする場合はその理由を付すこととなっている。

そして、返却の際は、使用課等は「USB メモリ等返却届」を情報管理者宛に送付し、USB メモリ等を経営企画課に返還することとなっている。

経営企画課では、USB メモリの管理簿として受払台帳を設けており、許可日、管理番号、貸出 USB の容量、保管場所等を記載する管理体制となっている。なお、利用許可期間は最大で 1 年となっており、使用を継続する際は、更新手続きが必要となっている。当該受払台帳につき、経営企画課は年一回 USB メモリのたな卸を行っている。

経営企画課が所管する USB 等は、年一回のたな卸を実施しているが、その検証の証拠が確認できなかった。管理状況や責任の所在を明らかにすべく、たな卸の実施日付、確認者、USB 保管場所、管理の状況等、たな卸結果を証拠として残すべきである。【意見】

## 7 将来の事業の見通し及び計画策定は適切に行われているか。

### (1) 制度

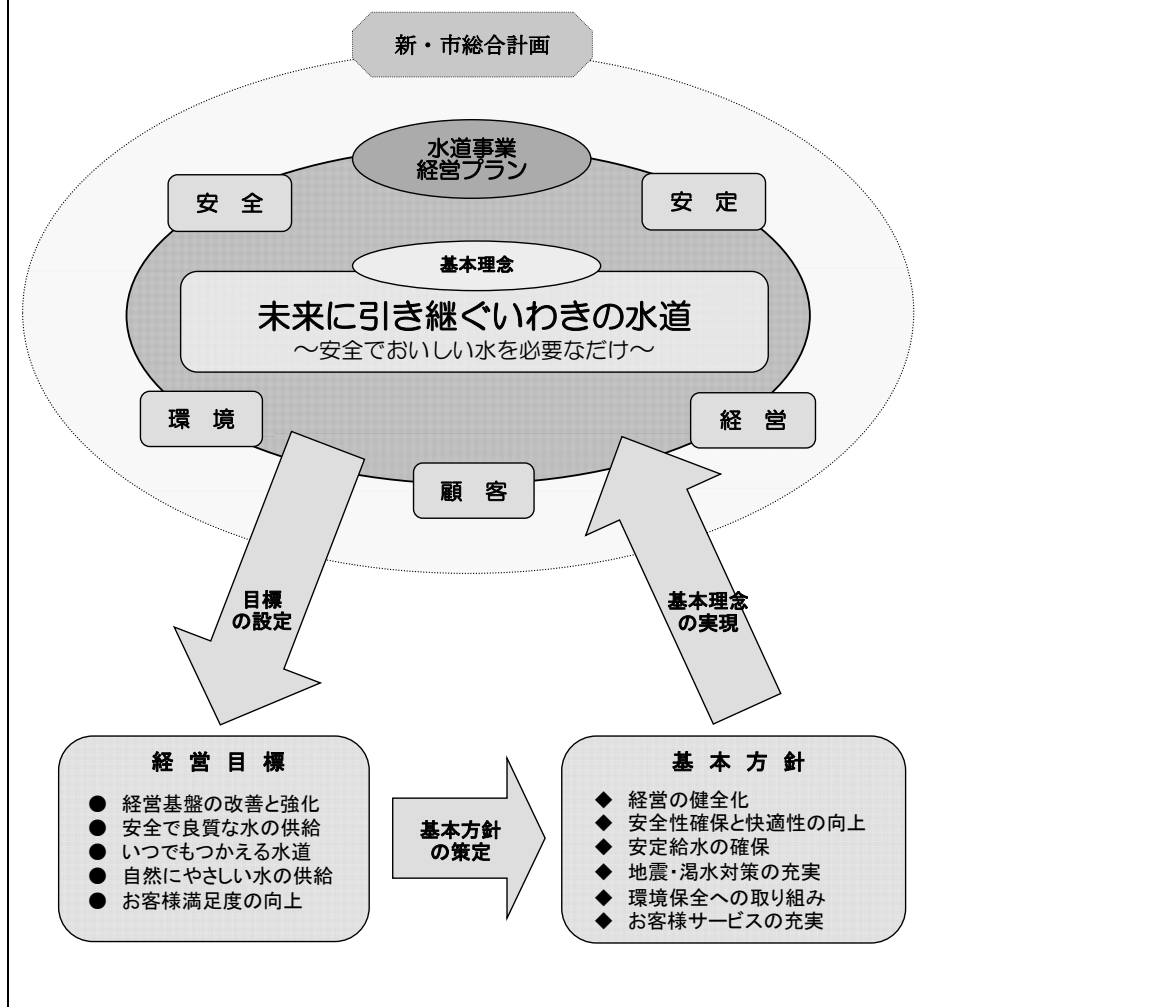
(いわき市水道事業経営プランについて)

水道局では、市民生活を支えるライフラインとしての水道システムを、より健全な姿で次世代に引き継いでいくため、今後の水道事業の進むべき方向を示した「いわき市水道事業経営プラン」を策定している。「いわき市水道事業経営プラン」は、基本理念として掲げる「未来に引き継ぐいわきの水道～安全でおいしい水を必要なだけ～」の実現を図るため、平成19年度から28年度までの10年間の施策の方向性を示す「基本計画」と、同計画に基づいた事業運営の目標や取り組む施策、中期財政計画など、具体的な施策の展開を示す「中期経営計画」により成り立っており、それぞれが今後のいわき市水道事業運営の指針となるものである。

「いわき市水道局ホームページ」より

#### 【計画概要】

基本理念の実現のため、5項目の経営目標を掲げ、今後の水道事業の取り組むべき具体的な方針として6項目の基本方針を定めています。





### **経営目標 1 経営基盤の改善と強化**

水需要の減少傾向により今後の料金収入の減収は避けられないことから、給水需要や財政状況を踏まえた建設改良事業の実施など身の丈にあった経営に徹するとともに、経営効率化による経費の節減や企業債残高の縮減などにより、経営基盤の強化を図り、健全な経営状態で水道事業を未来の世代に引き継ぐことを目指します。

### **経営目標 2 安全で良質な水の供給**

水道法に基づく水質管理の徹底はもとより、水道水源における水質事故対策や貯水槽水道に対する適正管理の指導などといった水源から給水栓までの各段階での諸施策を行い、常に安全で良質な水道水を供給し、安全・安心な市民生活の持続を目指します。

### **経営目標 3 いつでもつかえる水道**

水道の普及率が高い状況にある現在、たとえ災害時であっても給水の停止は市民生活に深刻な影響を与えるため、市民生活を支えるライフラインとして、平常時の適切な維持管理はもとより、非常時でもその影響を最小に抑えるために必要な施策を展開し、安定的な水道水の供給に努め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### **経営目標 4 自然にやさしい水の供給**

水道事業は水循環系の一部を利用する一方、エネルギー消費産業の側面も有していることから、環境保全対策への貢献や省エネルギー対策、クリーンエネルギーの利用促進を進め、公営企業としての社会的責任を果たすことにより、未来の世代に健全な環境を引き継ぐことを目指します。

### **経営目標 5 お客様満足度の向上**

多様化するお客様ニーズを的確に把握し、それに応えるサービスを充実し提供していくとともに、水道事業の経営内容を積極的に公開し、お客様の視点に立った事業運営に努めることにより、水道事業の持続に不可欠なお客様の満足度の向上を目指します。

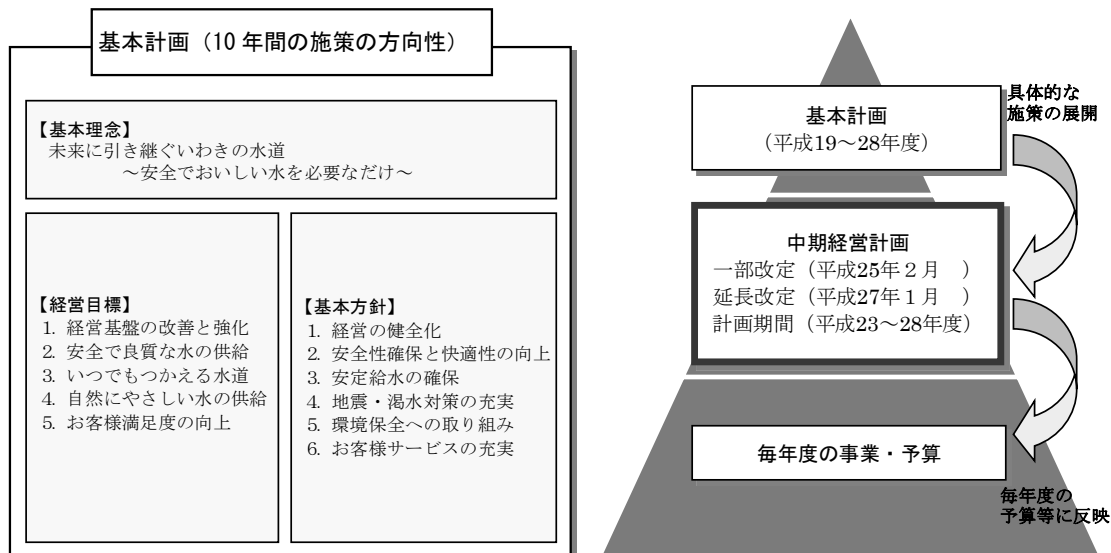
上記基本計画を受け、平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間を計画期間とする「中期経営計画」、23 年度から 26 年度までの 4 年間を計画期間とする新たな「中期経営計画」を策定している。

新たな「中期経営計画」は、業務委託の推進などにより一層の経営効率化を図り、人件費等の経費削減に努めるとともに、限られた財源の中で施設の整備・更新事業を効果的かつ効率的に推進することにより、現在の料金水準を維持しながら事業目標を達成する内容となっている。

ただし、平成 23 年 3 月に東北地方太平洋沖地震が発生し、本市の水道施設は水道管を中心に甚大な被害を受け、市内全域で大規模な断水が発生する事態となったことを受け、平成 25 年 2 月に中期経営計画の一部見直しを行い、災害対策関連事業等について

て、今回の震災を踏まえた取り組みを推進していくこととした。さらに、平成27年1月において、震災復興事業に取り組みながらも、繰り延べられている一部事業の着実な実施を図る必要があることなどから、現行の中期経営計画の計画期間を上位計画である基本計画の計画終期にあわせて2年間延長（平成28年度まで）することとした。

（基本計画と中期経営計画の関係）



（出所：いわき市水道事業経営プラン 中期経営計画（平成27年1月））

(平成 27 年度から平成 28 年度の事業の進め方)

基本方針及び取組内容	
基本方針1 経営の健全化	15事業
水需要の減少に伴い厳しい財政状況が続くことから、将来の需要を考慮した効率的な建設改良事業を実施するとともに、経営効率化による経費節減、企業債残高の縮減等を推進し、経営の健全化に努めます。	
基本方針2 安全性確保と快適性の向上	4事業
お客様に常に安全で良質な水道水を供給するため、水道法に基づく水質管理の徹底はもとより、水源から蛇口までの各段階において諸施策を実施し、水道水の安全性確保と快適性の向上を図ります。	
基本方針3 安定給水の確保	11事業
重要なライフラインである水道の安全性・安定性向上のため、施設の適正な維持管理に努めるとともに、事故や災害時にも強い信頼性の高い水道施設の整備を計画的に実施し、安定給水の確保を図ります。	
基本方針4 地震・湧水対策の充実	3事業
地震や湧水などで市民生活に大きな影響が発生することのないよう、災害・事故等に備えた応急給水体制の強化に努めるとともに、水道施設の耐震化を推進するなど、地震・湧水対策の充実を図ります。	
基本方針5 環境保全への取り組み	7事業
水道事業は自然の水循環系に依存しており、水環境をはじめ広く環境に配慮する責務があることから、良質な原水確保のため水源保全対策に努めるとともに、環境負荷の低減など環境保全に取り組みます。	
基本方針6 お客様サービスの充実	10事業
水道事業の内容を積極的に公開し、お客様のご意見等をいただきながら、多様化するお客様ニーズに応えるサービスの提供に取り組み、お客様の視点に立った事業運営、お客様サービスの充実に努めます。	

(出所：いわき市水道事業経営プラン 中期経営計画 (平成 27 年 1 月))

(いわき市水道事業 事業評価制度について)

上記のとおり、いわき市水道局では、水道事業経営プラン「基本計画 (平成 19 年度から平成 28 年度)」に基づき、平成 23 年度から 6 年間の具体的な施策を示す「中期経営計画」を策定し、各種の事業を推進しているが、これらの事業について評価 (自己評価) を公表している。これは、いわき市水道事業経営プラン「中期経営計画 (平成 23 年度から平成 28 年度)」に掲げる事業の進捗管理と事業効果の点検・改善を行うとともに、市民に事業の実施状況や経営状況を知らせ、経営の透明性の向上を図ることを目的としている。

「いわき市水道局ホームページ」より

### 【評価の観点】

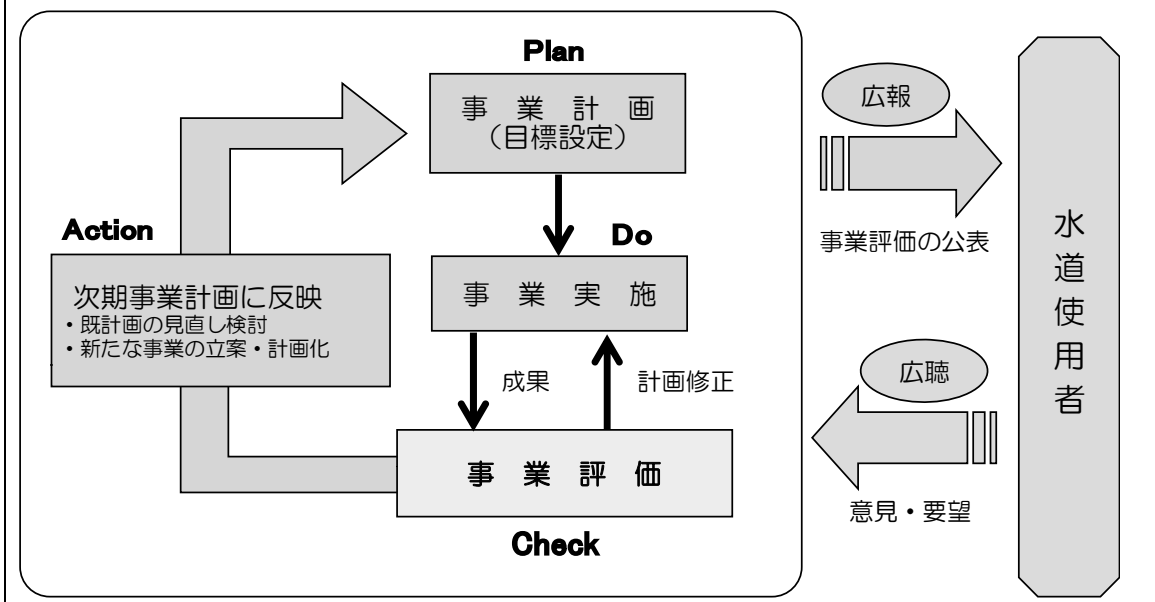
事業評価は、次の観点から実施しました。

- (1) 実施事業評価：実施事業の内容や進捗状況等について、基本的施策ごとに評価を行う。
- (2) 事業運営評価：中期経営計画に掲げた20の事業運営目標値の達成度について評価を行う。

### 【評価の活用】

事業の進捗状況や達成度を把握して評価を行い、その評価結果に基づいて改善策などを検討し、翌年度以降の実施計画や中期経営計画に反映していき、PDCAサイクルを確立させます。

※PDCA サイクル・・・Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）の一連の流れ



事業評価にあたっては、6項目の基本方針を定め、これらの基本方針のそれぞれに対して、事業評価を行っている。水道局では、いわき市水道事業経営プランの基本理念を実現するため、5項目の経営目標「1 経営基盤の改善と強化」、「2 安全で良質な水の供給」、「3 いつでもつかえる水道」、「4 自然にやさしい水の供給」、「5 お客様満足度の向上」を掲げている。

また、これらの経営目標を達成するため、今後の水道事業の取り組むべき具体的な方針として「1 経営の健全化」、「2 安全性確保と快適性の向上」、「3 安定給水の確保」、「4 地震・渇水対策の充実」、「5 環境保全への取り組み」、「6 お客様サービスの充実」の6項目を基本方針としている。

直近では、平成25年9月に平成24年度事業に対する事業評価が実施されている。下表が項目ごとの評価結果である。

基本方針	実施事業評価	事業運営の目標
<p>1 「経営の健全化」</p> <p>水需要の減少に伴い厳しい財政状況が続くことから、将来の需要を考慮した効率的な建設改良事業を実施するとともに、経営効率化による経費節減、企業債残高の縮減等を推進し、経営の健全化に努めます。</p>	<p>(1) 財政基盤の確立</p> <p>有収水量が震災前の水準まで回復してきたことなどから、計画を上回る純利益を得ることができました。</p> <p>また、災害復旧に係る国庫補助金や一般会計繰入金収入が増加したことや企業債借り入れの抑制による企業債残高の縮減により、自己資本構成比率が向上しました。</p> <p>(2) 経営効率化の推進</p> <p>平成 24 年度に予定していた「技術部門の再編」については、震災からの復旧作業を最優先で実施するため、一年先送りすることとしました。</p> <p>(3) 職員研修の充実</p> <p>派遣研修や専門別研修に積極的に参加し人材育成に努めたほか、局内技術系実務研修を実施し技術継承に努めました。</p>	<p>(1)財務体質の改善</p> <p>企業債の発行を抑制し、企業債残高の縮減に努め、財務体質の改善を図ります。</p> <p>(2)維持管理経費の削減</p> <p>組織機構の見直しや業務委託の推進等により、維持管理経費の削減を図ります。</p>
<p>2 「安全性確保と快適性の向上」</p> <p>お客様に常に安全で良質な水道水を供給するため、水道法に基づく水質管理の徹底はもとより、水源から蛇口までの各段階において諸施策を実施し、水道水の安全性確保と快適性の向上を図ります。</p>	<p>(1) 水質検査体制の強化</p> <p>水道法の規定に基づき、「水質検査計画」を策定し、原水、配水及び給水について、水質検査を実施するとともに、市水道水源保護条例に基づく、対象事業場の立入検査等を実施したほか、水道水が水源から蛇口へ届けられるまでの各過程におけるリスク要因を管理する「水安全計画」の策定に向け検討を行いました。また、耐用年数を経過したガスクロマトグラフ、自動固相抽出装置等を更新し、検査精度の維持を図りました。</p> <p>なお、水道水中の放射性物質については、2 台のゲルマニウム半導体検出器を使用してモニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表しました。</p> <p>(2) 快適な水の提供</p> <p>残留塩素濃度の均等化及び低減化を図るため、久之浜配水池に追加塩素注入設備を設置しました。</p> <p>クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物の予防対策として、法田ポンプ場に紫外線処理施設の設置を予定しており、工事実施</p>	<p>水質基準不適合率”0%”を維持し、安全な水道水を供給します。</p>

基本方針	実施事業評価	事業運営の目標
	<p>に必要となる事業認可を得るため、紫外線照射実験を行いました。</p>	
<p>3 「安定給水の確保」</p> <p>重要なライフラインである水道の安全性・安定性向上のため、施設の適正な維持管理に努めるとともに、事故や災害時にも強い信頼性の高い水道施設の整備を計画的に実施し、安定給水の確保を図ります。</p>	<p>(1) 基幹浄水場連絡管整備事業</p> <p>平・鹿島水系幹線の郷ヶ丘～若葉台線、若葉台～瀬沢線などの配水管整備のほか、平第2配水池及び平ポンプ場の築造工事を年次計画に沿って施工しましたが、配管位置の変更等に期間を要し、事業の一部を繰り越しました。</p> <p>(2) 水道施設整備事業</p> <p>低水圧地区の解消工事や重複した給水管の解消工事、単線管路に漏水事故が発生した場合に備えた配水管路の二重化工事、水源事故などの危機管理対策として水源監視の強化を図るための浄水施設の整備等、必要な水道施設の整備を行いました。他事業者との工程調整等に期間を要し、事業の一部を繰り越しました。</p> <p>(3) 老朽配水管等の更新事業</p> <p>第五次配水管整備事業は、他事業者との施工年度調整により1路線を後年度へ繰り延べしましたが、10路線は計画どおり実施し、うち4路線は他事業者との工程調整等に期間を要したことなどから、事業の一部を繰り越しました。</p> <p>また、老朽管更新事業は、他事業者との施工年度調整により計画の一部を変更したものの、植田町根小屋配水管ほか11路線の老朽管更新を実施しました。</p> <p>(4) 水道施設更新・改良事業</p> <p>ポンプや電気計装などの配水・浄水施設の更新事業は、計画の一部を変更したものの、ほぼ計画どおり実施しました。</p> <p>(5) 漏水防止対策事業</p> <p>震災により漏水率が大きく上昇したことから、夜間最小流量調査の結果や配水量の分析データを基に調査エリアの細分化及び調</p>	<p>(1)老朽管路の更新と連絡管整備を推進し、安定給水の向上を図ります。</p> <p>(2)管路の適切な維持管理に努め、漏水量の抑制を図ります。</p>

基本方針	実施事業評価	事業運営の目標
	<p>査方法の見直しを行い漏水多発地域を中心に漏水調査を実施したほか、減圧弁等施設の適正な管理を行い漏水量の低減に努めました。</p>	
<p>4「地震・渇水対策の充実」</p> <p>地震や渇水などで市民生活に大きな影響が発生することのないよう、災害・事故等に備えた応急給水体制の強化に努めるとともに、水道施設の耐震化を推進するなど、地震・渇水対策の充実を図ります。</p>	<p>(1) 水道施設の耐震化</p> <p>基幹浄水場連絡管整備事業等による管路の新設や配水管整備事業等による管路の更新において耐震管の布設を行い、管路の耐震化を図りました。</p> <p>(2) 災害・事故対策</p> <p>応急給水対策のため、圧送式給水タンク車や給水用のポンプ、発電機等を新たに購入し、応急給水資機材の充実を図ったほか、非常用地下貯水槽や応急給水機器の点検・整備を行いました。</p> <p>また、地区防災避難訓練への参加や出前講座により、水道の災害対策のPRを行いました。</p>	<p>施設の耐震化を推進し、災害に強い水道を目指します。</p>
<p>5「環境保全への取り組み」</p> <p>水道事業は自然の水循環系に依存しており、水環境をはじめ広く環境に配慮する責務があることから、良質な原水確保のため水源保全対策に努めるとともに、環境負荷の低減など環境保全に取り組みます。</p>	<p>(1) 水道水源の水質保全及び水源監視体制の確立</p> <p>事業場排水対策や不法投棄等の対策として、市水道水源保護条例に基づく対象事業場への立ち入り検査や水道水源保護地域内の河川の監視などを実施したほか、生活排水対策事業として、同地域内における合併処理浄化槽設置者（66基）及び農業集落排水事業加入者（10戸）に対し補助金を交付し、その設置や加入を促進することにより、河川の水質汚濁防止を図りました。</p> <p>(2) 水道水源保全の啓発</p> <p>水源保護の重要性などの認識を深めていただくため、「水道水源地・施設見学会」を実施したほか、水道水源の大切さをPRするパンフレット「いわきの浄水施設」を浄水場見学者などへ配布し水源保全の啓発を行いました。</p>	<p>消費電力の節減に努め、環境負荷の低減を図ります。</p>

基本方針	実施事業評価	事業運営の目標
	<p>(3) 環境負荷の低減 「市循環型オフィスづくり行動計画」に基づき、環境に配慮した物品等の調達や二酸化炭素排出量の削減に取り組みました。また、工事における建設廃棄物の低減や再利用、排出ガス対策型建設機械の使用の促進など環境負荷の低減に取り組みました。</p>	
<p>6「お客様サービスの充実」 水道事業の内容を積極的に公開し、お客様のご意見等をいただきながら、多様化するお客様ニーズに応えるサービスの提供に取り組み、お客様の視点に立った事業運営、お客様サービスの充実に努めます。</p>	<p>(1) 給水サービスの充実 宅地内における自然漏水の修繕工事費用を免除する措置を継続して実施したほか、5 m<sup>3</sup>以下の小規模水道の貯水槽の無料点検などを含めた市内の貯水槽水道設置者に対する適正管理の指導や、3階直結給水・直結増圧給水の利用拡大など、給水サービスの向上に努めました。</p> <p>(2) お客様対応の充実 お客様の利便性向上を図るため、水道料金等の新たなお支払い方法の導入等の検討に取り組みました。</p> <p>(3) 広報広聴活動の充実 広報紙の編集やホームページの作成を行う際は、お客様目線でわかりやすい広報を心がけたほか、出前講座や浄水場見学会を実施し、広報広聴活動の充実に努めました。</p>	<p>広報広聴活動等を充実させ、お客様と一体となった親しまれる水道事業を目指します。</p>

## (2) 実施した手続き

監査人は、将来の事業の見通し及び計画策定は適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、基本計画、中期経営計画に対する課内、局内での評価体制、次期基本計画、中期経営計画策定に向けた取組み、検討状況、現在の企業債残高の将来の返済方針、計画について確認した。

## (3) 監査の結果

担当者へのヒアリングにあたっては、下記のような項目に基づいて実施した。ヒアリング結果は下記のとおりである。



## 【ヒアリング結果】

### (1) 評価方法について

いわき市水道事業経営対策委員会における委員の役職、専門性、客観性について概況のご説明をお願い致します。

#### 【委員の役職】

いわき市水道事業経営対策委員会要綱 第3条（組織）第2項、第3項  
委員長は、局長、副委員長には、次長の職にある者、委員には、課長の職にある者をもって充てる。

#### 【専門性】

水道局に従事しているメンバーから構成されていることから、専門性は有している。

#### 【客観性】

- ▶ 内部者で構成されているため客観性には欠ける。
- ▶ 但し、事業評価で同規模企業体との分析により比較をすることによって補完されている。
- ▶ 外部有識者を含む15名からなる市長の諮問機関である水道事業経営審議会へも事業評価を提出し、意見を頂いている。

各事業担当課が自己評価（1次評価）を行い、次にいわき市水道事業経営対策委員会において総合的な観点から、2次評価を行うこととなっております。それぞれの具体的な評価方針についてご説明をお願い致します。

#### 内部資料：経営対策委員会事業評価＜2次評価＞の流れ

担当課が、事業年度ごとに評価基準に基づいて1次評価を行い、経営対策委員会において、1次評価の内容を審議する（2次評価）こととなっている。2次評価においては、評価内容や文言の修正を含めて審議することとなっており、市民へ公表する内容などを審議している。

### (2) 評価公示方法について

水道局HPにおける公表時期について（計画見直し時を含めた、公表時期のルールについて）ご説明をお願い致します。

H24年度事業：H25年3月までの事業が対象。議会認定によるが、早ければ7月だが通常は9月10月となっている。…決算が終了してからというのが基本スタンスである。  
H23年度については、東日本大震災の関係もあり、翌年2月にずれ込んでしまった。  
H25年度については、11月もしくは12月の予定。

HP公示方法の閲覧件数、閲覧目標件数について、把握・設定されておりましたら、ご説明をお願い致します（全体としては、目標値として掲げられている事を確認しております。個々のページについてご説明をお願い致します）。

#### 「平成24年度HPアクセス数について」に基づいて説明

閲覧目標件数：入札も含めて実績をベースにして、HPを刷新して定期的に更新していく。毎年上昇するように考えている。

入札に関するアクセス数が、トップページのアクセス件数を上回っているが、これは入札関連情報が、トップページを経由しないでアクセスすることができるためであるとの説明であった。

(3) 水道局局員周知状況について

実施計画の水道局局員各課担当者においての最終評価結果の周知方法、改善方法について実施状況のご説明をお願い致します。

PDCA サイクル：事業評価で内部チェック（単年度計画の見直し、中期経営計画策定の際にも見直し）、評価結果を受けて次年度・次期中期経営計画に反映させ、事業評価、計画の見直しに関する公表が遅延している場合であっても内部チェックは完了している。（予算策定期間は、11月頃となっている関係からも内部的な対応は先行している。）  
事業評価目的：市民に告知、内部のアクション

(4) 実施事業評価と事業運営評価の結果について

①基本方針3.「安定給水の確保（1）」

基幹浄水場連絡管整備事業における、事業の一部繰越が、平成23年度及び平成24年度において見受けられます。当該事業の全体としての進捗状況及び、その進捗如何によつての他の事業に及ぼす影響や懸念事項がございましたらご説明頂きたいと思ひます。

23年度については、震災があり工事の繰越をしている。平第2配水池・ポンプ場の26年度竣工予定計画が1年延長となった。これは災害対策事業を優先したためであるが、配水池・ポンプ場の計画に積極的に対応することに変更はなく、大きな影響とは考えていない。

H25年度までで48.5%の進捗（160億円の事業の金額ベースとして）となっている。

②基本方針1.「経営の健全化」 経費削減額

平成25年度以降の見通しについてご説明をお願い致します。

また、具体的な削減数値について詳細な内訳、その計算根拠資料等がございましたら、確認させて頂きたいと思ひます。

(千円)

目標とする業務指標等	目標値（上段）/実績値（下段）			
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
経費削減額（対21年度比較）	4か年累計3億5千万円削減			
	34,490	52,665	—	—

経費削減額については、基本的に決算ベースでの数値ではないことの説明を受けた。

(5) <参考>経営指標分析について

経営指標等を用いて同規模事業体との比較を行っておりますが、平成 22 年 11 月以後、見直しを検討されているかについてご説明をお願い致します（震災の影響を加味する等の検討状況、見直し必要性の有無）。

震災の影響を加味するという視点から、特に有収率に限定して説明を受けた。  
有収率＝有収水量/配水量（震災時 75.9%、従前は 88%程度、24 年度で 84.6%となっており、十分に回復していない）有収率が下がったのは漏水（5,404,681 m<sup>3</sup>）が原因であり、漏水の発生原因は震災と推測している。他市と比較しても著しく乖離している。

(6) 次期基本計画、中期計画策定に向けた取り組み、検討状況について

次期基本計画、中期計画策定に向けた取り組み、検討状況について現時点までの取組状況、見通しの概況についてご説明をお願い致します。

現在検討中。現行基本計画は H19～H28 までの 10 年間となっている。第 1 期 4 年間 H19～H22 年度、第 2 期 H23～H26 の 2 年間延長し 28 年度までの計画とすることをやっている。

H29 年度以降は新たな計画としたい。策定に向けて、水道局内で検討部会を立ち上げて、これまでの事業実績を踏まえて今後の 10 年間の考える時期となっている。

外部有識者で構成されている水道事業経営審議会に 11 月～新たな 2 年間の審議を依頼している。素案をたたき台として進めていく予定。

人口減少による収入減、国から提言された新水道ビジョン（あるべき姿⇒40 年後の人口見通し将来は 3 割減、水道は 4 割減）更新需要も増大する可能性を加味して、重要事項として捉えている。10 年間の取り組み。

特に、現在の企業債残高返済につき平成 24 年度現在、目標通りに推移しておりますが、将来的な返済方針の策定状況についてご説明をお願い致します。

「企業債の適正管理について」の文書を入手した。

- 浄水場 1 か所の建設費用は、約 100 億円を要する。今後、泉浄水場、山玉浄水場が更新時期を迎えることから、H18 年度末の 400 億円を超えていた企業債残高を H28 年度までに 300 億円程度とすることを目標にしている。
- 別途、将来の水需要の減少を見据え、施設のダウンサイジングや連絡管工事も推進する。

上記ヒアリング及び事業評価結果を閲覧した結果、水道事業に係る事業評価はおおむね妥当に実施されていると考える。平成 29 年度に策定される新たな中期経営計画に、上記評価結果を含めた計画策定に心掛けていただきたい。

## 8 会計処理は地方公営企業法などの基準に準拠して適切に行われているか。

### (1) 制度

地方公営企業の会計は、企業会計方式によって行われているものの、その内容については昭和41年以降、実質的な改正が行われてこなかったため、民間企業等との比較可能性の観点や、市民に対する説明責任の観点、マネジメントへの活用の観点等から、課題が指摘されてきたところである。

今般、平成24年1月1日施行の地方公営企業法施行令・施行規則の改正により、約半世紀ぶりに会計が見直され、先進的な会計の導入が地方公営企業においても進むことが期待されている。

地方公営企業とは、地方公共団体、すなわち県や市等が経営する企業のうち、水道事業（簡易水道事業除く）、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業等に関わる事業を公共の福祉増進のために行っている企業である（地方公営企業法第2条）。そのため、いわき市水道局は、この地方公営企業にあたり、地方公営企業会計が適用され、一般会計とは別に企業会計として予算の策定や決算書の作成が行われている。

今回の地方公営企業会計制度の改正は、総務省「地方公営企業会計制度等研究会」が作成した報告書において、3段階での改正が示されている。

第1段階として、地方公営企業の経営の自由度を高めることを目的として、資本制度の見直しが平成24年度から適用され、法定積立金、資本組入れ制度の廃止が行われた。

第2段階として、民間企業比較、地方公共団体間比較等を効果的に行いつつ、その経済性の検証が適切に行われることなどを目的として、会計基準の見直しが平成26年度から適用された。

第3段階として、これまで企業会計が導入されてこなかった下水道事業などに対し、平成32年度までに財務規定等を適用することが求められている。

監査においては、平成26年度予算から適用されている会計制度改正に対する対応状況を確認した。なお、主な会計制度の改正点は下表のとおりである。

改正内容	影響
1.借入資本金	借入資本金は、負債として整理
2.みなし償却の廃止	補助金等に相当する額についても減価償却を強制 資産取得のための補助金等は減価償却に応じて収益化
3.引当金の計上を強制	退職給付引当金、賞与引当金、貸倒引当金の計上義務 引当要件を満たさない引当金の計上否認
4.たな卸資産に低価法を適用	たな卸資産について低価法を義務付け
5.減損会計	減損会計を導入
6.セグメント情報の開示	セグメント情報の開示を導入
7.キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け	キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け

### ①借入資本金

- 建設・改良等目的のための借入金等（企業債等含む）について、貸借対照表における計上区分（記載場所）が変わる（純資産の部⇒負債の部）。
- 建設又は改良等に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区分する。
- 負債のうち、条例に後年度一般会計負担分について定めがある場合には、その旨を注記する。

### ②みなし償却の廃止

- 任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止される。
- 償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上し、減価償却見合い分を、順次収益化することとなる。
- 建設改良費に充てた企業債等に係る元金償還に対する繰入金については、補助金等の例により「長期前受金」として計上した上で、減価償却に伴って収益化することとなる。

### ③引当金の計上を強制

#### （退職給付引当金）

- これまで退職給与引当金の計上は任意であったが、改正後は退職給付引当金の計上は義務付けられた。
- 退職給付債務の算定方法は原則法と簡便法のいずれかを選択する。  
原則法：企業職員の退職時に見込まれる退職手当の総額のうち、当該事業年度の末日までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する方法  
簡便法：当該事業年度の末日において全企業職員が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法
- 計上不足額は、原則として一括費用計上、例外として平均残余勤務年数（15年が上限）にわたって費用計上することも可能とされる。

#### （賞与引当金）

- 引当金の計上要件を満たすものについては引当金の計上は義務付けられることになる。
- 内規等により、職員に対して賞与の支払いが地方公営企業に義務付けられている場合、引当金計上の4要件を充足する可能性が高く、賞与引当金の計上が必要となる。
- 事業年度末に在籍する職員に対して支給が見込まれる期末手当・勤勉手当のうち、当事業年度の負担に属する支給対象期間相当分が賞与引当金になる。

(修繕引当金)

- 将来の修繕に係る費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることになる。
- 改正前の修繕準備引当金は、修繕費の執行額が予算を下回った場合は残余を修繕準備引当金に振り替え、予算を上回る場合は修繕準備引当金を取り崩し、修繕費の平準化が図られていた。
- 改正後は、引当金の要件を満たさないものは計上が認められないこととなり、上記のような修繕引当金の計上方法は認められなくなる。

(貸倒引当金)

- 改正後は、債権の評価を行うため、未収金、貸付金等の債権のうち、回収することが困難と見込まれる額を貸倒引当金として計上することとなる。
- 貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。

④たな卸資産に低価法を適用

- たな卸資産の価額は、時価が帳簿価額より下落している場合に当該時価とする。
- 金額の重要性が乏しい場合、低価法によらないことができる。

⑤減損会計

- 減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、そのような場合には、会計制度の規定に従い、回収可能性の低下を反映させた資産の価額で評価する会計処理をいう。
- 当該規定を民間企業と同様に、地方公営企業にも適用する。

⑥セグメント情報の開示

- セグメント情報とは、企業活動を事業活動の特徴等により区分した事業単位を意味する。
- 事業評価のため、営業収益や営業費用その他の財務情報を、事業別や地域別などのセグメントごとに集計し、情報開示することが求められた。

⑦キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け

- 貸借対照表と損益計算書では、一会計期間の資金の動き（キャッシュ・フロー）が把握できないため、当該計算書の作成が義務付けられた。

(2) 実施した手続き

監査人は、新地方公営企業会計制度への対応が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、各改正論点に対する検討状況、検討結果について確認した。

### (3) 監査の結果

上記の結果、新地方公営企業会計制度への対応はおおむね妥当に行われていると考える。なお、下記で説明する退職給付引当金及び修繕引当金の処理については、金額的な影響が大きく、かつ、今後の予算・決算に継続的に影響するため、引き続き十分に留意していただきたい。

#### ①退職給付引当金の処理について

いわき市水道局では、平成 25 年度末に退職給付引当金として計上すべき金額が約 14 億 7,200 万円と試算されたが、その時点で引当金計上されていた金額は約 5 億 5,700 万円だったため、不足額が約 9 億 1,500 万円と算定された。不足額の処理として、原則として、一括費用計上し、例外として、職員の平均残余勤務年数にわたって費用計上する方法が認められている。いわき市水道局では、下記修繕引当金の取り崩しによる収益額とほぼ同額のため、経営に大きな影響を与えないことを持って、一括費用計上を選択した。

#### ②修繕引当金の処理について

水道局では、これまで「毎年度の修繕費の額を平準化させる目的」で計上してきた修繕引当金を取り崩し、収益化することとした。これに伴い、平成 26 年度移行処理で約 10 億円の収益を計上することとなった。

#### ③まとめ

上記のとおり、退職給付引当金の引当不足額を一括費用計上する財源を、修繕引当金の取り崩しによる収益で補うことで、経営には大きな影響を与えないと判断している。今回の会計制度移行に伴う処理は上記のとおりで問題ないが、今後、以下の費用負担が増加することに留意していただきたい。

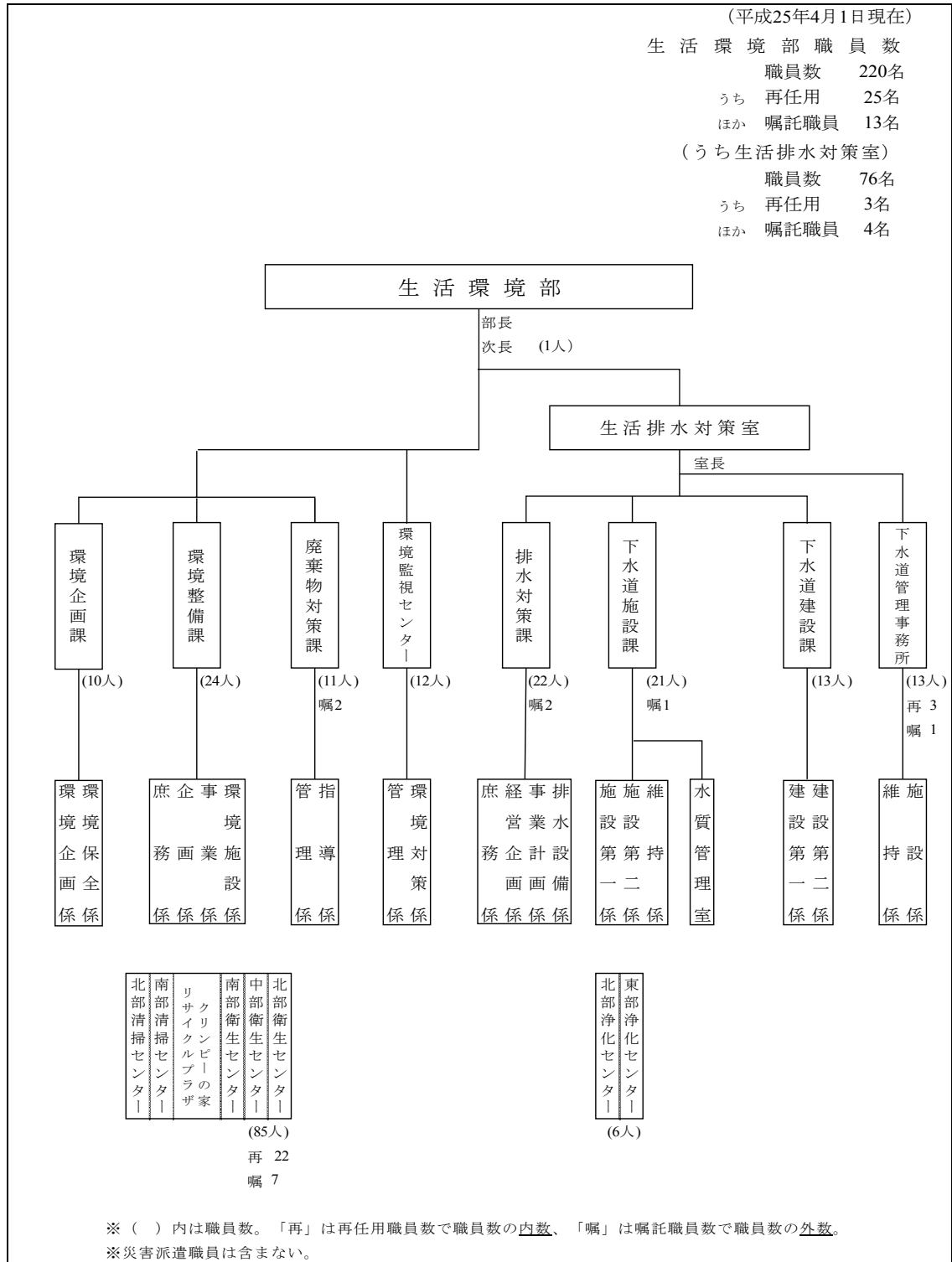
- ・毎年度末時点で算定した退職給付引当金の積み増しに係る費用負担
- ・毎年度必要な定期修繕に係る費用負担（従前は引当金で平準化できていた）

上記の費用負担の増加に伴い、料金原価が増加することが想定される。直近の料金原価において、会計制度の対応前だったため、料金改定が必要なかったが、今後、上記の費用負担を含めた場合、安定的に事業が運営できるように検討していただきたい。また、今後更新投資の増加も予測されるため、慎重な検討が必要である。

### 第3章 下水道事業における財務事務と管理運営

#### 第1 生活環境部生活排水対策室の概要

##### 1 機構図





## 2 配置表及び職員数

課等名	係等名・役職	会計	
生活排水対策室	室長	一般	
	課長	下水道	
排水対策課	主幹兼課長補佐	一般	
	課長補佐兼係長	下水道	
	主任主査	下水道	
	庶務係	主任主査兼係長	下水道
		主査	下水道
		主査	下水道
		事務主任	農集
		主事	下水道
	経営企画係	主任主査兼係長	下水道
		主査	下水道
	事業計画係	技査	下水道
		技術主任	下水道
		技師	下水道
	排水設備係	技師	下水道
		主任技査兼係長	一般
		主査	下水道
		主査	一般
		主査	下水道
		事務主任	一般
		技術主任	下水道
	主事	下水道	
下水道施設課	課長	下水道	
	主幹兼課長補佐	一般	
	施設第一係	係長	下水道
		技査	下水道
		技師	下水道
	施設第二係	係長	下水道
		技査	農集
		技師	下水道
	維持係	係長	下水道
		技査	下水道
		技師	下水道
		主任技能員	下水道
		主任技能員	下水道
		技能員	下水道
	水質管理室	技能員	下水道
		室長	一般
		主任技査	一般
		技査	一般
		技査	一般
	北部浄化センター	技査	下水道
		技査	下水道
		技師	下水道
		技師	下水道
東部浄化センター	所長	下水道	
	次長	下水道	
	技師	下水道	
下水道建設課	課長	下水道	
	主幹兼課長補佐	下水道	
	建設第一係	係長	下水道
		技査	下水道
		技査	下水道
		技師	下水道
		技師	下水道
	建設第二係	技師	下水道
		係長	下水道
		技術主任	下水道
		技師	農集
		技師	下水道
		技師	下水道
	下水道管理事務所		下水道
所長		下水道	
次長		一般	
維持係		主任技査兼係長	下水道
		主査	下水道
		技査	下水道
		事務主任	下水道
		技師	下水道
		事務主任(再任用)	下水道
		事務主任(再任用)	下水道
		事務主任(再任用)	下水道
		主任技査兼係長	下水道
		技術主任	下水道
施設係		技師	下水道
	技師	下水道	

(下水道事業特別会計 級別職員数)

(単位:人)

区 分		行政職	技能労務職
平成25年10月1日	1級	16	(0)
	2級	5(3)	0
	3級	18	4
	4級	4	
	5級	4	
	6級	7	
	7級	0	
	8級	0	
	9級	0	
	計	54(3)	4(0)
平成24年10月1日	1級	11	(4)
	2級	7(6)	1
	3級	22	11
	4級	4	
	5級	2	
	6級	5	
	7級	0	
	8級	0	
	9級	0	
	計	51(6)	12(4)

※( )内は再任用短時間勤務職員を外書き。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	行政職	技能労務職
1級	係員	技能職・労務職
2級	主任	主任技能職
3級	係長	主任技能職
4級	課長補佐	
5級	困難課長補佐	
6級	課長	
7級	次長	
8級	部長	
9級	困難部長	

### 3 事務分掌

[生活環境部生活排水対策室]

【排水対策課】

- (1) 下水道の調整に関すること。
- (2) 下水道事業の計画の策定並びに農業集落排水事業の計画の策定及び事業採択に関すること。
- (3) 下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び地域汚水処理施設使用料に関すること。
- (4) 水洗化の普及促進に関すること。

- (5) 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金に関する事。
- (6) 室内の工事請負の入札に関する事。
- (7) 室内の予算に関する事。
- (8) 下水道排水設備工事指定業者に関する事。
- (9) 排水設備の設計審査及び検査に関する事。
- (10) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の施行に関する事。
- (11) 浄化槽清掃業者の許可及び指導監督に関する事。
- (12) 浄化槽保守点検業者の登録に関する事。

#### 【下水道施設課】

- (1) 下水道施設の維持管理に関する事。
- (2) 農業集落排水処理施設の維持管理に関する事。
- (3) 地域汚水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 下水道台帳に関する事。
- (5) 下水道管理事務所に関する事。
- (6) 水質管理室に関する事。
- (7) 浄化センターに関する事。
- (8) ポンプ場に関する事。

#### 【下水道建設課】

- (1) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の設計及び工事に関する事。

#### 【下水道管理事務所】

- (1) 管きょ、ポンプ場（東部浄化センターの所管に係るものを除く。）及び都市下水道の維持管理に関する事。
- (2) 下水道使用料に関する事。
- (3) 水洗化の普及促進に関する事。
- (4) 下水道事業受益者負担金に関する事。
- (5) 排水設備の設計審査及び検査に関する事。
- (6) 中部及び南部浄化センターに関する事。

#### 【水質管理室】

- (1) 下水道施設、清掃施設等の水質管理に関する事。
- (2) 下水道法に基づく特定事業場及び除害施設設置事業場に係る水質検査及び指導に関する事。
- (3) 下水道法に基づく特定施設の設置及び変更等の届出の受理に関する事。

#### 【浄化センター】

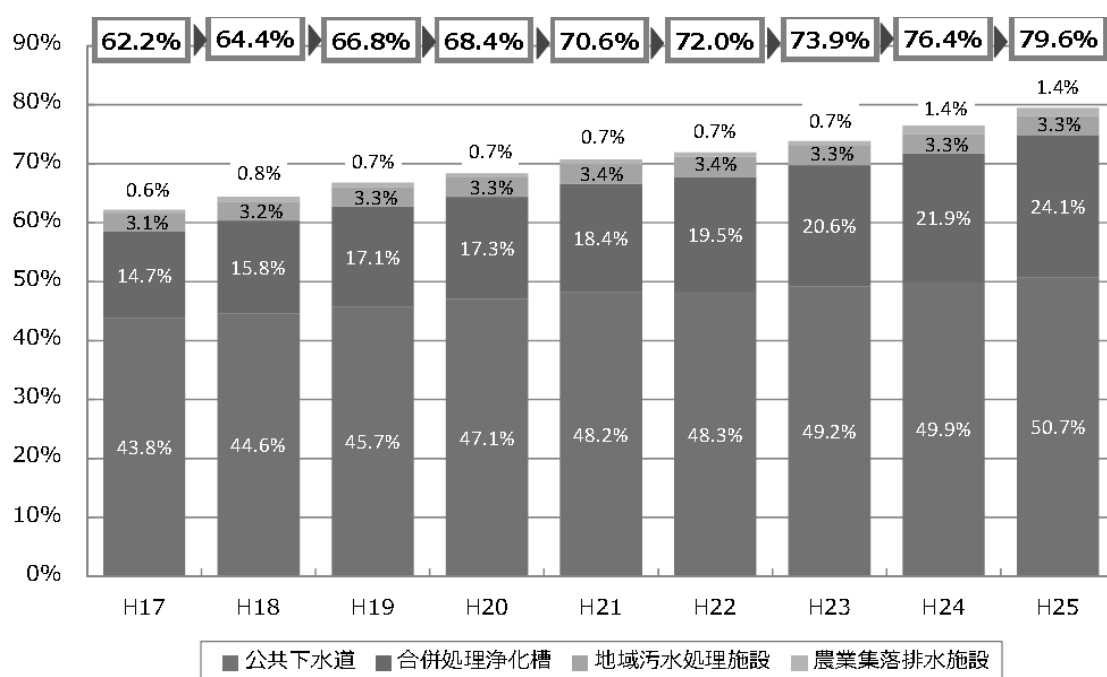
- (1) 下水道終末処理、し尿処理及び中継ポンプ場の維持管理に関する事。

#### 4 下水道事業の概要

いわき市の下水道は、公共下水道事業が昭和 30 年代に合併前の旧平市と旧磐城市（現在の小名浜地区）で始まり、市街地を中心に区域を拡大している。いわき市の下水道は、下水道法上の下水道のうち、主として市街化区域内（用途地域内）における下水を排除し、処理する、狭義の公共下水道において地方自治体が単独で処理場を有する単独公共下水道、主として市街地における雨水を公共下水道の雨水管等に先立って整備し、市町村が管理する都市下水路となっている。

また、これ以外に、合併処理浄化槽（個人設置型）、地域汚水処理施設、農業集落排水処理施設が該当している。

・ 汚水処理人口普及率の推移



汚水処理人口普及率とは、住民基本台帳の人口のうち、公共下水道・地域汚水処理施設・農業集落排水施設の区域内の人と合併処理浄化槽を使っている人が占める割合。

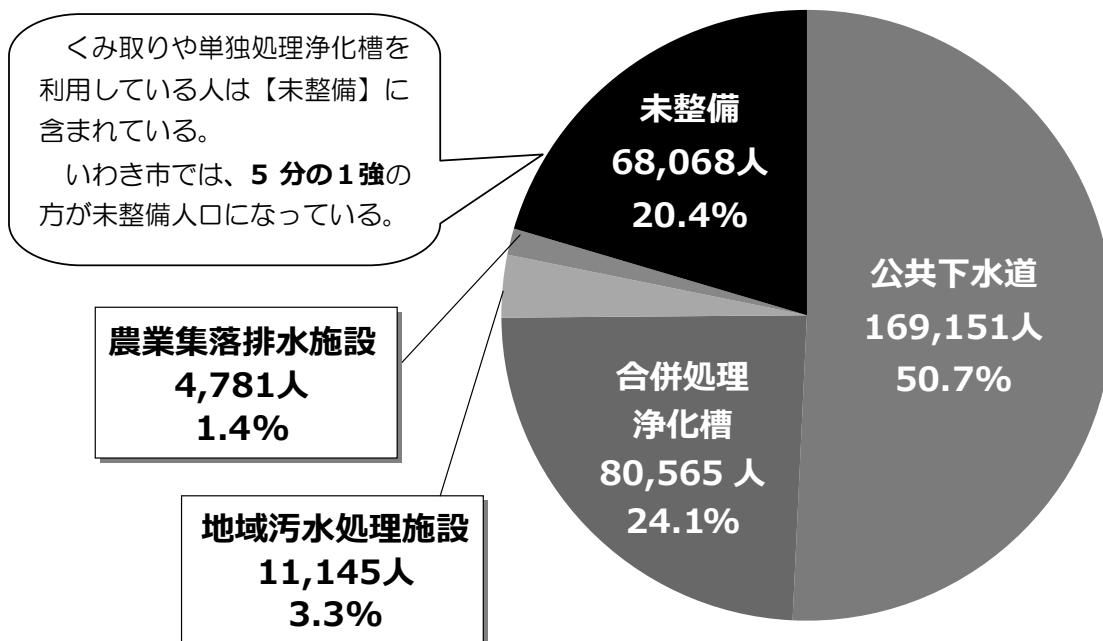
いわき市の平成 25 年度末の汚水処理人口普及率は 79.6%となっており、年々普及率は向上している。しかし、全国平均 88.9%と比較して、未だ低い水準にあるため、今後も普及率向上に向けた取組みが必要である。

・いわき市と全国・県内他市の汚水処理人口普及率の比較（平成 25 年度末）

	汚水処理 人口普及率	(処理施設内訳)			
		下水道	浄化槽	集落排水等	その他
全国平均	88.9%	77.0%	8.9%	2.8%	0.2%
福島県平均	78.0%	50.4%	20.9%	6.7%	0.0%
いわき市	79.6%	50.7%	27.5%	1.4%	0.0%
福島市	82.7%	63.6%	18.3%	0.9%	0.0%
会津若松市	80.1%	64.7%	11.4%	4.0%	0.0%
郡山市	87.2%	71.2%	11.9%	4.1%	0.0%
白河市	90.0%	43.0%	19.0%	27.6%	0.4%

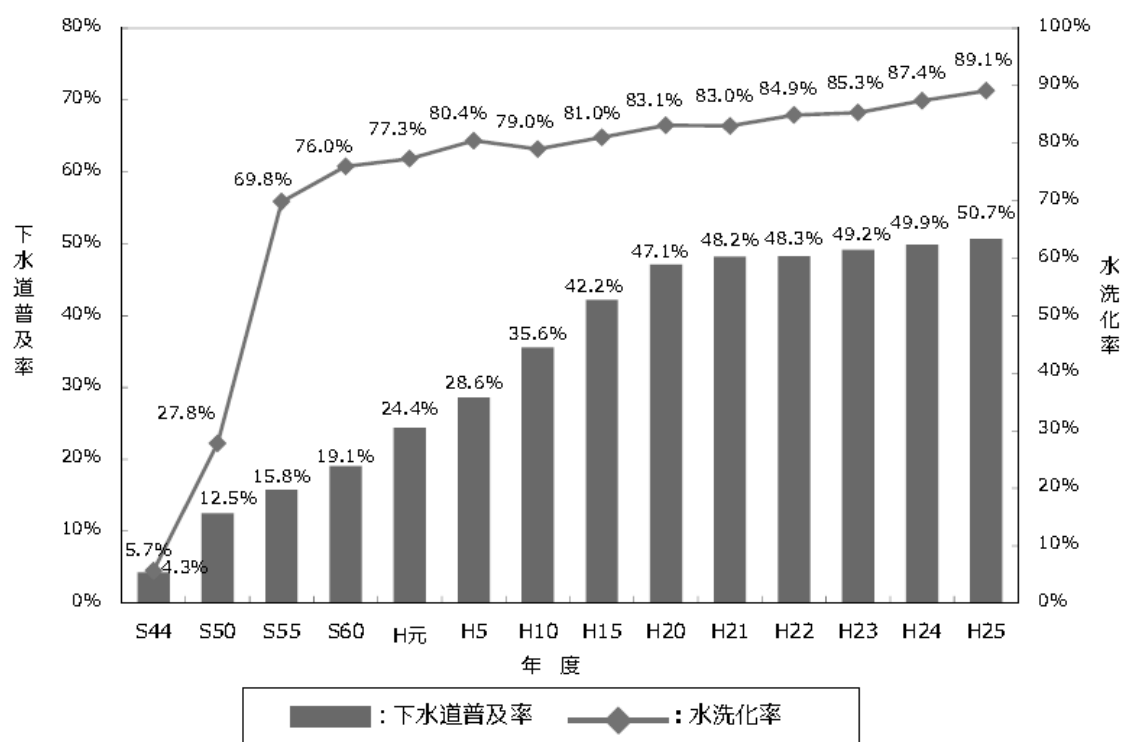
いわき市は、福島県内の主要都市における汚水処理人口普及率で最も低く、下水道整備状況についても低位となっている。

・行政人口に占める各生活排水処理施設等の割合(平成 25 年度末)



行政人口に占める公共下水道の割合は約半数となっている。

・公共下水道の普及率と水洗化率



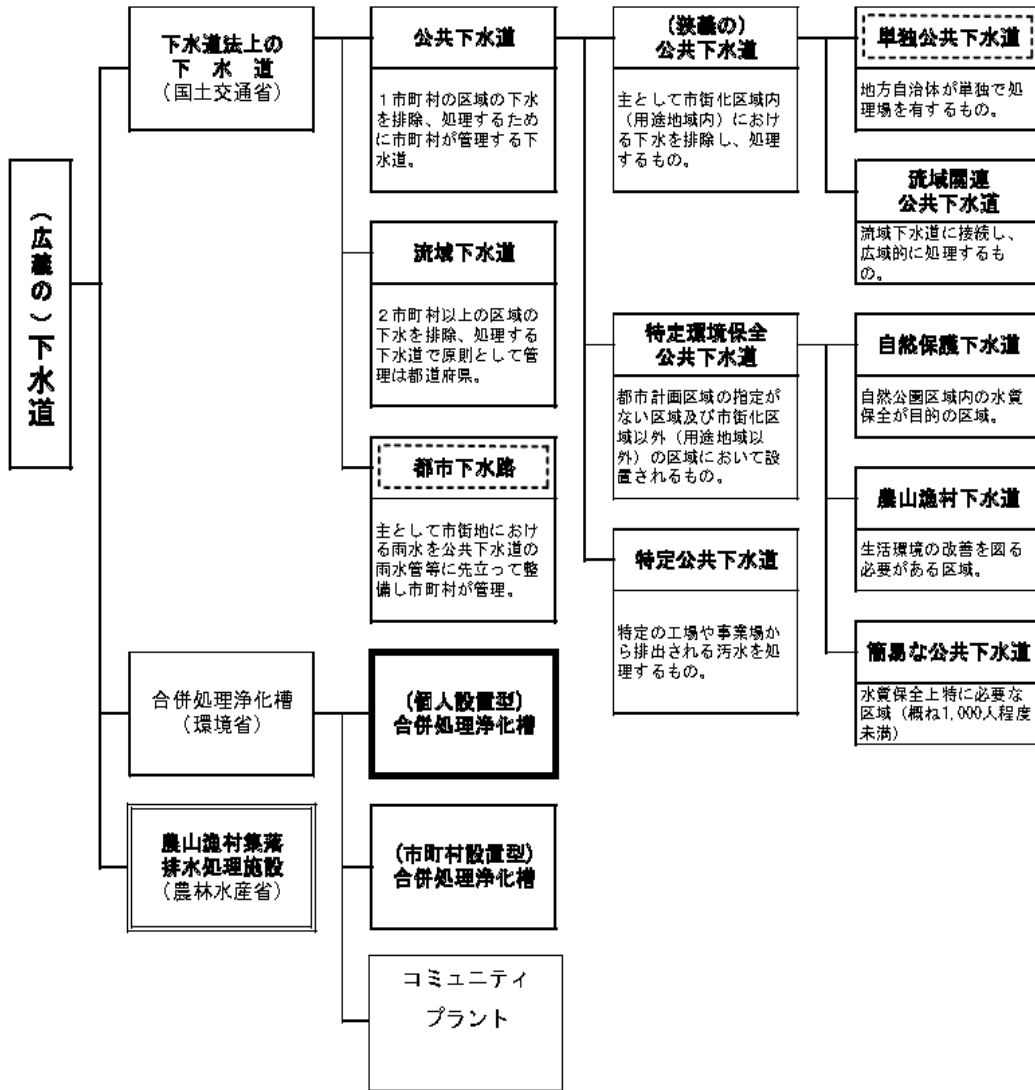
年 度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
下水道普及率	48.2%	48.3%	49.2%	49.9%	<b>50.7%</b>
水洗化率（接続率）	83.0%	84.9%	85.3%	87.4%	<b>89.1%</b>
処理（区域内）人口	168,152人	166,978人	166,412人	167,933人	<b>169,151人</b>
水洗化（接続）人口	139,588人	141,780人	141,924人	146,837人	<b>150,717人</b>

- ▶ 下水道普及率：いわき市の住民基本台帳人口のうち、公共下水道の供用が行われている区域内の人口の割合
- ▶ 水洗化率：下水道処理人口のうち、実際に公共下水道に接続している人の割合

水洗化率については、東日本大震災の影響を除けば、約2%程度の水準で向上している。

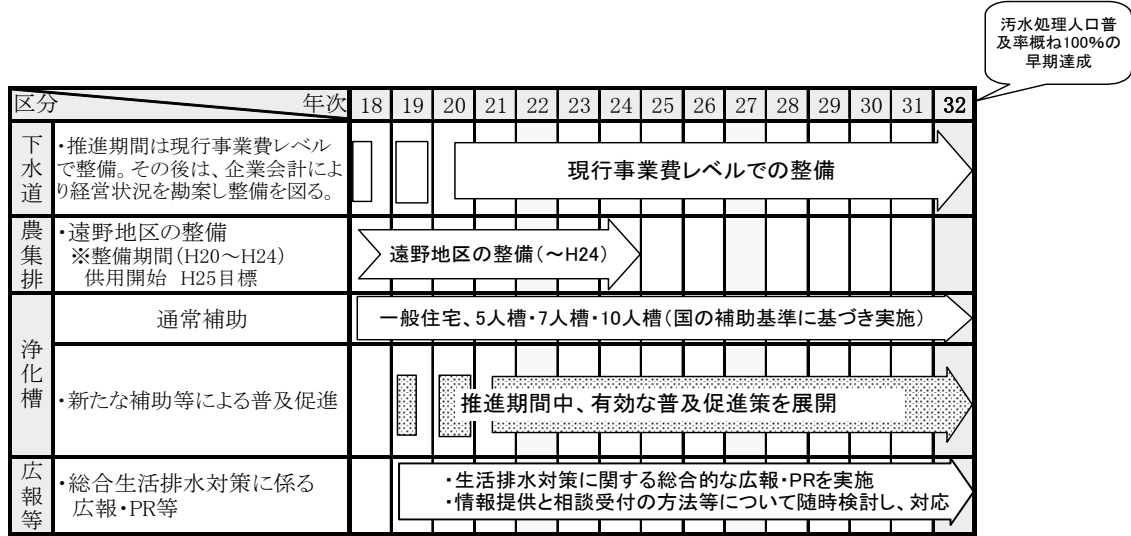
・下水道の種類といわき市で実施中の下水道

- : 単独公共下水道、都市下水路
- : 農業集落排水処理施設
- : 合併処理浄化槽(補助事業)、地域汚水処理施設 (合併処理浄化槽の一種)



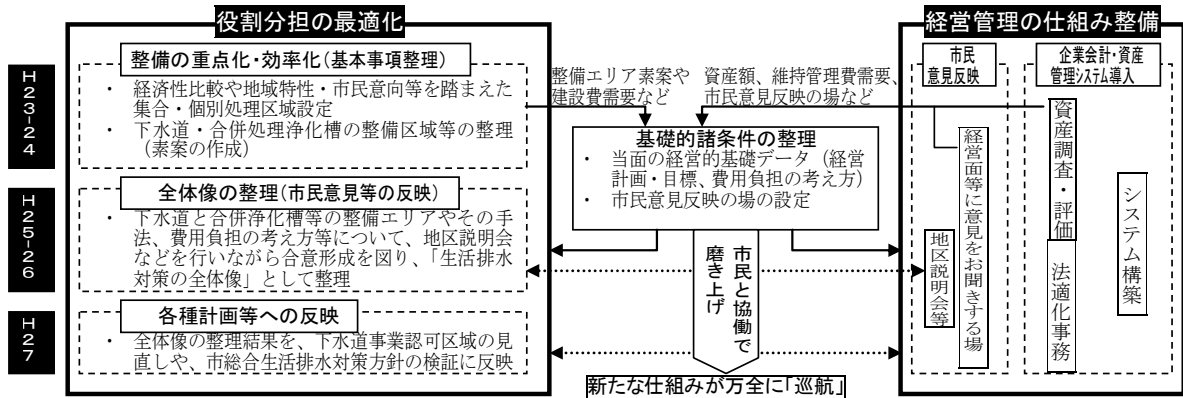
・いわき市総合生活排水対策方針の年次予定

平成 18 年度に策定した「市総合生活排水対策方針」は、平成 32 年度を目標年次として、各施設の普及方針を策定している。方針の年次予定は以下のとおりである。



・下水道中期ビジョンの年次予定

平成22年度に策定した「市下水道中期ビジョン」は、平成23年度から平成27年度までを計画期間として、特に注力しながら早急に取り組むべき事業の内容やスケジュール等を定めたロードマップ(行程表)となっている。具体的な取組み事項等の年次計画と内容は次のとおりである。



・公共下水道事業計画及び下水道整備の状況

いわき市の下水道事業は、合併前の旧平市が昭和 33 年に、旧磐城市(現 小名浜地区)が昭和 35 年にそれぞれ事業認可を受けて整備が進められ、昭和 41 年に 14 市町村(5 市 4 町 5 村)の合併による「いわき市」発足により、平、小名浜地区の下水道事業が「いわき市公共下水道事業」に一本化された。その後、市街地を中心に区域を拡大し、現在では、内郷、常磐、勿来、四倉の各地区を加えて、全体計画面積 7,781ha



のうち7,595haをいわき都市計画下水道として計画決定し、このうち4,721haについて事業計画を策定し、整備する計画になっている。

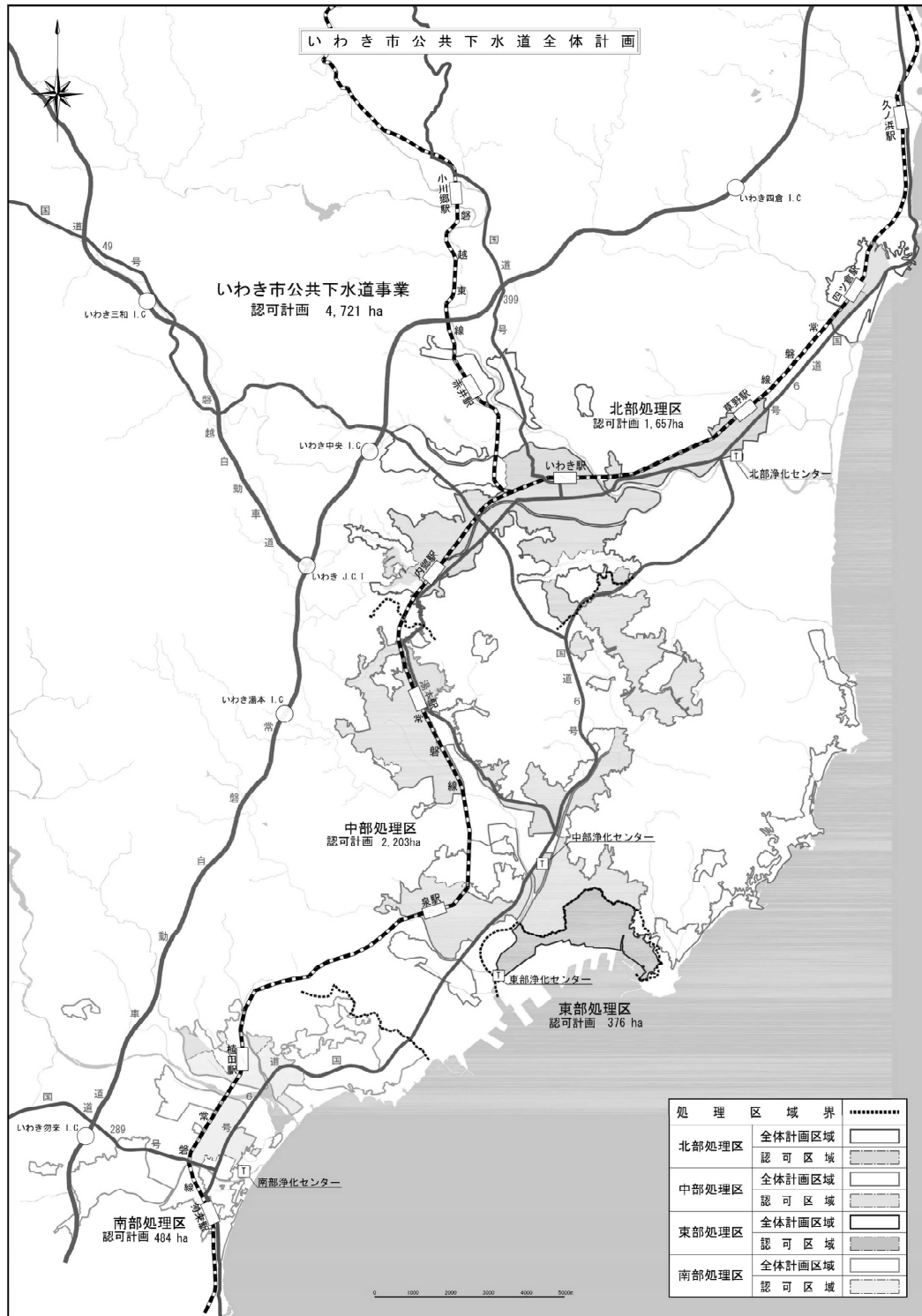
平成25年度末現在の整備状況は、処理区域3,987ha、処理区域人口169,151人、普及率は50.7%となっている。

区 分	全体計画	事業計画 (S33~H27)	整 備 状 況		
			平成23年度	平成24年度	平成25年度
行政区域面積	123,134 ha				
行政人口	293,000 人	327,000 人	338,139 人	336,525 人	333,710 人
都市計画区域	37,617 ha				
市街化区域	10,048 ha				
処理面積	7,781 ha	4,721 ha	3,884 ha	3,941 ha	3,987 ha
処理人口	241,000 人	172,820 人	166,412 人	167,933 人	169,151 人
普及率	82.3 %	52.9 %	49.2 %	49.9 %	50.7 %
水洗化人口			141,924 人	146,837 人	150,717 人
水洗化率			85.3%	87.4%	89.1%
処理場	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
ポンプ場	55 箇所	41 箇所	40 箇所	40 箇所	40 箇所

※全体計画における行政人口・処理人口は、平成37年度の予測人口。

※ポンプ場の箇所数は、雨水ポンプ場を含む。

・いわき市公共下水道全体計画【平成26年3月末時点】



## 5 施設別概要説明

・整備（処理）面積

(単位: ha)

処理区	全体計画	事業計画	整備状況					
			平成23年度		平成24年度		平成25年度	
北 部	2,537	1,658	(1,388)	1,394	(1,391)	1,396	(1,413)	1,417
東 部	376	376	(370)	370	(370)	370	(370)	370
中 部	3,291	2,203	(1,772)	1,781	(1,806)	1,809	(1,824)	1,825
南 部	1,577	484	(354)	357	(374)	375	(380)	380
計	7,781	4,721	(3,884)	3,902	(3,941)	3,950	(3,987)	3,992

※( )内数値は、処理面積

いわき市は、14市町村の合併により誕生した市であり、広大な面積を有し、市街地が点在していることから、北部地区、東部地区、中部地区、南部地区の4処理区について、公共下水道を整備する計画である。

(北部処理区)

平地区の市街地を処理区域として、昭和33年にいわき市で初めての下水道事業が合流式で着手、その後分流式に切り替え、土地区画整備事業により市街地が形成されている平地区北部、南部地区、内郷地区及び四倉地区の市街地等を含めて、計画区域としている。このうち1,658haを事業計画区域として整備を進めている。汚水処理のため北部浄化センターを建設し、昭和49年5月から運転を開始している。

(東部処理区)

小名浜地区の市街地(岡小名、大原地区を除く)を処理区域としている。分流式(一部合流式)により整備を進めている。汚水処理のため東部浄化センターを建設し、昭和44年10月から運転を開始している。

(中部処理区)

常磐地区、小名浜地区(東部処理区を除く)、いわきニュータウン、郷ヶ丘団地等を処理区域としている。汚水処理のため中部浄化センターを建設し、昭和61年11月から運転を開始している。また、中部浄化センターには汚泥焼却施設があり、平成13年11月から運転を開始している。

(南部処理区)

勿来地区を処理区域としている。汚水処理のため南部浄化センターを建設し、平成8年4月から運転を開始している。

・整備（処理）人口

(単位：人)

処理区	全体計画	事業計画	整備状況					
			平成23年度		平成24年度		平成25年度	
北 部	84,600	61,510	(57,756)	57,873	(57,858)	57,927	(57,835)	57,914
東 部	12,300	13,600	(14,230)	14,230	(13,956)	13,956	(13,951)	13,951
中 部	107,800	83,750	(80,577)	80,716	(81,993)	82,087	(82,734)	82,822
南 部	36,300	13,960	(13,849)	13,934	(14,126)	14,218	(14,631)	14,631
計	241,000	172,820	(166,412)	166,753	(167,933)	168,188	(169,151)	169,318

※（ ）内数値は、処理人口

・管渠の管理状況（平成25年度末）

下水を適正に処理するために管理している処理区毎の管渠は、下表のとおりである。

(単位：m)

処理区	污水管	雨水管	合流管	計	管渠清掃	管渠補修	管渠調査
北 部	255,373	20,681	85,494	361,548	12,660	1,030	457
		(25,867)		(366,734)			
東 部	55,753	3,692	35,787	95,232			
		(6,454)		(97,994)			
中 部	369,628	83,801	-	453,429			
		(92,888)	(462,516)				
南 部	94,106	4,206	-	98,312			
		(8,619)	(102,725)				
合計	774,860	112,380	121,281	1,008,521			
		(133,828)		(1,029,969)			

※カッコ内は、都市下水道事業で整備し公共下水道に編入したもの（21,448m）を含む。

・ポンプ場

下水を速やかに浄化センターまで送水するための汚水中継ポンプ場、市街地の浸水被害を防除するための雨水ポンプ場の整備状況は下表のとおりである。現在、概ね事業計画通りに整備が進んでいる。

(単位：箇所)

処理区	全体計画	事業計画	整備状況		
			平成23年度	平成24年度	平成25年度
北 部	22	18	17	17	17
東 部	4	4	4	4	4
中 部	19	12	12	12	12
南 部	10	7	7	7	7
計	55	41	40	40	40

※ ポンプ場の箇所数は、雨水ポンプ場も含む。

①北部処理区

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	区分	現有ポンプ仕様	放流先	運転開始 年月日
北部浄化センター場内	平下神谷字天神104-1	45,015	雨水	φ900mm×110m <sup>3</sup> /分×320PS×2台 φ1,100mm×160m <sup>3</sup> /分×450PS×1台	夏井川	昭和49年5月
北白土第一ポンプ場	平北白土字穂積32	6,099	雨水	φ900mm×100m <sup>3</sup> /分×240PS×4台	夏井川	昭和49年5月
			汚水	φ350mm×15.0m <sup>3</sup> /分×75kw×5台 (内1台予備)	—	
北白土第二ポンプ場	平字愛谷町三丁目7-3	4,000	雨水	φ1,200mm×200m <sup>3</sup> /分×560PS×5台	新川	昭和58年4月
			汚水	φ400mm×18.4m <sup>3</sup> /分×55kw×2台 (内1台予備)	—	
手摺ポンプ場	平字城東一丁目6-5	1,654	雨水	φ1,200mm×157m <sup>3</sup> /分×200PS×3台	夏井川	昭和63年4月
			汚水	φ200mm×3.59m <sup>3</sup> /分×21kw×3台 (内1台予備)	—	昭和60年4月
御厩ポンプ場	内郷御厩四丁目78	2,634	雨水	φ2,400mm×102m <sup>3</sup> /分×150kw×1台 φ2,800mm×159m <sup>3</sup> /分×330PS×3台	新川	昭和58年4月
			汚水	φ150mm×2.36m <sup>3</sup> /分×11kw×4台 (内1台予備)	—	昭和59年4月
新町前ポンプ場	内郷御台境町自在町16-1	1,029	雨水	φ600mm×50m <sup>3</sup> /分×130PS×1台 φ700mm×58.8m <sup>3</sup> /分×150PS×3台	新川	昭和49年4月
			汚水	φ200mm×5.2m <sup>3</sup> /分×15kw×2台 (内1台予備)	—	平成8年4月
泉崎中継ポンプ場	平泉崎字砂田6-1	468	汚水	φ150mm×2.8m <sup>3</sup> /分×7.5kw×2台 (内1台予備)	—	平成20年4月
仁井田中継ポンプ場	四倉町塩木字道東2	1422	汚水	φ150mm×2.3m <sup>3</sup> /分×7.5kw×2台 (内1台予備)	—	平成20年4月
綴ポンプ場	内郷綴町沼尻81	207	雨水	φ500mm×31m <sup>3</sup> /分×33PS×1台	新川	昭和48年4月
小島ポンプ場	小島町三丁目1-1	1,183	雨水	φ1,200mm×197m <sup>3</sup> /分×300PS×2台	新川	平成3年4月
南白土ポンプ場	平南白土二丁目6-1	3,026	雨水	φ1,200mm×171m <sup>3</sup> /分×250PS×4台	新川	平成4年4月
北目ポンプ場	平字北目町81-12	220	雨水	φ700mm×55.0m <sup>3</sup> /分×55kw×2台	好間川	平成7年7月
大町ポンプ場	内郷高坂町大町89	4,181	雨水	φ2,800mm×166m <sup>3</sup> /分×480PS×3台	新川	平成8年4月
上仁井田ポンプ場	四倉町上仁井田字鱈沼30-1	2,487	雨水	φ1,200mm×200m <sup>3</sup> /分×350PS×3台	仁井田川	平成11年4月
北一里塚ポンプ場	平下神谷字石淵48-1	1,835	雨水	φ2,000mm×70.5m <sup>3</sup> /分×74kw×2台	三夜川	平成21年4月
蜷川第一ポンプ場	四倉町字四丁目132-8	572	雨水	φ700mm×53m <sup>3</sup> /分×20ps×2台 φ700mm×53m <sup>3</sup> /分×26ps×1台	境川	昭和40年4月
蜷川第二ポンプ場	四倉町字東二丁目172	1,861	雨水	φ800mm×75m <sup>3</sup> /分×170ps×3台 φ800mm×75m <sup>3</sup> /分×125ps×1台	四倉地区海岸	平成3年12月

②東部処理区

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	区分	現有ポンプ仕様	放流先	運転開始 年月日	
東部浄化センター場内	合流	小名浜字吹松18-1	23,050	雨水	φ700mm×60m <sup>3</sup> /分×175PS×2台 φ800mm×85m <sup>3</sup> /分×200PS×1台	藤原川	昭和44年10月
	分流			雨水	φ1,000mm×145m <sup>3</sup> /分×470PS×2台 φ1,000mm×151m <sup>3</sup> /分×441PS×2台		昭和60年9月
平蔵塚ポンプ場	小名浜字平蔵塚89-2	3,972	雨水	φ1,000mm×130m <sup>3</sup> /分×310PS×4台	藤原川	昭和49年4月	
			汚水	φ300mm×9.0m <sup>3</sup> /分×18.5kw×2台 (内1台予備) φ350mm×13.0m <sup>3</sup> /分×22kw×1台	—		
小名川ポンプ場	小名浜字元分	水路敷	雨水	φ3,200mm×272m <sup>3</sup> /分×450PS×2台 φ3,200mm×273m <sup>3</sup> /分×420PS×2台	小名浜港	昭和53年4月	
			汚水	φ150mm×2.31m <sup>3</sup> /分×11kw×2台 (内1台予備) φ100mm×1.11m <sup>3</sup> /分×5.5kw×1台	—	昭和55年4月	
元川中継ポンプ場	小名浜字定西210-1	444	汚水	φ250mm×8.0m <sup>3</sup> /分×18kw×3台 (内1台予備)	—	昭和44年10月	

### ③中部処理区

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	区分	現有ポンプ仕様	放流先	運転開始 年月日
中部浄化 センター場内	小名浜大原 字芳際1	237,086	雨水	φ3,100mm×252㎡/分×640PS×4台	藤原川	昭和61年11月
ニュータウン第一 中継ポンプ場	中央台飯野 五丁目5-5	320	汚水	φ150mm×2.3㎡/分×15kw×2台 (内1台子備)	—	平成3年4月
郷ヶ丘中継 ポンプ場	郷ヶ丘三丁目 52-4	1,401	汚水	φ200mm×2.2㎡/分×45kw×3台 (内1台子備)	—	平成2年4月
ニュータウン第二 中継ポンプ場	平上山口 字下大沢	193	汚水	φ80mm×0.5㎡/分×5.5kw×2台 (内1台子備)	—	平成15年6月
林城ポンプ場	小名浜林城 字下高田1-2	4,436	雨水	φ700mm×58.6㎡/分×70PS×1台 φ1,000mm×117.2㎡/分×130PS×1台 φ450mm×22.2㎡/分×18.5kw×1台	矢田川	昭和44年4月
八仙ポンプ場	常磐湯本町八仙 1-49	83	雨水	φ1,200mm×180㎡/分×130PS×2台	湯本川	昭和59年4月
西郷ポンプ場	常磐西郷町銭田 108-1	1,160	雨水	φ2,200mm×82㎡/分×100kw×2台	藤原川	平成19年4月
大原ポンプ場	小名浜大原 字富岡前69	1,710	雨水	φ1,100mm×182㎡/分×200PS×3台	藤原川	昭和47年4月
御代ポンプ場	鹿島町御代 字柿境52	2,282	雨水	φ2,800mm×150㎡/分×300PS×3台	矢田川	平成6年4月
芳川ポンプ場	泉町滝尻字松原 133	1,114	雨水	φ1,000mm×138㎡/分×200PS×2台	藤原川	昭和50年4月
南富岡ポンプ場	小名浜南富岡 字中前45-5	650	雨水	φ1,000mm×130㎡/分×225PS×1台 φ600mm×45㎡/分×70PS×1台	藤原川	昭和48年4月
船戸ポンプ場	鹿島町久保 三丁目4-1	1,498	雨水	φ1,000mm×195㎡/分×180kw×2台	矢田川	平成22年4月

### ④南部処理区

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	区分	現有ポンプ仕様	放流先	運転開始 年月日
南部浄化 センター場内	錦町浜田27	53,560	雨水	φ2,800mm×180㎡/分×240PS×2台	蛭田川	平成9年4月
植田中継ポンプ場	植田町本町 一丁目12	公園 敷地内	汚水	φ250mm×7.0㎡/分×30kw×2台 (内1台子備)	—	平成12年4月
植田第一ポンプ場	植田町本町 三丁目12-1	619	雨水	φ600mm×39.6㎡/分×50PS×2台	渋川	昭和38年4月
植田第二ポンプ場	植田町中央 三丁目7-4	665	雨水	φ1,000mm×116.1㎡/分×120PS×2台	渋川	昭和49年4月
大倉ポンプ場	錦町台1-5	1,020	雨水	φ700mm×65㎡/分×70PS×1台 φ1,000mm×130㎡/分×130PS×1台	鮫川	昭和46年4月
佐糠ポンプ場	佐糠町荒屋 102-4	1,283	雨水	φ800mm×91.8㎡/分×145PS×2台	太平洋	昭和50年4月
原前ポンプ場	東田町二丁目 20-3	3,144	雨水	φ500mm×30.0㎡/分×22kw×2台(ゲート)	渋川	平成5年4月

・浄化センター

①全体概要

・下水処理能力

浄化センター・種別		平成23年度	平成24年度	平成25年度
北部	年間総処理水量 (千m <sup>3</sup> /年)	8,563	10,044	9,196
	晴天時平均処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	23,519	24,137	23,286
東部	年間総処理水量 (千m <sup>3</sup> /年)	5,829	5,130	5,000
	晴天時平均処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	13,335	12,187	9,814
中部	年間総処理水量 (千m <sup>3</sup> /年)	9,421	9,363	9,463
	晴天時平均処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	24,786	25,051	25,394
南部	年間総処理水量 (千m <sup>3</sup> /年)	1,303	1,384	1,461
	晴天時平均処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	3,514	3,730	3,924

北部・東部浄化センターは減少傾向となっているが、中部・南部浄化センターは増加傾向を示している。なお、すべての浄化センターは、包括的民間委託による運営管理となっている。

・下水汚泥（平成24年度実績）

施設名	晴天時平均処理水量	脱水汚泥量	割合
北部浄化センター	24,270 m <sup>3</sup> /日	3,770 t/年	29.90%
東部浄化センター	12,236 m <sup>3</sup> /日	1,728 t/年	13.70%
中部浄化センター	25,051 m <sup>3</sup> /日	6,199 t/年	49.20%
南部浄化センター	3,730 m <sup>3</sup> /日	915 t/年	7.20%
計	65,287 m <sup>3</sup> /日	12,612 t/年	100%

・下水汚泥（平成25年度実績）

施設名	晴天時平均処理水量	脱水汚泥量	割合
北部浄化センター	23,286 m <sup>3</sup> /日	3,741 t/年	29.60%
東部浄化センター	9,814 m <sup>3</sup> /日	1,330 t/年	10.50%
中部浄化センター	25,394 m <sup>3</sup> /日	6,572 t/年	52.10%
南部浄化センター	3,924 m <sup>3</sup> /日	978 t/年	7.70%
計	62,418 m <sup>3</sup> /日	12,621 t/年	100%

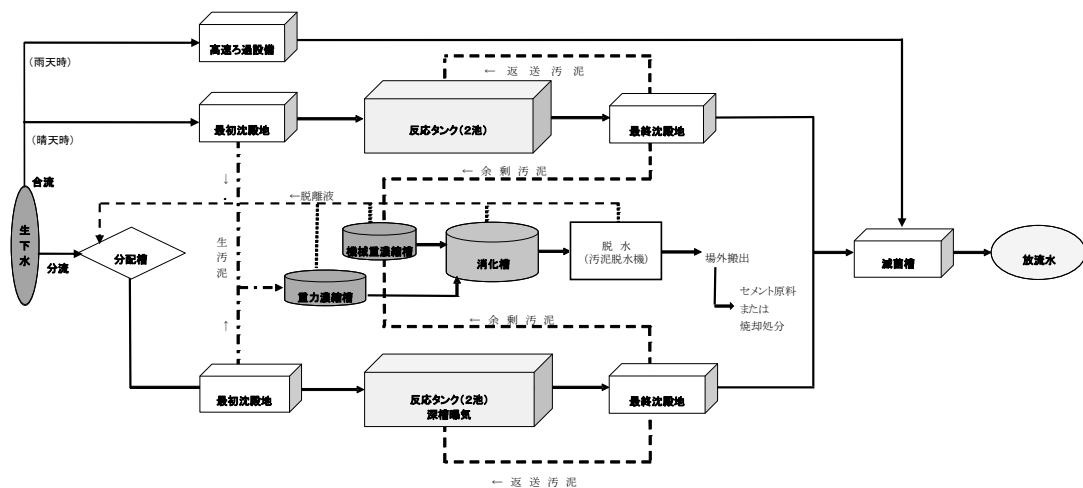
浄化センターで発生した汚泥は、濃縮・消化（北部及び東部浄化センターのみ）、脱水工程を経て、脱水ケーキとして産業廃棄物最終処分場で埋め立て処分されていたが、下水道汚泥の減量化・資源化の観点から、中部浄化センターの汚泥焼却施設を活用している。焼却灰は、セメント原料への再利用を行っていたものの、東京電力による原発事故の影響により一部を脱水汚泥のままリサイクル事業所へ搬入し、その他の脱水汚泥は、焼却後に袋詰めして敷地内の倉庫に保管している。

年度	汚泥処分発生量	処分方法別の処分量			
		焼却	再利用（肥料）	再利用（セメント原料）	埋立
平成24年度	12,612 t/年	9,673 t/年	0 t/年	2,482 t/年	457 t/年
平成25年度	12,621 t/年	6,095 t/年	0 t/年	6,526 t/年	0 t/年

②北部浄化センター  
・施設概要

所在地	いわき市平下神谷字天神 104-1 TEL (0246) 34-4007
敷地面積	4.65 ha
供用開始	合流運転 昭和 49 年 5 月 1 日 分流運転 平成元年 5 月 1 日
施設概要	<p>当センターでは、合流及び分流区域から流入した汚水は、一旦分配槽で混合され、3 系列で系列毎に処理され、処理水は再び混合された後、塩素滅菌され、夏井川に放流される。</p> <p>また、すべて標準活性汚泥法を採用しており、4 池ある曝気槽のうち 2 池は、深槽曝気を採用している。</p>

・処理フロー





・計画諸元

		全体計画	事業計画	現有施設 (H25年度末)
処理区域面積		2,537 ha	1,658 ha	1,413 ha
処理人口		84,600 人	61,510 人	57,835 人
計画 汚水量	日平均	合 6,400 m <sup>3</sup> /日 分 28,100 m <sup>3</sup> /日	合 6,700 m <sup>3</sup> /日 分 19,100 m <sup>3</sup> /日	—
	日最大	合 7,700 m <sup>3</sup> /日 分 33,800 m <sup>3</sup> /日	合 8,100 m <sup>3</sup> /日 分 23,000 m <sup>3</sup> /日	—
	時間最大	合 11,100 m <sup>3</sup> /日 分 49,100 m <sup>3</sup> /日	合 11,700 m <sup>3</sup> /日 分 33,500 m <sup>3</sup> /日	—
排除方式		合流・分流式	合流・分流式	合流・分流式
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
処理能力		合 10,500 m <sup>3</sup> /日 分 41,600 m <sup>3</sup> /日	合 10,500 m <sup>3</sup> /日 分 29,600 m <sup>3</sup> /日	合 10,500 m <sup>3</sup> /日 分 29,600 m <sup>3</sup> /日
計画水質	流入	合 BOD 197 SS 140 分 BOD 227 SS 172	合 BOD 196 SS 140 分 BOD 247 SS 191	BOD - SS -
	放流	BOD 15 SS 5	BOD 15 SS 5	BOD - SS -
放流先		夏井川	夏井川	夏井川

・主要施設の概要

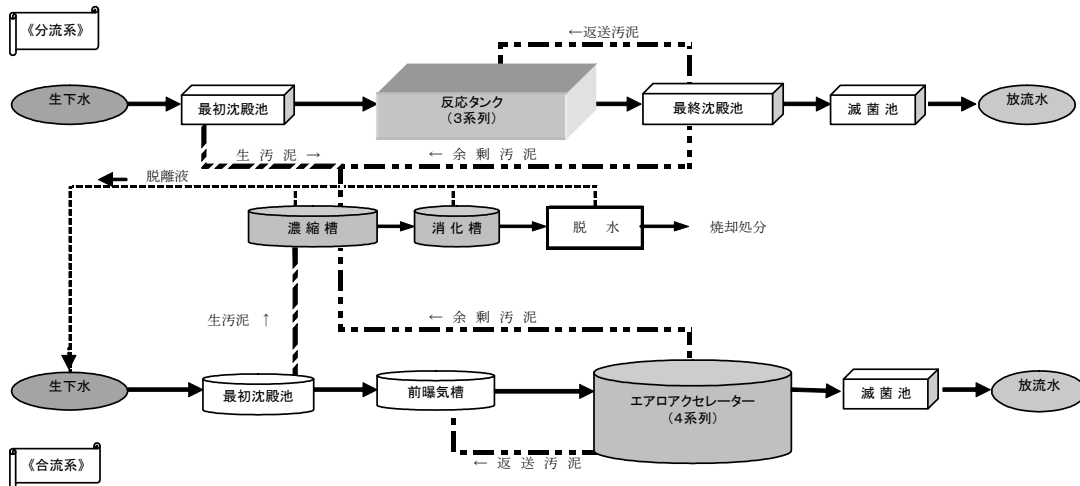
施設名称	形状寸法	施設数			摘要
		全体	事計	現有	
雨水沈砂池	幅5.0m×長18.0m×深2.2m	2池	2池	2池	平行流矩形池
汚水沈砂池	幅2.2m×長15.0m×深1.06m(合流)	2池	2池	2池	平行流矩形池
	径6.2m×深4.0m(分流)	1池	1池	—	円形池
雨水ポンプ	φ900mm×110m <sup>3</sup> /分×8.30m×320ps	2台	2台	2台	立軸斜流ポンプ
	φ1,100mm×160m <sup>3</sup> /分×8.30m×450ps	1台	1台	1台	立軸斜流ポンプ
汚水ポンプ	φ200mm×4.4m <sup>3</sup> /分×11.0m×15kw(合流)	3台	—	3台	立軸渦巻斜流ポンプ
	φ450mm×26.0m <sup>3</sup> /分×12.0m×80kw(合流)	3台	—	2台	立軸渦巻斜流ポンプ
	φ350mm×14.0m <sup>3</sup> /分×19.0m×75kw(分流)	4台	2台	2台	立軸渦巻斜流ポンプ
	φ450mm×28.0m <sup>3</sup> /分×19.0m×132kw(分流)	—	1台	1台	立軸渦巻斜流ポンプ
最初沈殿池	幅6.0m×長30.0m×深2.5m	6池	6池	6池	平行流矩形池
	上段 幅4.5m×長30.0m×深2.8m				平行流矩形池
	下段 幅4.5m×長35.0m×深2.8m	1池	1池	1池	(2層式)
	上段 幅5.0m×長24.4m×深3.0m	2池	1池	1池	平行流矩形池
	下段 幅5.0m×長28.0m×深3.0m				(2層式)
反応タンク	幅5.0m×長45.0m×深4.5m×3列	2池	2池	2池	押出流矩形池
	幅8.0m×長45.0m×深10.0m	1池	1池	1池	押出流矩形池(深層式)
	幅9.1m×長45.0m×深10.0m	2池	1池	1池	押出流矩形池(深層式)
送風機	85m <sup>3</sup> /分×170kw	—	—	3台	多段ブロワ
	80m <sup>3</sup> /分×110kw	4台	4台	—	多段ブロワ
最終沈殿池	幅6.0m×長38.0m×深2.7m	4池	4池	4池	平行流矩形池
	上段 幅8.0m×長30.0m×深3.0m				平行流矩形池
	下段 幅8.0m×長35.0m×深3.0m	1池	1池	1池	(2層式)
	上段 幅9.7m×長29.0m×深3.5m	2池	1池	1池	平行流矩形池
	下段 幅9.7m×長32.4m×深3.5m				(2層式)
消毒設備	幅2.0m×長25.0m×深2.1m	7列	7列	11列	
	幅2.0m×長25.0m×深2.1m	6列	6列	—	
汚泥濃縮槽	径9.0m×深4.5m	2槽	2槽	2槽	円形重力式
汚泥濃縮機	120kg・DS/hr	2台	2台	1台	常圧浮上濃縮装置
汚泥消化タンク	径16.0m×側深6.0m×2槽	—	1組	1組	嫌気性加温二段消化方式
	径15.0m×側深5.6m×2槽	—	1組	1組	嫌気性加温二段消化方式
汚泥脱水機	560kg・DS/hr	2台	2台	2台	
高速ろ過設備	78,300m <sup>3</sup> ×78m <sup>3</sup> ×1,004m/日	1池	1池	1池	

③ 東部浄化センター

・ 施設概要

所在地	いわき市小名浜字吹松 18-1 TEL (0246) 92-5451
敷地面積	2.31 ha
供用開始	合流運転 昭和 44 年 10 月 1 日 分流運転 昭和 60 年 9 月 1 日
施設概要	<p>当センターでは、「合流系列」と「分流系列」を所有しており、それぞれ別々に流入水を受け入れている。</p> <p>分流系列では、小名浜岡小名地区を除く、小名浜東部地区を主な処理区域としており、その処理方法は、「標準活性汚泥法」を採用しており、塩素滅菌後の処理水は、合流系列での処理水と併せて藤原川に放流される。</p> <p>合流系では、小名浜大原地区を除く小名浜西南部地区を処理区域としており、その処理方法は「高速エアレーション沈殿法」を採用しており、塩素滅菌後の処理水は、分流系列での処理水と併せて藤原川に放流される。</p> <p>「高速エアレーション沈殿法」は、曝気槽と最終沈殿池が一体となった「エアロアクセレーター」を使用し、汚泥と汚水の混合液が曝気部と沈殿池を連続的に循環することで処理を行う方式であり、汚泥の返送が自動的に行われる利点がある。</p>

・ 処理フロー



・計画諸元

		全体計画	事業計画	現有施設 (H25年度末)
処理区域面積		376 ha	376 ha	370 ha
処理人口		12,300 人	13,600 人	13,951人
計画 汚水量	日平均	合 4,890 m <sup>3</sup> /日 分 4,127 m <sup>3</sup> /日	合 5,121 m <sup>3</sup> /日 分 4,398 m <sup>3</sup> /日	—
	日最大	合 5,189 m <sup>3</sup> /日 分 5,039 m <sup>3</sup> /日	合 5,465 m <sup>3</sup> /日 分 5,361 m <sup>3</sup> /日	—
	時間最大	合 9,298 m <sup>3</sup> /日 分 7,432 m <sup>3</sup> /日	合 9,688 m <sup>3</sup> /日 分 7,887 m <sup>3</sup> /日	—
排除方式		合流・分流式	合流・分流式	合流・分流式
処理方式		合流：高速エアレーション沈殿法 分流：標準活性汚泥法	合流：高速エアレーション沈殿法 分流：標準活性汚泥法	合流：高速エアレーション沈殿法 分流：標準活性汚泥法
処理能力		合 5,700 m <sup>3</sup> /日 分 6,900 m <sup>3</sup> /日	合 5,700 m <sup>3</sup> /日 分 10,300 m <sup>3</sup> /日	合 5,700 m <sup>3</sup> /日 分 6,900 m <sup>3</sup> /日
計画 水質	流入	合 BOD 203 SS 153 分 BOD 313 SS 230	合 BOD 202 SS 153 分 BOD 308 SS 228	BOD - SS -
	放流	合 BOD 15 SS 5 分 BOD 15 SS 5	合 BOD 15 SS 5 分 BOD 15 SS 5	BOD - SS -
放流先		藤原川	藤原川	藤原川

・主要施設の概要

・合流式

施設名称	形状寸法	施設			摘要
		全体	事計	現有	
雨水沈砂池	幅2.2m×長12.0m×深1.17m	2池	2池	2池	平行流矩形池
汚水沈砂池	幅1.2m×長12.0m×深0.65m	2池	2池	2池	平行流矩形池
雨水ポンプ	φ700×60.0m <sup>3</sup> /分×8.0m×175ps	1台	1台	2台	立軸斜流ポンプ
	φ800×85.0m <sup>3</sup> /分×8.0m×200ps	1台	1台	1台	立軸斜流ポンプ
汚水ポンプ	φ300×12.6m <sup>3</sup> /分×10.0m×37kw	3台	3台	3台	立軸斜流ポンプ
最初沈殿池	直径20.0m×深3.0m	2池	2池	2池	放射流円形池
高速エアレーション沈殿池	水面積190m <sup>2</sup> /池 容積671m <sup>3</sup> /池	4池	4池	4池	円形特殊沈殿池
送風機	13.7m <sup>3</sup> /分×30kw	3台	3台	2台	ルーツブロワ
	25m <sup>3</sup> /分×45kw	2台	2台	2台	ルーツブロワ
塩素混和池	幅2.0m×長20.0m×深2.0m	3列	3列	3列	

・分流式

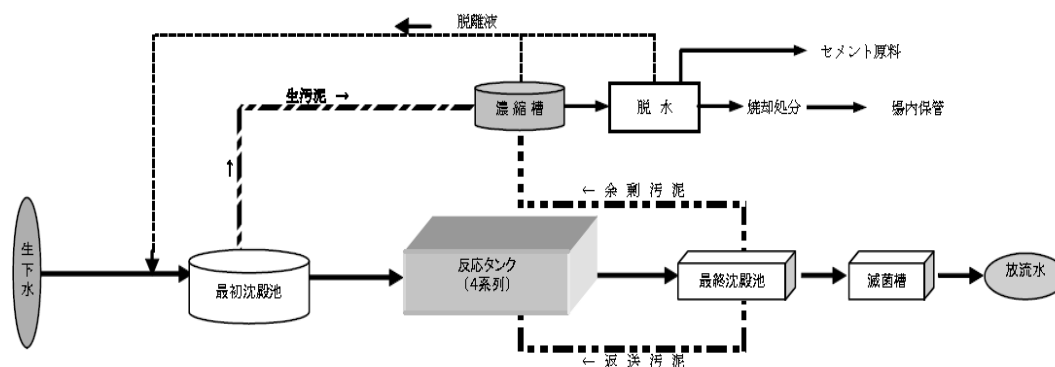
施設名称	形 状 寸 法	施 設 数			摘 要
		全体	事計	現有	
汚水沈砂池	巾2.0m×長5.0m×深0.23m	2池	2池	2池	汚水、平行流矩形池
汚水ポンプ	φ250×6.5m <sup>3</sup> /分×14.0m×30kw	2台	3台	3台	水中ポンプ
雨水沈砂池	巾7.5m×長15.0m×深1.78m	2池	2池	2池	平行流矩形池
雨水ポンプ	φ1000×145m <sup>3</sup> /分×9.3m×470ps	4台	4台	4台	立軸斜流ポンプ
最初沈殿池	巾5.0m×長24.0m×深2.5m	2池	3池	2池	平行流矩形池
反応タンク	巾5.0m×長41.0m×深5.6m	2池	3池	2池	旋回流片側散気式
最終沈殿池	巾5.0m×長30.7m×深2.8m	2池	3池	2池	平行流矩形池
塩素混和池	巾1.5m×長22.0m×深2.5m	3列	3列	3列	
送風機	35m <sup>3</sup> /分×55kw	3台	3台	3台	多段ブロワ
汚泥濃縮槽	径6.0m×深4.0m	2槽	2槽	2槽	
汚泥濃縮機	380m <sup>3</sup> /日×1台、110m <sup>3</sup> /日	—	—	2台	
汚泥消化タンク	径14.0m×深7.0m×2槽	—	—	2組	嫌気性加温二段消化式
汚泥脱水機	355kg・DS/時	1台	1台	1台	

④中部浄化センター

・施設概要

所在地	いわき市小名浜大原字芳際 1	TEL (0246) 53-6636
敷地面積	23.7 ha	
供用開始	昭和 61 年 11 月	
施設概要	当センターでは、「標準活性汚泥法」を採用しており、塩素滅菌後の処理水は、藤原川に放流される。	

・処理フロー



・計画諸元

		全体計画	事業計画	現有施設 (H25年度末)
処理区域面積		3,291 ha	2,203 ha	1,824 ha
処理人口		107,800 人	83,750 人	82,734 人
計画 汚水量	日平均	43,900 m <sup>3</sup> /日	33,300 m <sup>3</sup> /日	—
	日最大	52,600 m <sup>3</sup> /日	39,900 m <sup>3</sup> /日	—
	時間最大	76,900 m <sup>3</sup> /日	58,200 m <sup>3</sup> /日	—
排除方式		分流式	分流式	分流式
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
処理能力		63,000 m <sup>3</sup> /日	42,000 m <sup>3</sup> /日	28,000 m <sup>3</sup> /日
計画 水質	流入	BOD 207 SS 155	BOD 196 SS 146	BOD - SS -
	放流	BOD 15 SS 5	BOD 15 SS 5	BOD - SS -
放流先		藤原川	藤原川	藤原川

・主要施設の概要

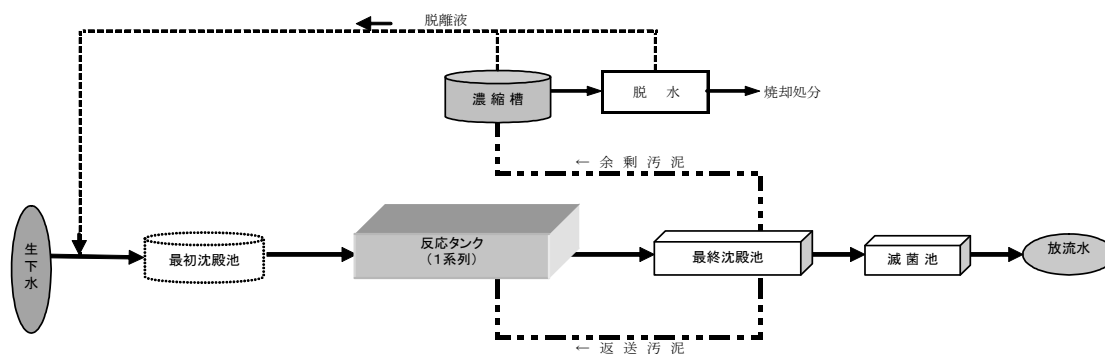
施設名称	形状寸法	施設数			摘要
		全体	事計	現有	
汚水沈砂池	巾2.5m×長15.0m×深0.59m	3池	2池	1池	平行流矩形池
汚水ポンプ	φ600×46.0m <sup>3</sup> /分×20.0m×200kw	—	—	—	立軸斜流渦巻ポンプ
	φ350×16.5m <sup>3</sup> /分×20.0m×90kw	5台	4台	3台	
雨水ポンプ	φ3100×252m <sup>3</sup> /分×6.0m×430kw	6台	6台	4台	スクリーポンプ
最初沈殿池	巾24.0m×長24.0m×深2.5m	2池	2池	2池	放射流正方形池
	巾7.5m×長20.0m×深3.0m	5池	2池	—	平行流矩形池
反応タンク	巾7.5m×長65.2m×深5.0m	4池	4池	4池	押し出し流長方形池
	巾7.5m×長66.0m×深5.0m	5池	2池	—	
曝気ブロワ	110m <sup>3</sup> /分×150kw	—	—	1台	単段ブロア
	80m <sup>3</sup> /分×110kw	—	—	1台	
	40m <sup>3</sup> /分×60kw	—	—	1台	
	140m <sup>3</sup> /分×200kw	4台	2台	—	
最終沈殿池	巾14.7m×長45.0m×深2.6m	2池	2池	2池	平行流矩形池
	巾7.5m×長48.0m×深3.5m	5池	2池	—	
塩素混和池	巾2.4m×長152.0m×深2.1m	1池	4/5池	3/4池	長方形多列迂回流式
汚泥濃縮槽	径8.5m×側深3.0m	1槽	1槽	1槽	円形重力式
	径6.0m×側深3.0m	1槽	1槽	1槽	
汚泥濃縮機	160kg・DS/hr	2台	1台	—	
汚泥脱水機	440kg・DS/hr	3台	3台	2台	
汚泥焼却炉	50t/日	2台	2台	1台	流動焼却炉

⑤南部浄化センター

・施設概要

所在地	いわき市錦町浜田 27	TEL (0246) 62-5132
敷地面積	5.8 ha	
供用開始	平成 8 年 4 月	
施設概要	当センターでは、「標準活性汚泥法」を採用しており、塩素滅菌後の処理水は、蛭田川に放流される。	

・処理フロー



・計画諸元

		全体計画	事業計画	現有施設 (H25年度末)
処理区域面積		1,577 ha	484 ha	380 ha
処理人口		36,300 人	13,960 人	14,631 人
計画 汚水量	日平均	14,000 m <sup>3</sup> /日	5,300 m <sup>3</sup> /日	—
	日最大	16,800 m <sup>3</sup> /日	6,300 m <sup>3</sup> /日	—
	時間最大	24,400 m <sup>3</sup> /日	9,100 m <sup>3</sup> /日	—
排除方式		分流式	分流式	分流式
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
処理能力		19,900 m <sup>3</sup> /日	8,700 m <sup>3</sup> /日	4,350 m <sup>3</sup> /日
計画 水質	流入	BOD 233 SS 179	BOD 233 SS 179	BOD - SS -
	放流	BOD 15 SS 5	BOD 15 SS 5	BOD - SS -
放流先		蛭田川	蛭田川	蛭田川

・主要施設の概要

施設名称	形 状 寸 法	施 設 数			摘 要
		全体	事計	現有	
汚水沈砂池	巾2.8m×長3.9m×深0.9m	2池	1池	1池	平行流矩形池
汚水ポンプ	φ250×5.0m <sup>3</sup> /分×19.0m×15kw	2台	—	—	立軸斜流渦巻ポンプ
	φ200×4.6m <sup>3</sup> /分×15.0m×22kw	3台	3台	2台	
雨水ポンプ	φ2,800×180m <sup>3</sup> /分×240ps	4台	4台	2台	
最初沈殿池	巾5.0m×長24.5m×深3.0m	2池	2池	1池	平行流矩形池
	巾6.0m×長14.0m×深3.0m	3池	—	—	
反応タンク	巾5.0m×長60.0m×深5.0m	2池	2池	1池	押出流矩形池
	巾6.0m×長43.0m×深5.0m	3池	—	—	
送風機	22m <sup>3</sup> /分×35kw	2台	2台	2台	単段ブロワ
	47m <sup>3</sup> /分×35kw	3台	1台	—	
最終沈殿池	巾5.0m×長35.0m×深3.0m	2池	2池	1池	平行流矩形池
	巾6.0m×長35.0m×深3.5m	3池	—	—	
塩素混和池	巾2.0m×長31.5m×深2.0m	1池	1池	1池	
	巾2.0m×長34.7m×深2.0m	1池	—	—	
汚泥濃縮槽	内径4.0×水深3.0m	2槽	2槽	1槽	円形重力式
汚泥濃縮機	44.8kg・DS/時	2台	1台	—	
汚泥脱水機	φ900×180kgDS/時	1台	1台	1台	

## 6 下水道使用料

(1) 使用料 (2ヶ月当たり・消費税込)

基本料金+20 m<sup>3</sup>を超えた部分 (下記下水道料金表による)

汚水の 種類	使 用 料 区 分	金 額		
		H26.3月まで	H26.4月から	
一 般 汚 水	基 本 料 金 20 m <sup>3</sup> まで	2,612.40 円	2,864.16円	
	超 過 使 用 料 1 m <sup>3</sup> 当 た り	21 m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	142.80 円	156.60円
		41 m <sup>3</sup> ~ 60 m <sup>3</sup>	157.50 円	172.80円
		61 m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup>	165.90 円	181.44円
		101 m <sup>3</sup> ~ 200 m <sup>3</sup>	217.35 円	237.60円
		201 m <sup>3</sup> ~ 400 m <sup>3</sup>	234.15 円	257.04円
		401 m <sup>3</sup> ~1,000 m <sup>3</sup>	249.90 円	274.32円
	1,001 m <sup>3</sup> 以上	265.65 円	291.60円	
公衆浴場 汚水	1,000 m <sup>3</sup> まで (1 m <sup>3</sup> につき)	50.40 円	51.84円	
	1,001 m <sup>3</sup> から (1 m <sup>3</sup> につき)	35.70 円	36.72円	



(2) 下水道使用料の収納状況

年 度	収 納 額
平成19年度	27億2,390万円
平成20年度	27億2,352万円
平成21年度	27億2,195万円
平成22年度	27億2,076万円
平成23年度	25億9,159万円
平成24年度	29億1,328万円
平成25年度	29億 822万円

東日本大震災による収納額の減少はあったものの、下水道使用料については、震災前よりも収納額が増加している。

7 下水道使用料の調定

(単位:件,円)

年 度	区 分	調定件数	調定額
平成23年度	現年	392,055	2,600,995,023
	滞納繰越	14,718	90,528,607
	合計	406,773	2,691,523,630
平成24年度	現年	410,925	2,890,490,773
	滞納繰越	18,961	96,880,822
	合計	429,886	2,987,371,595
平成25年度	現年	423,886	2,901,088,249
	滞納繰越	13,424	70,417,271
	合計	437,310	2,971,505,520

## 8 下水道受益者負担金

### (1) 計算及び納付方法（例示）

《例》 宅地330.57平方メートル（約100坪）の場合の負担金

計算例 330.57㎡×380円＝125,616円 125,610円（10円未満の端数切り捨て）						
納 付 方 法	期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	年 計
	年	6/1～6/30	9/1～9/30	12/1～12/25	2/1～2/末	
	1 年 目	6,310 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円	25,210 円
	2 年 目	6,500 円	6,200 円	6,200 円	6,200 円	25,100 円
	3 年 目	6,500 円	6,200 円	6,200 円	6,200 円	25,100 円
	4 年 目	6,500 円	6,200 円	6,200 円	6,200 円	25,100 円
	5 年 目	6,500 円	6,200 円	6,200 円	6,200 円	25,100 円

※ 負担金は、5年に分割し、これをさらに1年を4回（6月・9月・12月・2月）に分けて計20回で納付。

### (2) 下水道事業受益者負担金の収納状況

年 度	収 納 額
平成19年度	2億2,062万円
平成20年度	1億8,350万円
平成21年度	2億780万円
平成22年度	1億3,658万円
平成23年度	6,156万円
平成24年度	1億6,495万円
平成25年度	1億1,702万円

平成23年度は東日本大震災の影響で、新規賦課を見送ったため、一時的に収納額が減少している。

## 9 公共下水道接続奨励

### ①水洗トイレ改造資金融資斡旋・利子補給制度

昭和49年度から水洗化促進を図るため、いわき市が水洗トイレ改造資金の融資斡旋（融資限度額：便槽、浄化槽1基当たり60万円・償還期間48ヶ月以内）と利子を負担する制度

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
融資件数	55件	35件	13件	6件	12件
融資金額	25,995千円	17,790千円	5,910千円	2,390千円	6,220千円
利子補給	1,174千円	895千円	595千円	323千円	175千円

※過去3ヶ年の融資件数から、当該制度の利用は減少傾向となっている。

### ②私道内下水道施設設置制度

下水道施設が設置されていない私道について、市の設置条件（私道からの接続を希望している宅地が2ヶ所以上ある等）に合致する場合、申請に基づきいわき市が施工する制度

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
申請件数	31件	22件	16件	20件	27件
対象戸数	123戸	107戸	96戸	58戸	81戸
施工延長	1,390m	1,278m	1,243m	637m	835m

## 10 地域污水处理施設について

民間開発の大規模な住宅団地において、公共下水道に代わって污水处理を行う施設であり、開発行為者との協定により、いわき市が帰属を受けて維持管理を行っている。

### ①各地域污水处理施設概要

施設名	勿来白米 地域污水 処理施設	石 森 地域污水 処理施設	南 台 地域污水 処理施設	草木台 地域污水 処理施設	洋向台 地域污水 処理施設	
所在地	勿来町白米 林ノ中30-345	石森一丁目1-15	南台二丁目48	草木台二丁目 23-13	洋向台五丁目 27-40	
敷地面積	1,362 m <sup>2</sup>	1,524 m <sup>2</sup>	3,576 m <sup>2</sup>	6,841 m <sup>2</sup>	3,297 m <sup>2</sup>	
供用年月	昭和53年12月	昭和61年3月	平成5年8月	平成2年10月	昭和58年9月	
帰属年月	平成2年5月	平成9年4月	平成15年4月	平成15年4月	平成16年4月	
計 画	処理面積	21.0 ha	39.7 ha	140.4 ha	38.4 ha	47.6 ha
	処理人口	2,000 人	2,348 人	2,294 人	2,600 人	4,500 人
	処理水量	1,040m <sup>3</sup> /日	950m <sup>3</sup> /日	1,015m <sup>3</sup> /日	1,040m <sup>3</sup> /日	1,125m <sup>3</sup> /日
実 績	処理面積	21.0 ha	39.7 ha	140.4 ha	38.4 ha	47.6 ha
	処理人口 (戸数)	973 人 (338戸)	1,394 人 (537戸)	1,319 人 (460戸)	1,032 人 (540戸)	1,781 人 (705戸)
	処理水量	366 m <sup>3</sup> /日	386m <sup>3</sup> /日	655 m <sup>3</sup> /日	360 m <sup>3</sup> /日	403 m <sup>3</sup> /日
処理方式	長時間曝気	長時間曝気	長時間曝気	接触曝気(FCR法)	長時間曝気	
放流先	蛭田川	夏井川	鮫川	藤原川	天神前川	

民間（住宅団地造成者）が所管している地域污水处理施設の処理人口（平成25年度末現在）

泉ヶ丘ハイタウン団地：4,610人

②施設利用料（1か月・1戸当たり（消費税込））

2,910円

③決算状況

過去5年間に渡り、大幅な増減は生じていない。

・歳入（単位：千円）

款	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 使用料及び手数料	80,524	80,204	82,206	84,648	86,499
2 繰越金	189,806	217,718	240,629	256,635	286,700
3 諸収入	402	423	426	419	402
歳入合計	270,732	298,345	323,261	341,702	373,601

・歳出（単位：千円）

款	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 施設管理費	53,014	57,717	66,626	55,003	59,236
2 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	53,014	57,717	66,626	55,003	59,236
(翌年度繰越金)	(217,718)	(240,628)	(256,635)	(286,699)	(314,365)

## 11 農業集落排水施設について

農村地域のトイレや生活排水などの汚水処理を行う「公共下水道」に類似した施設であり、維持管理は専門業者による巡回点検と地元受益者で組織される管理組合が行う日常管理とを組み合わせで行っている。

### ①各農業集落排水施設概要

施設名	下小川地区農業 集落排水施設	戸田地区農業 集落排水施設	永井地区農業 集落排水施設	三阪地区農業 集落排水施設	渡辺地区農業 集落排水施設	遠野地区農業 集落排水施設	
所在地	小川町下小川 字小沢口 150	四倉町戸田 字古川 218	三和町下永井 字峰岸 13	三和町下三坂 字下ノ里 52-1	渡辺町松小屋 字榎株 121	遠野町滝字 中川原 2-2	
敷地面積	1,907 m <sup>2</sup>	1,482 m <sup>2</sup>	1,381 m <sup>2</sup>	1,657 m <sup>2</sup>	1,422 m <sup>2</sup>	2,342 m <sup>2</sup>	
延床面積	124.2 m <sup>2</sup>	79.7 m <sup>2</sup>	269.0 m <sup>2</sup>	347.0 m <sup>2</sup>	118.2 m <sup>2</sup>	468.1 m <sup>2</sup>	
計 画	処理面積	90 ha	31 ha	77 ha	185 ha	58 ha	229 ha
	処理人口	840 人	330 人	550 人	1,080 人	570 人	2,910 人
	処理量	277 m <sup>3</sup> /日	109 m <sup>3</sup> /日	182 m <sup>3</sup> /日	356 m <sup>3</sup> /日	188 m <sup>3</sup> /日	960 m <sup>3</sup> /日
実 績	処理面積	90 ha	31 ha	77 ha	185 ha	58 ha	229 ha
	処理人口	608 人	261 人	398 人	678 人	474 人	2,362 人
	接続人口	575 人	253 人	365 人	422 人	452 人	543 人
	処理量	147.4 m <sup>3</sup> /日	54.9 m <sup>3</sup> /日	97.3 m <sup>3</sup> /日	114.4 m <sup>3</sup> /日	104.1 m <sup>3</sup> /日	61.0 m <sup>3</sup> /日
処理方式	嫌気性濾床及び 接触曝気方式	沈殿分離及び 接触曝気方式	嫌気性濾床及び 接触曝気方式	連続流入及び 間欠曝気方式	嫌気性濾床及び 接触曝気方式	連続流入及び 間欠曝気方式	
放流先	夏井川	仁井田川	小玉川	三坂川	釜戸川	深山口川	

平成 25 年度に、遠野地区農業集落排水施設が追加となった。

### ②処理施設使用料（1ヶ月当たり(消費税込)）

基本料金	2,130 円
人員割料	430 円/人

納付方法は、2ヶ月ごとにいわき市から送付される納入通知書により、指定の金融機関窓口での支払（口座振替は行っていない。）

③決算状況

平成25年度は、遠野地区整備事業の減少に伴い歳入・歳出ともに大幅な減少となっている。

・歳入（単位：千円）

款	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 分担金及び負担金	25,700	18,338	8,922	32,241	10,474
2 使用料及び手数料	25,135	25,178	23,056	25,285	28,688
3 県支出金	281,500	160,850	400,196	324,392	114,349
4 繰入金	162,973	184,151	238,935	177,104	181,665
5 諸収入	632	6,338	950	8,687	7,564
6 市債	181,000	123,200	257,400	253,500	95,400
7 繰越金	0	3,556	27,924	14,112	9,894
歳入合計	676,940	521,611	957,383	835,321	448,034

・歳出（単位：千円）

款	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 総務費	25,037	23,135	105,696	58,058	38,540
2 農業集落排水事業費	503,103	312,834	675,091	599,324	235,540
3 公債費	145,244	157,717	162,484	168,046	171,415
4 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	673,384	493,686	943,271	825,428	445,495
(翌年度繰越金)	(3,556)	(27,925)	(14,112)	(9,893)	(2,539)

## 12 浄化槽について

### ・合併処理浄化槽の設置状況

年 度	設置基数	前年度比
平成20年度	10,510 基 (9,785 基)	+ 7.8 % (+ 6.4 %)
平成21年度	11,291 基 (10,534 基)	+ 7.4 % (+ 7.7 %)
平成22年度	12,013 基 (11,271 基)	+ 6.4 % (+ 7.0 %)
平成23年度	12,547 基 (11,797 基)	+ 4.4 % (+ 4.7 %)
平成24年度	13,126 基 (12,236 基)	+ 4.6 % (+ 3.7 %)
平成25年度	14,179 基 (13,351 基)	+ 8.0 % (+ 9.1 %)

※カッコ内は、公共下水道・地域污水处理施設・農業集落排水施設の供用区域外に設置されている浄化槽の設置基数

### ・合併処理浄化槽処理人口の推移

年度	処理人口	前年度比
平成20年度	66,622 人 (60,748 人)	+ 2.5 % (+ 0.3 %)
平成21年度	69,777 人 (64,136 人)	+ 4.7 % (+ 5.6 %)
平成22年度	72,778 人 (67,385 人)	+ 4.3 % (+ 5.1 %)
平成23年度	75,115 人 (69,686 人)	+ 3.2 % (+ 3.4 %)
平成24年度	78,836 人 (73,578 人)	+ 5.0 % (+ 5.6 %)
平成25年度	85,546 人 (80,565 人)	+ 8.5 % (+ 9.5 %)

※カッコ内は、公共下水道・地域污水处理施設・農業集落排水施設の供用区域外に設置されている浄化槽の処理人口



①浄化槽整備事業（単位：基・千円）

年度	5人槽		7人槽		10人槽		11～50人槽		計		撤去費	
	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額
H20	313	103,916	298	123,372	92	50,416	2	2,944	705	280,648	268	26,320
H21	290	64,242	315	105,570	66	34,524	2	2,976	673	207,312	343	33,982
H22	229	50,132	250	83,421	27	13,426	2	2,480	508	149,459	247	24,433
H23	224	64,574	235	98,767	51	28,359	15	27,800	525	219,500	319	31,824
H24	123	51,045	138	71,346	32	21,920	8	14,603	301	158,914	285	28,297
H25	127	52,705	116	59,972	22	15,070	2	2,348	267	130,095	246	24,545

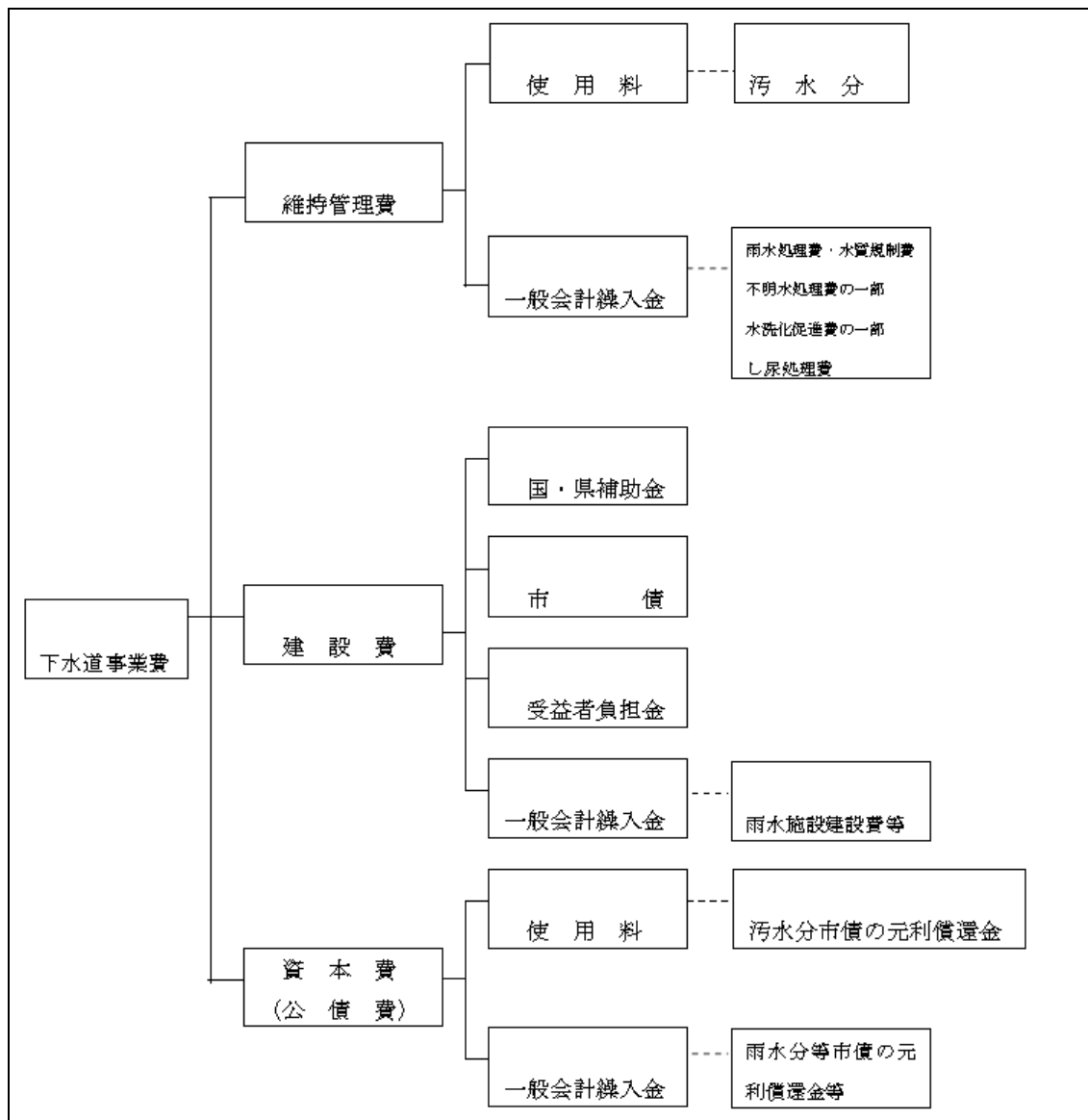
※集合住宅（11人槽以上50人槽まで）については、平成20年度から補助開始となっている。

②浄化槽復興整備事業（単位：基・千円）

年度	5人槽		7人槽		10人槽		11人槽以上		計		撤去費	
	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額
H24	4	1,328	7	2,898	1	548	-	-	12	4,774	0	0
H25	86	28,718	88	36,741	20	11,234	1	1,472	195	78,165	7	671

## 第2 下水道事業の財務状況

公共下水道事業は、整備に長い年月と巨額の投資を必要とする事業である。整備財源は、下水道使用料、国・県からの補助金、市債、受益者負担金等となっている。市債の元利償還金の支払や施設の維持管理費など公共下水道に必要な経費のうち、雨水処理に関する経費は、市税などの一般会計繰入金等で賄い、汚水処理に関する経費は、下水道使用料や一般会計繰入金等で賄うことになっている。



### 1 歳入及び歳出

平成25年度の歳入は、災害復旧に係る国庫支出金が大幅に減少しているものの、諸収入の増や繰上償還借換債を発行したことに伴う市債の増により前年度と同等水準となっている。一方歳出は、市債の繰上償還に伴い公債費が増加したことにより、前年度と同等の歳出額となっている。

・歳入（単位：千円）

款	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 分担金及び負担金	207,808	136,589	61,561	164,946	117,017
2 材料及び手数料	2,722,167	2,720,931	2,591,739	2,913,435	2,908,348
3 国庫支出金	1,911,655	1,740,700	1,025,356	2,512,536	1,703,903
4 県支出金	40,263	33,593	13,709	35,092	27,619
5 繰入金	3,385,790	3,324,291	5,030,754	3,813,293	3,748,250
6 諸収入	32,745	9,726	16,104	11,002	200,327
7 市債	5,818,700	3,808,500	2,978,300	3,979,300	4,354,300
8 繰越金	36,888	28,749	57,543	746,588	475,561
歳入合計	14,156,016	11,803,079	11,775,066	14,176,192	13,535,325

・歳出（単位：千円）

款	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 下水道総務費	234,935	249,575	314,749	525,700	507,143
2 施設管理費	1,583,363	1,516,279	2,702,713	2,796,774	2,466,479
3 下水道事業費	4,921,400	4,467,677	2,361,536	4,493,735	4,171,576
4 公債費	7,387,569	5,512,005	5,649,480	5,884,422	6,313,270
5 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	14,127,267	11,745,536	11,028,478	13,700,631	13,458,468
(翌年度繰越金)	(28,749)	(57,543)	(746,588)	(475,561)	(76,857)

・経営指標（平成25年度決算）

項目	数値等	
年間処理水量	25,121 千 $m^3$	
年間汚水処理量	23,344 千 $m^3$	
年間有収水量	16,921 千 $m^3$	
下水道普及率	50.70%	
水洗化普及率	89.10%	
有収率（有収水量÷汚水処理量）	72.50%	
汚水処理原価（汚水処理費÷有収水量）	269.1 円/ $m^3$	
内訳	汚水維持管理費	100.5 円/ $m^3$
	汚水資本費	168.6 円/ $m^3$
年間使用料収入	2,908,219 千円	
使用料単価（使用料収入÷有収水量）	171.9 円/ $m^3$	
回収率（使用料単価÷汚水処理原価）	63.90%	

平成25年度決算に基づく各種数値については、顕著な変動は見られない。ただし、年間処理水量は減少したにも係らず、年間有収水量が増加したことにより有収率は上昇している。また、汚水維持管理費が増加、汚水資本費が減少したことにより、汚水処理原価は上昇傾向となっている。年間使用料収入は若干減少となっていることから、使用料単価は下落、これによって回収率が下落している。

<参考：平成 24 年度>

項 目		数 値 等
年間処理水量		25,921 千m <sup>3</sup>
年間汚水処理量		23,993 千m <sup>3</sup>
年間有収水量		16,761 千m <sup>3</sup>
下水道普及率		49.90%
水洗化普及率		87.40%
有収率（有収水量÷汚水処理量）		69.90%
汚水処理原価（汚水処理費÷有収水量）		254.8 円/m <sup>3</sup>
内 訳	汚水維持管理費	84.3 円/m <sup>3</sup>
	汚水資本費	170.5 円/m <sup>3</sup>
年間使用料収入		2,913,287 千円
使用料単価（使用料収入÷有収水量）		173.8 円/m <sup>3</sup>
回収率（使用料単価÷汚水処理原価）		68.20%

## 2 市債

（単位：千円）

区 分	平成24年度末 現 在 高	平成25年度末 現在高見込額	平成26年度中増減見込み		平成26年度末 現在高見込額
			平成26年度中 起債見込額	平成26年度中 元金償還見込額	
下水道事業債	70,424,342	70,528,520	2,927,500	3,951,486	69,504,534
合 計	70,424,342	70,528,520	2,927,500	3,951,486	69,504,534

下水道事業については、巨額な投資を必要とする。その後供用開始となった後に、受益者負担金、下水道使用料の徴収となる。いわき市の下水道普及率からは、未だ設備投資が必要な段階であるが、人口変動に合わせた設備投資を行っている。なお、平成 26 年度中の増減見込みは、建設に伴う起債及び約定に伴う元金償還となっている。また、償還見込額に比して起債見込額が減少しているが、規模縮小による自然減である。

### 第3 監査結果及び意見

#### 1 下水道使用料は適切に設定されているか

##### (1) 制度

いわき市では、人口減少や節水型社会への移行などに伴う収入の伸びが期待できないのに対し、施設の老朽化対策や雨水浸水被害の最小化への取組みなどによる支出の増加により、事業の効率化のみでは、厳しい状況を乗り越えていくことが困難であるため、平成26年4月に下水道使用料の改定を行った。下表は、改定後の下水道使用料及び受益者負担金である。

##### (受益者負担金)

受益者負担金	1平方メートル当たり380円 × 公簿による土地の面積(平方メートル)
--------	-------------------------------------

##### (下水道使用料金表)

基本使用料	20 m <sup>3</sup> まで	2,864.16 円
-------	----------------------	------------

超過使用料	1 m <sup>3</sup> 当り
21 m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup> まで	156.60 円
41 m <sup>3</sup> ~ 60 m <sup>3</sup> まで	172.80 円
61 m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup> まで	181.44 円
101 m <sup>3</sup> ~ 200 m <sup>3</sup> まで	237.60 円
201 m <sup>3</sup> ~ 400 m <sup>3</sup> まで	257.04 円
401 m <sup>3</sup> ~ 1,000 m <sup>3</sup> まで	274.32 円
1,001 m <sup>3</sup> 以上	291.60 円

下水道事業における下水道使用料は、第5次下水道財政研究委員会「第5次における費用負担の考え方について(昭和60年7月)」において、下記のとおりとされている。

1. 国、地方公共団体、使用者等の適切な費用負担が必要であり、そのためには、適正な費用負担原則の確立を図ることが必要である。
2. 下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとして取り

扱われるが、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部（水質規制費用、高度処理費用の一部、高料金対策に要する経費等）を公費負担とすることが適当である。

3. 汚水にかかる資本費については、公費で負担すべき費用を除き、使用料の対象とすることが適当であるが、その場合においても使用料が著しく高額となる等の実情がある場合には、過渡的に、使用料の対象とする資本費の範囲を限定することが適当である。

また、同委員会において、昭和 60 年 7 月に下記の提言が公表された。

（使用料の基本的な考え方）

下水道使用料は、その実態を考慮しつつ、下水道の費用負担のあり方を踏まえた使用料対象費用を基礎とし、能率的管理の下における適正な原価の範囲内で定める必要がある。この場合、汚水処理原価は、下水道事業の初期段階においては極端に高く、事業の進展に伴い低減する傾向にあるので、具体的な使用料の算定に際しては、長期的に収支の均衡を図ることが必要である。

こうした議論を受け、いわき市においても、汚水に要する経費は使用者が負担することを原則としつつ、これらの経費をすべて使用料で賄う場合、使用料が極めて高額となることから、その一部を一般会計繰入金により賄い、経済情勢を勘案しながら、これまで段階的に使用料の改定を行ってきた。

具体的な使用料対象経費の範囲は、汚水処理に要する経費のうち、維持管理費（総務費や施設管理費等）については、公費で負担すべき一部の経費（下水の規制や水洗便所に係る改善命令等に要する経費、し尿処理に要する経費等）を除き、使用料の対象とすることが妥当とされている。また、資本費（市債に係る元利償還金）についても、使用料の対象とすることが妥当とされている。

使用料算定期間は、公共料金としての性格上、出来る限り安定性を保つことが望まれる半面、長期間にわたって設定することは、物価変動など予測の確実性を失うおそれがあることなどから、おおよそ 4 年間で設定している。

使用料算定後、経費回収率の全国平均又は類似団体平均との比較や、県内 4 市（いわき市、郡山市、福島市、会津若松市）の使用料と比較し、いわき市民に対して過度な負担を強いることがないような検討がなされている。

## （2）実施した手続き

監査人は、下水道使用料の算定が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、庁内での検討体制、検討状況、料金原価の算定基礎について確認した。

## （3）監査の結果

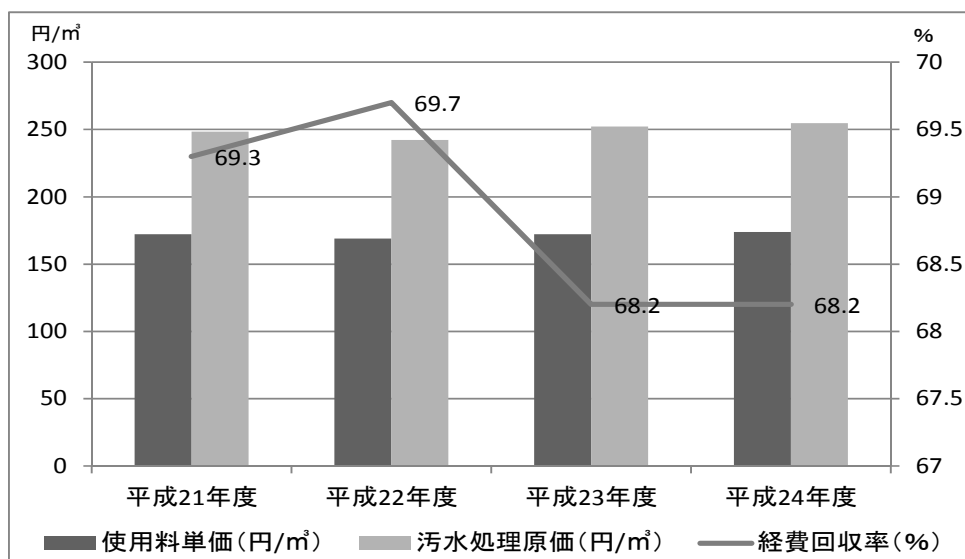
いわき市の下水道使用料改定にあたっては検討材料としている経費回収率は下表のとおりである。なお、経費回収率は、水道事業の料金回収率と同様の考え方であり、

汚水処理原価と使用料単価を比較することにより、汚水処理原価がどの程度使用料により回収されているのかをみるものである。具体的な算式は以下のとおりである。

指標名	計算式
使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	$= \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> )	$= \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$ (※) 汚水処理費=汚水に係る維持管理費+資本費
経費回収率 (%)	$= \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$

(出所：総務省 下水道事業経営指標)

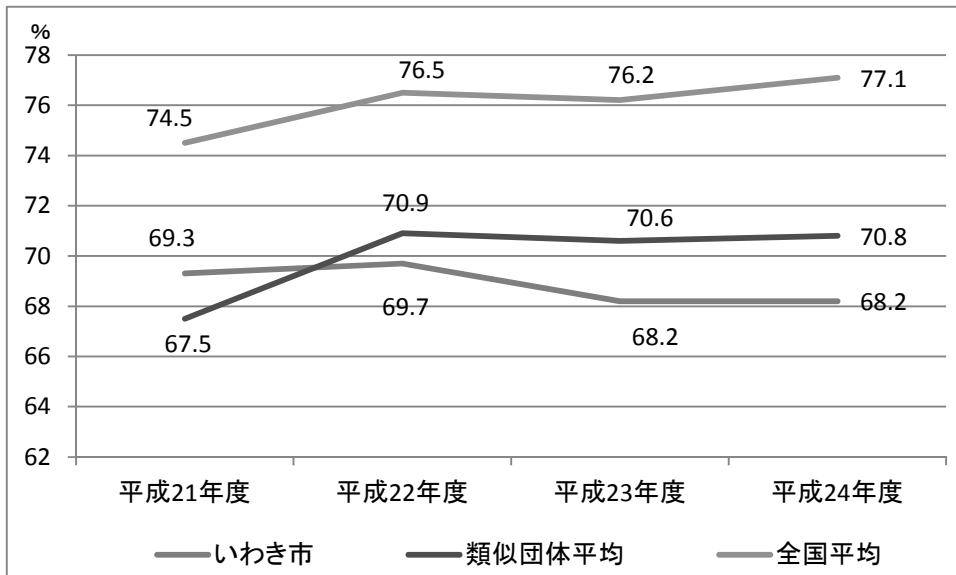
いわき市の経費回収率の推移は、以下のとおりである。



(出所：総務省 下水道事業経営指標)

いわき市の料金回収率は、概ね 68%～69%後半で推移しており、汚水処理に要する費用が十分に回収できていない状況である。

また、経費回収率を全国平均、処理区域内人口や供用開始後の年数などをもとに分類される同規模都市 (以下、「類似団体」という) 平均と比較した表が下記のとおりである。



(出所：総務省 下水道事業経営指標)

いわき市の経費回収率は、全国平均及び類似団体平均をともに下回る水準である。つまり、全国又は類似団体と比較して、下水道使用者の負担を可能な限り低く抑え、いわき市が負担していることを意味している。

上記の経費回収率及び下水道使用料の積算資料を閲覧した結果、下水道使用料の算定はおおむね妥当に実施されていると考える。

ただし、経費回収率は全国又は類似団体と比較して低いことから、今回の平成26年4月の改正以降も、安定的な下水道事業の運営ができるように使用料改定の要否を検討していただきたい。



## 2 公共下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の徴収事務は適切に行われているか

### (1) 概要

以下、水道協会雑誌第 52 巻第 12 号（第 591 号）において、公共下水道使用料徴収経費負担金についての記載を引用する。

#### ①公共下水道使用料の徴収の実態

下水道を設置している自治体の大半が水道料金徴収の際、下水道料金の徴収も併せて行っている。

#### ②徴収事務を受委託するということの本来の意味

「料金の徴収形態を同一とする 2 事業体が、同一の利用者に対し、各々、独自に徴収業務を行うことの不経済性、つまり両事業が別々に徴収業務を行うとすれば、両事業ともいずれはほぼ同額の徴収経費を必要とすることになるので、これを排除し、料金徴収を一つの事業が行って徴収に要した経費を負担し合うことにより、経費を節減し、効率的な事業執行を図ることにある。そして、負担金を算定するということは、上下水道料金の徴収に係る経費を上水道事業と下水道事業とで、いかに合理的に、かつ公平に按分するかということであろう。」と記載されている。

#### ③徴収費の負担方法

- A) 上下水道料金の徴収に係る経費を、徴収件数で負担し合う方法
- B) 上下水道料金の徴収に係る経費を、調定金額で負担し合う方法
- C) 定額により負担し合う方法
- D) A) と B) の併用により負担し合う方法

徴収に要した経費は徴収件数により増加あるいは減少することになるので、経費の負担は件数を基礎として割振られるべきである。そして 1 件の利用者から上下水道料金を徴収するとすれば、その負担金は、要した経費を折半するべきであるので、上記 A) に基づき、経費を 1/2 ずつ負担する方法で、総額は徴収件数に対して算定するのが妥当である。これによって両事業が、受益者負担の原則に則り等分に経費を負担し合う方法によるべきである。

④対象経費の計算方法

区分	下水道で負担する経費項目		負担割合算定式
直接的経費	A.使用者の開始、中止に係る経費	人件費	下水排水件数 ×0.5÷上水給水件 数=ア
		その他経費	
	B.検針（計量）に係る経費	人件費	
		その他経費	
	C.料金調定（計算）に係る経費	人件費	
		その他経費	
	D.徴収（未納金整理を含む）に係る経費	人件費	
		その他経費	
間接的経費	E.メーターの取替経費（取替人件費を含む。）	人件費	メーター装置個 数
		その他経費	
	F.メーターの修繕費	人件費	下水個数×0.5÷上 水個数
		その他経費	
	G.メーターの減価償却費、除却費		
	H.庁舎の維持管理に係る経費	人件費	徴収人数×ア÷総 人数
		その他経費	
	I.庁舎の減価償却費、除却費		
	J.対象業務関係の機械装置 器具備品の減価償却費、除却費		徴収人数×ア÷総 人数－一般管理 人員
K.一般管理費（総係費等）	一般管理費		
	営業関係管理費		

※いわき市における「公共下水道・地域汚水処理施設使用料徴収事務負担金算定の考え方」に記載の方法であるが、これは水道協会雑誌に示されている例示と同じである。

⑤いわき市の場合

徴収事務負担金算定の考え方については、上記④に記載したとおりであり、徴収費の負担方法については、A) 上下水道料金の徴収に係る経費を、徴収件数で負担し合う方法である。算定基礎については、2年度前の決算値・実績値となっている（平成25年度であれば、決算値・実績値は平成23年度）。

⑥過去5年間の徴収事務負担金の推移

年度	事務負担金
平成21年度	135,179,394円
平成22年度	140,803,357円
平成23年度	140,246,990円
平成24年度	134,828,010円
平成25年度	168,116,365円

## (2) 実施した手続き

監査人は、公共下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の徴収事務、滞納整理など債権管理は適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、徴収事務の概要を把握するとともに、「公共下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の徴収事務委任に関する協定書」、「協議書」に基づいて、委託料計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、委託料については、計算対象年度と協議書計算年度の比較検討を行った。

## (3) 監査の結果

公共下水道・地域汚水処理施設使用料徴収事務負担金の計算においては、上下水道料金徴収に係る経費を、徴収件数で負担し合う方法により算定されている。平成 25 年度における事務負担金の計算においては、計算基礎年度である平成 23 年度に発生した東日本大震災による特殊要因を排除するために人件費に含まれる災害給水、災害復旧関連の手当を控除するとともに、下水排水件数（下水道・地域汚水）については、震災による異常値を排除するとの観点から平成 22 年度の調定件数が使用されている。

しかし、現在の算定方法は、その計算基礎年度を 2 年前としていることは問題である。つまり、徴収事務を委託している年度の状況が事務負担金に反映されていない。

年度	①事務負担金 (計算上)	本来年度	②事務負担金 (実績値)	差額 (① - ②)
平成 21 年度	135,179,394 円	平成 23 年度	140,246,990 円	△5,067,596 円
平成 22 年度	140,803,357 円	平成 24 年度	134,828,010 円	5,975,347 円
平成 23 年度	140,246,990 円	平成 25 年度	168,116,365 円	△27,869,375 円
平成 24 年度	134,828,010 円	平成 26 年度	148,243,780 円	△13,415,770 円
平成 25 年度	168,116,365 円	平成 27 年度	136,906,300 円	31,210,065 円

現状では、前年度中に協議を行い、該当年度に協議書の締結を行う関係から、何らかの数値的な根拠に基づいて算定しなければならないことは理解できるが、平成 23 年度・平成 24 年度における協議書上の事務負担金は、著しく過少となっていると言わざるを得ない。また、平成 25 年度においては、著しく過大負担となっている。現在は、2 年度前の決算値・実績値にその計算根拠を求めているが、特に平成 23 年度に発生した東日本大震災による復旧・復興の影響を考慮すると、現状よりも合理的な算定根拠が必要となる。【指摘事項】

### (改善策)

いわき市水道局との協議、予算策定するために必要となる数値については、過去の実績に基づいて算定する方法よりも、翌年度の予算に基づいた数値に計算根拠を求めることによって現状よりは実態を反映した数値での予算を策定することが可能となるのではないかとと思われる。なお、翌年度の予算に基づいて協議書を締結した場合であっても、年度末においては、できる限り実績に近似した数値で再協議を行う必要がある。

### 3 人件費、建設費、維持管理費等の費用について効率的な経費管理が行われているか。

#### (1) 制度

いわき市では、職員給与の計算は、職員全員を対象とする人件費を定めた「いわき市職員の給与に関する条例」及び関連規程に基づいて行っている。

#### (2) 実施した手続き

人件費、建設費、維持管理費等の費用について効率的な経費管理が行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、抽出したサンプルに関して、「いわき市職員の給与に関する条例」に基づいて、給与計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、扶養手当、特殊勤務手当、通勤手当、住居手当及び超過勤務手当に関して、関連資料の照合を行った。さらに、給与計算事務の効率性についても合わせて確認している。

#### (3) 監査の結果

##### (各種手当の事務処理について)

いわき市では、「いわき市職員の給与に関する条例」により、扶養手当、特殊勤務手当、通勤手当及び住居手当の届出及びその認定について、下記のとおり定めている。

「いわき市職員の給与に関する条例」より抜粋

##### (扶養手当)

第 11 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に、次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

##### (特殊勤務手当)

第 25 条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

「いわき市職員の給与の支給に関する規則」より抜粋

(住居手当)

第10条の4 新たに条例第11条の3第1項に規定する職員としての要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届(第2号様式)により、その居住の実情等を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

(通勤手当)

第13条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第12条第1項に規定する職員としての要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第15条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

職員課給与係から、課等の長宛に、扶養手当、通勤手当及び住居手当に係る認定状況の確認について、年5回(4月、5月、7月、10月、1月)の通知が行われている。

当該通知は、各課所属職員の扶養手当、通勤手当及び住居手当について、給与マスターリストの内容と現況に相違がないかの確認を課等の長に求めている。

また、給与マスターリストの内容と現況に相違がある場合は、速やかに届出するように課等の長にもとめている。その確認方法としては、支給要件等を再確認するため、できるだけ各職員に確認してもらうとともに、各所属長及び各所属の庶務担当者は、所属職員全員について、不適正な受給状態となっていないか最終的な確認を行うこととしている。

当該通知は事実上、職員課給与係から課等の長への一方向的な通知となるに留まり、不正受給の観点から十分な検証がなされているとは言い難い。

職員が給与マスター内容と現況につき確認した書面を求め、これを職員課給与係がとりまとめて検証する。また、定期的に支給要件の具備、支給額妥当性の再計算等、サンプリング調査を行い、不正受給防止を担保する体制を整備・運用する必要がある。

【意見】

また、特に通勤手当の変更は、より不正受給防止を担保する体制を整備・運用する必要があると考えられる。

職員は、新たに、いわき市職員の給与に関する条例第12条第1項に規定する職員としての要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を速やかに、通勤届(第3

号様式)により任命権者に届け出なければならないとされている。ここで、通勤手当の変更は以下の3つの事由に整理することができる。

- ①新規(異動を含む)、運賃等の負担額の変更の場合
- ②住居変更が生じた場合
- ③通勤経路の変更及び通勤方法の変更が生じた場合

上記①は、客観的に事実の発生日を示すことが可能であると考えられる。しかし、②及び③の事由による変更届出の場合、その事実の発生日を客観的に示すことは困難である。したがって、②、③の変更の場合は、職員本人の申請にならざるを得ないのが現状である。なお、住居手当支給申請については、契約書の提示等の様に客観的に事実を証明できる書面の提示が可能である。

上記のように、通勤手当の変更事由の発生は、一定の場合、その事実発生を客観的に示すことは困難である。したがって、職員本人の申請に委ねることはやむを得ないとしても、不正受給防止の観点から、その支給実態の検証体制を整備することは当然必要であるといえる。そして、その体制が有名無実となることのないよう、前述したサンプリング調査等を定期的実施し、検証することが必要である。

(時間外勤務の管理について)

市では、「いわき市職員の給与に関する条例」に基づき、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して超過勤務手当を支給している。

「いわき市職員の給与に関する条例」より抜粋

(超過勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

上記の規定に従い、抽出したサンプルに対して、超過勤務命令簿と給与システムへの入力結果である諸手当実績報告書の照合作業を行った結果、事務手続きは規定に基づいて行われていた。

(特殊勤務手当の入力について)

生活排水対策室所属の4名の職員については、下水道清掃作業を行うことにより特殊勤務手当が支給されている。現状では、日々の業務終了後に「日額特殊勤務命令簿兼実績簿」に手書きし、週1回庶務担当者によって、作業実施日ごとに職員ポータル

に入力している。

職員ポータルへの入力、期限が設けられていること、下水道清掃作業は殆ど休みなく行われていること等から、月1回1か月分の作業従事日数を入力することにより、業務の効率化と入力ミスの未然防止に繋がることになる。【意見】

職員課からは、いわき市職員サービス規程において、日額で定める特殊勤務手当のうち、業務の性質上、出勤すれば手当が発生するもの（A）と、それ以外のもの（B）があり、手当の申請・業務従事実績を管理するため、「日額特殊勤務命令簿兼実績簿」の作成を定めているが、下水道清掃作業に伴う特殊勤務手当は、業務の性質上、本サービス規程では日額の特典勤務手当（B）と位置付けられており、現行の規程でシステムを構築しているため、システムのみを変更することは不可能であるとの回答であった。

今後、現行の業務実態を把握し、業務の効率化と入力ミスの未然防止に繋がるようにシステム更新のタイミングで、改めて対応を検討されたい。

#### 4 契約事務は適切に行われているか

##### (1) 制度

下水道事業の運営における契約事務は、水道事業と同様に下水道管渠や計量器（メーター）の購入をはじめ、汚水処理設備、ポンプ設備及び滅菌設備などの購入・修繕、処理場などの修繕・更新、薬品等の購入並びに施設内の警備に係る業務委託など、多岐にわたる。

いわき市において、いわき市財務規則第 45 条に規定する「支出負担行為」、つまり契約事務を行う場合、次の通り定められている。

「いわき市財務規則」より抜粋

(支出負担行為の手続)

第 62 条 支出負担行為権者は、支出負担行為をするときは、別段の定めがある場合を除くほか、支出負担行為の内容を示すため、支出負担行為書（第 25 号様式）を作成しなければならない。支出負担行為をしたのちにおいて、当該支出負担行為の内容を変更し、又はこれを取り消す場合においても、また同様とする。

上記を踏まえ、生活環境部生活排水対策室では支出負担行為の手続きを実施している。支出負担行為をしようとするときは、財務会計システムにより作成した上記規程様式により決裁を受けることとされている。

##### (2) 実施した手続き

監査人は、契約事務は適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、抽出したサンプルに関して、「いわき市財務規則」及び「いわき市文書等管理規程」に基づいて、契約事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、随意契約を行っている場合の当該理由の妥当性についても併せて確認している。

##### (3) 監査の結果

(等級別格付に関する発注標準の相違について)

いわき市では、「いわき市建設工事に係る一般競争入札実施要綱」において、一般競争入札とする基準を定め、指名競争入札の基準を特段設けていない。従って指名競争入札については、地方自治法施行令第 167 条において、指名競争入札によることができる場合を適用している。

- ① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。



一般競争入札について、「いわき市建設工事に係る一般競争入札実施要綱」第2条において、一般競争入札とする基準を定めている。

いわき市建設工事に係る一般競争入札実施要綱より抜粋

第2条

一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、災害復旧等のため緊急を要する工事を除き、次の各号に掲げる建設工事の種類に応じ、1件当たりの設計金額がそれぞれ当該各号に定める金額以上のものとする。

- (1) 土木一式工事 1,500万円
- (2) 建築一式工事 5,000万円
- (3) 電気工事 1,500万円
- (4) 管工事 1,500万円
- (5) ほ装工事 1,000万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外の建設工事 1,500万円

一方、災害復旧等のための緊急を要する工事については、別途、復旧工事の契約方法は、指名競争入札又は随意契約により実施するものとしてとされている。（「いわき市東日本大震災に伴う災害復旧工事の発注に係る指名等の基準に関する特例を定める要綱」第2条）

更に、指名競争入札に当たっては、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」第3条第1項において、入札参加者の資格審査は、適格審査及び等級別格付審査を行うこととされている。

なお、適格審査は、入札参加排除基準に基づき行うことが規定されている。（「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」第3条第3項）

入札参加排除基準

- 1 特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者
- 3 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者
- 4 いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当する者
- 5 工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があつた日から2年を経過していない者
- 6 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
- 7 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があつた後2年の期間（1年を経過した後の入札参加申請の日までの期間とする。）を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者を含む。）
  - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若

- しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があつた後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

等級別格付審査は、市内の建設業者についてのみ行うものとし、等級別格付基準に基づき審査し、建設工事の種類ごとに等級別格付を行うこととなっている。（「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」第 3 条第 4 項）

#### 等級別格付基準

- 1 等級別格付けの対象となる建設工事の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 土木一式工事
  - (2) 建築一式工事
  - (3) 舗装工事
  - (4) 電気工事
  - (5) 管工事
- 2 等級別格付けは、土木一式工事及び建築一式工事にあつては特 A、A、B 及び C の 4 等級に、舗装工事、電気工事及び管工事にあつては A、B 及び C の 3 等級に区分して行うものとする。
- 3 前項の等級別格付けは、等級別の基準数値を定め、業者についての客観的及び主観的査定項目に基づいて、第 5 項により算出した総合点数その他別に定める格付要件に対応させて行う。
- 4 査定項目は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 客観的事項
    - ア 経営規模
    - イ 経営状況
    - ウ 技術力（技術職員数の状況）
    - エ 労働福祉等の状況
  - (2) 主観的事項
    - ア 工事成績
    - イ 元請及び外注の状況
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 5 等級別格付けのための総合点数の算出は、別に定める総合点数算定方法によるものとする。
- 6 等級に対応する発注の標準となる設計額は、次の表のとおりとする。

土木一式工事		建築一式工事		舗装工事		電気工事		管工事	
等級	設計額	等級	設計額	等級	設計額	等級	設計額	等級	設計額
B	500 万円以上 1,500 万円未満	B	1,500 万円以上 5,000 万円未満	B	500 万円以上 1,000 万円未満	B	500 万円以上 1,500 万円未満	B	500 万円以上 1,500 万円未満
C	500 万円未満	C	1,500 万円未満	C	500 万円未満	C	500 万円未満	C	500 万円未満

7 一般競争入札の対象である建設工事において指名競争入札を実施する場合の等級に対応する発注の標準となる設計額は、次の表のとおりとする。

土木一式工事		建築一式工事		舗装工事		電気工事		管工事	
等級	設計額	等級	設計額	等級	設計額	等級	設計額	等級	設計額
特A	5,000 万円以上	特A	13,000 万円以上						
A	1,500 万円以上 5,000 万円未満	A	5,000 万円以上 13,000 万円未満	A	1,000 万円以上	A	1,500 万円以上	A	1,500 万円以上

8 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、一の等級には、当該等級の1等級上位の等級の業者を含めることができる。

- (1) 大規模工事の一部施工に係る工事及び特別の設備又は技術を必要とする工事である場合
- (2) 地域的事情により、施工管理上有利と認められる工事である場合
- (3) 継続事業又は関連事業であつたもとの工事を良く完成している場合

9 第6項及び第7項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、一の等級には、当該等級の1等級下位の等級の業者を含めることができる。

- (1) 地域的事情により、施工管理上有利と認められる工事である場合
- (2) 継続事業又は関連事業であつたもとの工事を特に良く完成している場合
- (3) 前年の工事成績又は審査基準日以降における工事成績が特に良好と認められる場合

10 前2項の規定を適用して指名する業者の割合は、指名総数の10分の4以内とする。

いわき市では、2年に一度、建設工事に係る入札参加資格審査を行っているが、平成23年度の審査において、公共事業の減少や入札契約制度改革の進展などの建設産業を取り巻く環境変化に的確に対応するため、国や福島県等の入札契約制度改革の動向を踏まえ、現行の5工種の見直しを実施した。当該見直しは、契約履行能力の評価を強化するための格付基準の改正、公共事業の事業量の減少傾向を踏まえ、適切な競争

性を確保するための発注標準の改正を行っている。

本来、発注標準を見直しする際には、これに合わせて「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」（以下、「要綱」という。）の一部改正が必要であったが、要綱の一部改正が行われていなかった。要綱の規定内容に齟齬が生じている状態を放置していたのは問題である。【指摘事項】

なお、平成 26 年 11 月 1 日に施行された改正地方自治法施行令において、競争入札の参加者に必要な資格が改められたことを受けて、平成 26 年 12 月 16 日付けで要綱の一部は既に改正されている。

（契約締結日の記載不備について）

平成 24 年 12 月 28 日、平成 25 年 3 月 29 日に変更契約した平成 23 年災 10102 号公共下水道南部処理区その 5（污水管）災害復旧工事について、「設計変更兼変更契約締結日」の決裁日の記載が漏れている。

「いわき市文書等管理規程」によれば、押印決裁起案の場合にあっては決裁文書に決裁者が決裁した年月日を記入することが規定されている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底することが必要である。【指摘事項】

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、すべての事案を確認したわけではない。そのため、今回確認された以外の事案についても同様に記載が漏れている可能性がある。本件に限らず、すべての起案文書に対して再度記載を徹底するように取り組まれない。

「いわき市文書等管理規程」より抜粋

（決裁）

第 28 条 起案文書の決裁に当たっては、起案者から順次直属上司の承認を経て決裁者の決裁を受けなければならない。この場合において、課長の承認又は決裁を受ける前に取扱責任者に回付するものとする。

（決裁年月日）

第 35 条 決裁が終了したときは、当該起案が電子決裁起案の場合にあっては文書管理システムに当該起案に係る決裁の終了に関し必要な事項を登録し、押印決裁起案の場合にあっては決裁後の起案文書（以下「決裁文書」という。）に決裁者が決裁した年月日（以下「決裁年月日」という。）を記入するものとする。

## 5 財産管理・物品管理は適切に行われているか

### (1) 制度

生活排水対策室に関する資産については、その範囲と管理方法について、いわき市財務規則において定められている。

(いわき市財務規則)

第11章	財産	
第1節	公有財産	第228条～第267条
第2節	物品	第268条～第300条

いわき市財務規則によれば、公有財産は財政部長が、その事務を総括し（同規則第228条）、公の施設の用に供している公有財産は、当該公の施設に係る事務又は事業を所掌する部長及び公所長が管理することとなっている（同規則第229条第1項(1)）。

生活排水対策室が所管する財産についてもこれに則り、財産管理が行われることとなる。

また、生活排水対策室において、平成28年度から施行される予定の公営企業法適用化に向けて、固定資産台帳の整備を順次進めている。

「いわき市財務規則」より抜粋

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(11) 財産管理者 市長又はその委任を受けて公有財産の管理及び処分に関する事務を所掌する者をいう。

(12) 物品管理者 市長又はその委任を受けて物品の管理及び出納を命令する者をいう。

(事務の総括管理)

第228条 財政部長は、公有財産の効率的運用を図り、その取得、管理及び処分の適正を期するため、その事務を統一し、必要な調整及び総括管理をしなければならない。

2 財政部長は、前項の事務を行うため公有財産の管理状況を調査し、必要があるときは財産管理者に対して用途の変更、廃止又は所管換（財産管理者の間において公有財産の所管を移すことをいう。以下同じ。）その他必要な措置を求めることができる。

(公有財産の管理)

第229条 公有財産（教育財産を除く。）の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者が行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、別に指示するところによる。

(1) 公の施設の用に供している公有財産は、当該公の施設に係る事務又は事業を所掌する部長及び公所長

(2) 公用に供している公有財産は、当該公用の目的である事務又は事業を所掌する

部長、公所長及び東京事務所長

- (3) 競輪事業に係る公有財産は、公営競技事務所長
- (4) 山林である公有財産は、農林水産部長
- (5) 前各号に掲げるもの以外の公有財産は、財政部長

(公有財産の管理)

第 238 条 財産管理者は、その管理する公有財産について、常にその現況をは握し、次の各号に掲げる事項に留意し、その用途又は目的に従い、最も効率的に使用しなければならない。

- (1) 維持、保存及び使用状況の適否
- (2) 境界標その他標識の設置の有無及びその設置状況の適否
- (3) 登記又は登録の状況
- (4) 不法占有の有無
- (5) 滅失又は荒廃若しくは損傷するおそれの有無
- (6) 貸付財産及び使用を許可した財産の使用状況、その対価の額及び徴収状況
- (7) 現況と公有財産台帳及び附属図面との符合状況
- (8) 火災及び盗難の予防措置の適否
- (9) その他財産管理の適法性

2 財産管理者は、その管理する公有財産について異動が生じたときは、その都度財産台帳（第 8 号様式）を整理し、かつ、その旨及び異動の内容を公有財産異動報告書（第 168 号様式）により財政部管財課長を経て財政部長に報告しなければならない。この場合において、公所長は所管の部長を経なければならない。

3 財政部長は、前項の規定による報告を受けた場合には、会計管理者にその旨を通知しなければならない。

物品の管理に関しては、財務規則第 274 条に従い、職員及び物品を使用する職員は、善良な管理者の注意が求められている。

また、財務規則第 276 条に従い、物品はその使用区分に応じて、その保管責任を定めている。

「いわき市財務規則」より抜粋

(管理義務)

第 274 条 物品の管理に関する事務を行う職員及び物品を使用する職員は、この規則その他物品に関する法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもって、その事務を行い、及び物品を使用しなければならない。

(物品の使用区分及び保管責任者)

第 276 条 物品をその使用状況に応じて、次の各号に掲げるとおり区分する。

- (1) 専用物品 特定の職員に相当期間継続使用させる物品
- (2) 共用物品 不特定の職員又は直接公共の用に供するため共同使用する物品

2 専用物品は、その物品を専用する者が、共用物品は、その物品を所管する物品管理者が保管責任を有するものとする。

### (2) 実施した手続き

監査人は、財産管理・物品管理は適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、生活排水対策室関連施設、進行中の工事につき、現地調査を実施した。また、遊休施設の管理は適切に行われているかの検証を現場視察と共に行った。さらに、地方公営企業法適用化に向けて、整備途上にある固定資産台帳の課題について検討を行った。なお、現地視察の対象先は以下の通りである。

#### ・稼働施設・工事進行中現場

番号	施設名称	所在地	設置年度
1	北部浄化センター	平下神谷字天神 104-1	昭和 49 年 5 月
2	中部浄化センター	小名浜大原字芳際 1	昭和 61 年 11 月
3	北白土第二ポンプ場	平字愛谷町三丁目 7-3	昭和 58 年 4 月
4	内町高坂 1 号汚水幹線 築造工事現場	—	—
5	公共下水道隼人合流準 幹線築造工事現場	—	—

#### ・休止施設

番号	施設名称	所在地	設置年度
6	北白土第一ポンプ場管 理人舎	平北白土字穂積 32	
7	鎌田ポンプ場用地	平鎌田字岸 114-1	

### (3) 監査の結果

(中部浄化センター汚泥焼却灰保管用倉庫賃貸契約について)

東日本大震災後の平成 23 年度より、中部浄化センターにおいて放射線量が一定の域を超えた焼却灰につき、フレコンバックに詰めシートで被覆している。当該焼却灰は、指定廃棄物等保管施設として、中部浄化センター内に建築した、鉄骨建屋焼却灰保管用倉庫 1 棟、テント式の汚泥焼却灰保管用倉庫 9 棟（リース契約）の内部に保管している。

当該保管用倉庫は、平成 23 年 7 月 26 日焼却灰保管用倉庫建設契約により着工、同年 10 月 11 日に竣工された。

また、同年 11 月 30 日において、東北地方整備局管内 原子力損害の損害賠償請求手続き説明会が行われ、東京電力株式会社より、下水道事業者に対する焼却灰の保管・処分についての損害賠償手続きが示された。

これを受け、テント式の汚泥焼却灰保管用倉庫にかかる保管料は損害賠償の対象となることとされていたことから、その後平成 27 年 1 月 13 日にテント式の焼却灰保管用倉庫にかかるリース契約を締結した。

当該リース契約にかかるリース料年間契約額は 9 棟総額で 33,588,000 円（消費税等込）である。一棟あたりにすると 3,732,000 円（消費税等込）の計算となる。なお、建築した鉄骨建物倉庫の一棟の契約金額は、8,400,000 円（消費税等込）である。

なお、平成 26 年度においては、放射線濃度が低くなり、汚泥の処分方法の見直しを行ったことで、平成 26 年度以降において線量の高い保管物は増加しない見込みである。

（写真左：鉄骨建屋焼却灰保管用倉庫、写真右：テント式の汚泥焼却灰保管用倉庫）



（参考資料）

《平成 23 年 6 月 16 日 原子力安全・保安院 「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」について》

（一部抜粋）

福島県内の下水処理場等の脱水汚泥等から放射性物質が検出されたことを受け、5 月 12 日に「福島県内の下水処理副次産物の当面の取扱いに関する考え方」をとりまとめた。その後、福島県以外でも東日本を中心とする各都県において浄水発生土、下水汚泥等から放射性物質が検出されている。このことを受け、先般まとめた上記考え方及びそのとりまとめに際して得た原子力安全委員会からの助言並びに「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成 23 年 6 月 3 日原子力安全委員会決定。以下「安全確保について」という。別添 1）を踏まえ、放射性物質が検出された浄水発生土（工業用



水道施設から発生するものを含む。)又は下水処理場若しくは集落排水施設から発生する脱水汚泥及び脱水汚泥を焼却・熔融等を行った物(以下「脱水汚泥等」という。)の当面の取扱方針に関する関係府省での検討結果を、以下のとおり取りまとめる。

(保管等)

(3) 脱水汚泥等は、必要に応じ減容化等を行い、水道施設、下水処理場、集落排水施設その他適切な施設に保管する。脱水汚泥等の保管等に当たっての留意すべき事項を別添2に示す。

本件リース契約において、保管しているテント式の汚泥焼却灰保管用倉庫9棟のリース料は、仮設建物の耐用年数7年を前提として倉庫を建築した場合に比べて、経済的合理性がないと言わざるを得ない。

なお、東京電力株式会社による、福島原子力発電所の事故による損害賠償の請求によって、市が負担したリース料等は、全額入金される見込みである。

さらに、建築した保管用倉庫については、財産形成するものと認定された結果、福島原子力発電所の事故による損害賠償の対象にならなかった事情がある。しかしながら、平成23年度においては、保管用倉庫は損害賠償の対象となることが合理的に見込まれると判断できる事情があり、テント式保管庫のリース契約を選択したとしても、早期対応の観点から、一定の合理性は認められると考えられる。

しかし、テント式保管庫も、建築した保管用倉庫においても、安全とされる一定の基準値を満たしているという前提に立てば、上記事情を考慮しても、緊急性があるならともかく、継続契約となっているリース契約の更新時における見積合わせをする際には、受託業者に対して値引き交渉する等、経済合理性を追求することは、通常の委託契約と同様必要な措置であったと考えられる。いわき市が負担したリース料が全額福島原子力発電所の事故による損害賠償の請求対象になるとはいえ、経済合理性を追求すべきであった。

中間貯蔵施設への搬入時期については未だ不確定であると言わざるを得ないが、今後当該委託契約を締結する際は、安全性を考慮すべきことは当然として、経済合理性も合わせて考慮の上、委託業者の選定、契約金額、契約更新の有無を決すべきであるとされる。【指摘事項】

(中部浄化センター脱水汚泥機 No.1 の処分検討について)

中部浄化センターにおいては、脱水汚泥機は No.1～No.3 の計3機保有している。そして、No.1 機は遊休状況となっており、点検の結果、稼働は可能であるが処分を行っていない。

保有目的は、現在使用している、No.2 機と No.3 機の修理・故障時の代替のためである。しかしながら、No.1 機は、使用実績が数年間全くない状況である。加えて、No.2 機と No.3 機と比べて汚泥脱水に伴う臭気が強いつつある。したがって、修理・故障時等、有事以外の稼働は差し控えるべき事情がある。

現在は、上記 No.1 機を除く2台で稼働している状況であるが、仮に稼働中の1台が故障により、稼働できないといった状況になったとしても、稼働する1台を24時間操

業することにより、現在の処理能力を維持できるとのことである。

(写真：No.1 汚泥脱水機)



(写真：No.2 汚泥脱水機)



脱水汚泥機 No.1 機は、予備機としての有用性も乏しく、当該機械を除売却しても事業運営上支障をきたすものではないため、経済合理性の観点から、除売却を検討すべきである。また、No.2 機と No.3 機に次ぐ更新の機械を導入するとなった時に備え、現在 No.1 機を除売却し、新規機械の設置スペースを設けておくことは、施設活用の有効性より優れていると判断される。

なお、耐用年数は 15 年であるが、設置後の経過年数は No.1 は 27 年、No.2 機は 6 年、No.3 機は 13 年となっており、No.1 機は耐用年数を超えて保有されている。

インフラ長寿命化計画も考慮の上、除売却等の時期を検討する必要がある。【意見】

(北白土第一ポンプ場管理人舎の用途廃止について)

北白土第一ポンプ場用地内に設置されている管理人舎は、昭和 48 年に取得後、ポンプ場からの警報時に備え、委託を受けた民間人が居住していた。その後、施設警備等を行う職員の休憩所などとして、平成 20 年 3 月まで上記の運用を行ってきたが、ポンプ場も含め民間への包括管理委託を実施したことにより、現在空き家となっている。空き家となった後もポンプ場の委託業者が施設内の清掃、用地の草刈りなどを行っている。ただし、水道、電気、ガスは止めている。

(北白土第一ポンプ場\_管理人舎)



今後、夏井川の対岸への送水管が老朽化等により取替が必要となった場合、当該施設を取り壊した上で、送水の機能確保のためポンプ等の仮設設備を設置する用地として活用することが検討されている。

しかしながら、遊休となっている当該管理人舎に関して、現在稼働しているポンプの突発的な故障等に備え、迅速に仮設ポンプ等の設置ができるように施設の取り壊しを行っておくべきである。【意見】

(鎌田ポンプ場用地の管理について)

当時建設計画のあった鎌田ポンプ場の施設用地として平成 10 年 12 月に取得した。その後、河川改修によって浸水被害が軽減できたことにより、施設建設の優先度が低くなった。現在、空き地となり、近隣住宅工事等で業者の車が不正に駐車されている状況であった。

(鎌田ポンプ場用地)



いわき市財務規則によると、以下のように規定している。したがって、下記の規程にしたがった対応して頂きたい。

「いわき市財務規則」より抜粋

第 238 条 財産管理者は、その管理する公有財産について、常にその現況を把握し、次の各号に掲げる事項に留意し、その用途又は目的に従い、最も効率的に使用しなければならない。

- (1) 維持、保存及び使用状況の適否
- (2) 境界標その他標識の設置の有無及びその設置状況の適否
- (3) 登記又は登録の状況
- (4) 不法占有の有無
- (5) 滅失又は荒廃若しくは損傷するおそれの有無
- (6) 貸付財産及び使用を許可した財産の使用状況、その対価の額及び徴収状況
- (7) 現況と公有財産台帳及び附属図面との符合状況
- (8) 火災及び盗難の予防措置の適否
- (9) その他財産管理の適法性

行政財産として管理している以上、用地境界を明確にし、不正使用が行われないように定期的に見回り、看板等の設置などを行うべきである。【意見】

(北部浄化センター内に保管されている発電機の管理状況について)

北部浄化センターへの現場視察を行った際、敷地内に放置されている発電機があった。当該発電機は、昭和 53 年に平競輪場に設置し、使用していたが、平成 18 年に更新工事により撤去したものである。

現在、下水道関連施設で使用しているエンジンは、代替部品の調達が困難となっている状況であることから、交換用に保管しているとのことであった。そのため既に資

産台帳からも除外しているとのことである。保管状況は、ほぼ野ざらしの状態となっているため、部分的に使用するとは言っても管理方法に問題がある。

(北部浄化センター内\_発電機)



緊急時の代替部品の調達という観点で保有していることは理解できるが、保管状況からは、代替部品の調達用に保管しているとは言い難い状況である。

後日、使用するという主張から、当該資産の管理状況については、ビニールシートなどをかけ直すなどの対応が必要である。【意見】

なお、担当者からは、現時点では既にビニールシートのかけ直しを行っているとの回答を得ており、現場写真を閲覧した。

## 6 情報セキュリティ対策は適切に行われているか

### (1) 制度

#### ①セキュリティポリシーについて

生活排水対策室における、セキュリティポリシーは、いわき市本庁におけるポリシーに基づいている。具体的には、「市情報セキュリティポリシー」、「市情報セキュリティ対策基準」、「地域イントラネットワークシステム情報セキュリティ実施手順 情報政策課」のこれらの規定等に基づいて、情報セキュリティ対策が施されている。

なお、前述のいわき市水道局における「情報セキュリティ対策は適切に行われているか。」の項で示したとおり、「市情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ」は、「情報資産の機密性の保持及び正確性、完全性の維持並びに許可された利用者が必要な時に利用できる状態を維持すること」と定義づけしている。

また、当該実施手順は組織体制、物理的・人的・技術的セキュリティ対策、ネットワークへの接続及び切り離し、緊急時の対応等、情報セキュリティ対策について定めており、これに準拠することとなる。

#### ②外部媒体の利用について

生活排水対策室が使用する外部媒体として、料金徴収に際して委託者から受ける情報に USB、MO ディスクの媒体を利用している。これらについては、暗号を利用する等により情報の保全を図っている。

### (2) 実施した手続き

監査人は、情報セキュリティ対策は適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、庁内での管理状況を確認した。

### (3) 監査の結果

上記ヒアリング及び関連資料を閲覧した結果、情報セキュリティ対策は適切に行われていると考える。引き続き、実態に合った情報セキュリティポリシーの更新及びその運用を心掛けていただきたい。

## 7 下水道事業の実施に当たり適用される法律が適切に適用されているか。

(排水設備の接続義務に対する市の取組みについて)

### (1) 概要

下水道法第10条の規定から、公共下水道の利用者等に対して、下水を排水管等へ流入させること（排水設備の設置）を義務付けている。また、第38条、第46条の規定から、接続を行わない利用者に対して、命令を行い、それに従わない場合は罰金に処することとされている。

水洗化に関しても同様の規定はあるが、水洗化の見込みがあること、経済的な理由などから例外規定を設けている。

### (2) 実施した手続き

監査人は、事業実施に適用される法律が適切に適用されているか確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、最近の排水設備申請件数の推移、担当部署の具体的な取り組みなどから、実態を把握した。

### (3) 監査の結果

(公共下水道への接続義務、水洗化義務違反者について)

市の対応として、公共下水道への接続に係る水洗化普及促進の取組みを行っているが、接続義務、水洗化義務違反者に対する市内の検討、方針が明確となっていない。

下水道への接続義務に関しては、「工事区分別排水設備申請件数の推移」により年度ごとに新設・浄化槽廃止・汲み取り改造・増設・改築・その他の区分を処理区別に把握している。また、「下水道接続件数集計表」により、未接続件数を把握しているが、担当課での明確な解消策の検討が行われていない。担当課において情報の収集、対応策の検討を行い、接続義務違反解消に向けた体制を構築すべきである。【意見】

一方、水洗化義務に関しては、普及員が提出する「水洗化促進訪問カード（未接続家屋台帳）」「水洗化促進訪問日誌」の積み上げによって、「水洗化普及促進訪問件数等集計表」を作成している。水洗化への切替については、データで把握しているものの、未だ切替を行っていないケースについて、今後の解消見込が具体化されていない。担当課内で、「水洗化普及促進訪問件数等集計表」の資料を利活用し、解消を促進するための協議、実行を図っていく必要がある。【意見】

なお、他の自治体においては、改造義務違反者に対しては、改造命令、命令違反者に対して罰金を科す制度設計がなされている。いわき市においても、義務違反者に対して適切な対応が図られるよう努めていただきたい。

「下水道法」より抜粋

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
  - 二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
  - 三 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者
- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。
- 3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

- 一 この法律（第十一条の三第一項及び第十二条の九第一項（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
  - 二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
  - 三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
  - 二 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 前二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその



措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。

4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 第三十二条第九項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。

6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第四項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(罰則)

第46条 第十二条の五(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(下水道法第10条第1項但書の適用について)

下水道法第10条によれば、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく排水設備を設置しなければならないこととなっている。しかし、いわき市においては、温泉旅館の浴槽からの溢れ湯については、同条但書を適用して、排水設備の設置義務を免除し、公共用水域への直接放流を認めている。また、下水道使用料の算定においては、上水道のように料金算定のメーターを設置していないことから、特別な計算方法によって料金を算定している。

いわき湯本温泉については、温泉水使用量を減量認定して、下水道使用料を算定することとしている。温泉街を中心とした一帯での供用開始を契機として、平成14年度に新たに減量認定割合を設定したが、当時の算定根拠と現在の計算結果が相違しているか否かについては、検討していない。今回、平成14年度と同様の方法により再計算した結果、下水道接続12箇所合計ベースではほぼ均衡していたが、未接続施設も含むすべてで、再計算した温泉水使用量推定値は10%程度の乖離が見られた。認定割合の改定については、特段の定めがないものの、設定した割合が現在も適用可能かどうかについては、少なくとも年度ごとに把握しておく必要がある。【意見】

今後は、浴槽容積が不明な箇所についても実態を把握するとともに、先ずは年度ごとに当初の設定割合と乖離していないかどうかを確認しておくことが必要である。

## 8 将来の事業の見通し及び計画策定は適切に行われているか

### (1) 制度

(総合生活排水対策方針について)

いわき市では「いわき市総合生活排水対策方針」を定め、公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を効率的に整備し、公共用水域の水質改善や市民生活における公衆衛生の確保に努めている。

その中心となる下水道は、人口減少・高齢化社会などの社会情勢の変化に対応しながら、快適で安全・安心な暮らしの確保、良好な環境の創造のために、今後も持続的な経営を行っていくことが求められている。

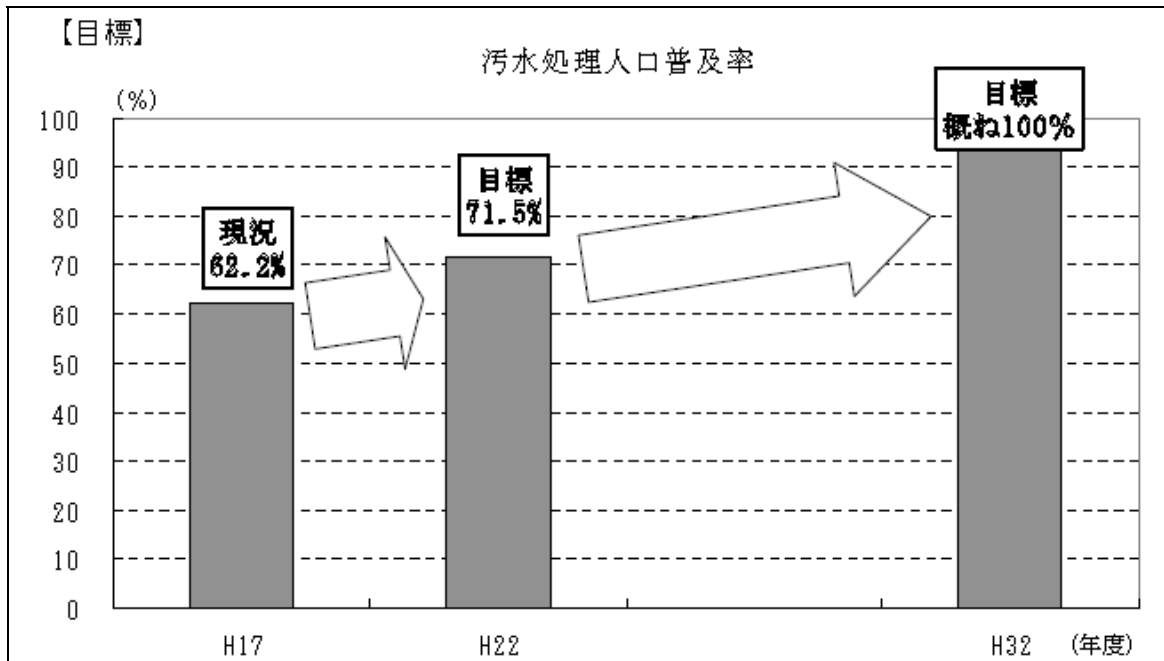
「いわき市総合生活排水対策方針」より抜粋

(全体的な推進方策)

- ・各事業の方向性に基づく全体的な推進期間・目標は、福島県の全県域下水道化構想による目標を念頭におき、平成 32 年度に汚水処理人口普及率・概ね 100%を目指すものとします。
- ・目標達成に向けた主な推進方策として、整備に機動力のある浄化槽の普及促進を図るものとします。
- ・集合処理については、時間的効率性の問題から、公共下水道は現行事業費レベルで整備を進め、農業集落排水の整備は遠野地区までとします。

【推進期間】平成 19 年度から H32 年度までを推進期間とする。

区分	年次	現	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
下水道	・推進期間は現行事業費レベルで整備。その後は、企業会計により経営状況等を勘案し整備を図る。																汚水処理人口普及率概ね100%の早期達成
																	企業会計による整備
農業集落排水	・遠野地区の整備 ※整備期間(H20～H24) 供用開始、H25目標																
浄化槽	通常補助 ・新たな補助等による普及促進																
																	継続
																	汚水処理人口普及率概ね100%達成により、終了
広報等	・総合生活排水対策に係る広報・PR等																
																	継続



上記「いわき市総合生活排水対策方針」を踏まえ、“次世代につなげる みんなの『げすいどう』”を目指し、特に注力しながら早急に取り組むべき事業の内容やスケジュール等のロードマップを、「いわき市下水道中期ビジョン（以下、「中期ビジョン」という）」として取りまとめている。

現在、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を計画期間として、下記のような内容で中期ビジョンを定めている。

「いわき市下水道中期ビジョン」より抜粋

（取組みの方向性と目指すところ）

(1) 下水道と合併処理浄化槽等との役割分担の最適化

「どこまで下水道で整備するのか」「下水道の代替となる合併処理浄化槽をどのような仕組みで整備するのか」「この場合、下水道と合併処理浄化槽を利用する市民負担のバランスをどのようにしていくのか」といった、下水道と合併処理浄化槽等との役割分担の最適化を図りながら、『生活排水対策の全体像』を整理します。

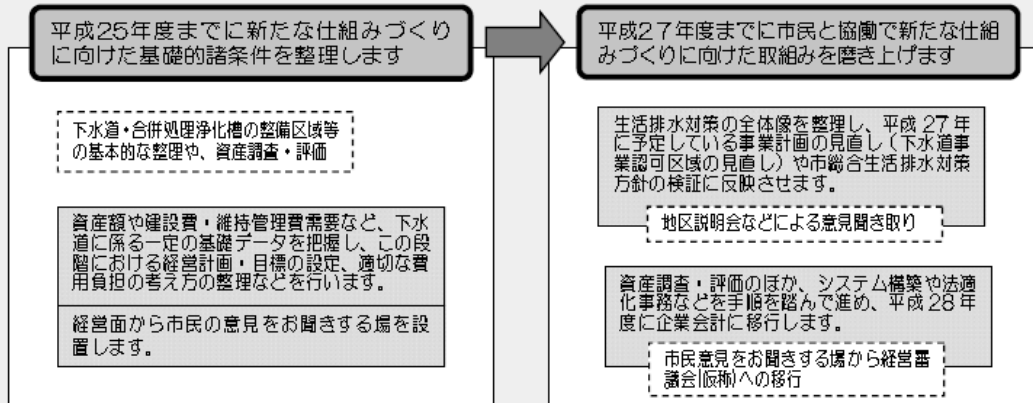
(2) 経営管理の仕組みを整備し、時代に対応可能な体制を構築

事業の透明性や明確性を確保するため、『企業会計』や適切な資産管理を行うシステム（アセットマネジメント）の導入を図ります。また、『経営審議会（仮称）』等の設置により、市民の皆さまと協働で経営管理できる仕組みを整備します。

## <ビジョンの体系（概要図）>



### ビジョン(ロードマップ)の行動指標



## 施策の柱と具体的な施策

### 施策の柱

### 具体的な施策 (★は注力する重点プロジェクト)

#### I 快適な暮らしの確保

衛生的で快適な生活環境を多くの市民の方と共有するため、生活排水処理施設の未普及地域の早期解消や水洗化の向上を目指します。

未普及の解消

★整備の重点化と効率化の検討

水洗化の促進

水洗化促進活動による水洗化率向上

#### II 安全・安心な暮らしの確保

甚大な浸水被害の発生を防ぎ、地震などの災害に対しても人命や財産、都市機能を確保するためのまちづくりに取り組むこととします。

浸水被害の最小化

雨水幹線等の整備や雨水ポンプ場の機能確保

雨水の流出抑制促進

地震被害の最小化

耐震化の促進

#### III 良好な環境の創造

生活排水対策を推進することにより、水環境の改善や資源の有効活用を積極的に図っていくこととします。

健全な水環境の創造

合流式下水道改善による公共用水域の水質改善

雨水の再利用促進

資源の循環利用

汚泥再資源化など下水道資源の有効活用

地球環境面からの社会貢献

#### IV 持続性の確保

適正な施設の管理・運営や経営管理の仕組みを構築するとともに、支出抑制・収入確保に努めながら、下水道事業の継続性を高めていきます。

適正な施設管理・運営

ストックマネジメント活用による施設機能の確保・再生

★維持管理の効率化(施設の連携・集約化や民間活用等)

経営の健全化

★企業会計導入による透明性・明確性向上

★アセットマネジメント(新たな資産管理システム)活用による経営手法構築

支出抑制と収入確保(適正な使用料・収納率向上等)

#### V 推進体制の強化

市民の皆様と協働で下水道経営を地域全体で支える体制を構築するとともに、効率的な推進体制や目標管理の仕組みづくりを行います。

市民との協働

★市民協働の仕組みづくり(様々な広報・広聴・参画手法)

計画の推進と目標管理

効率的な庁内推進体制の構築

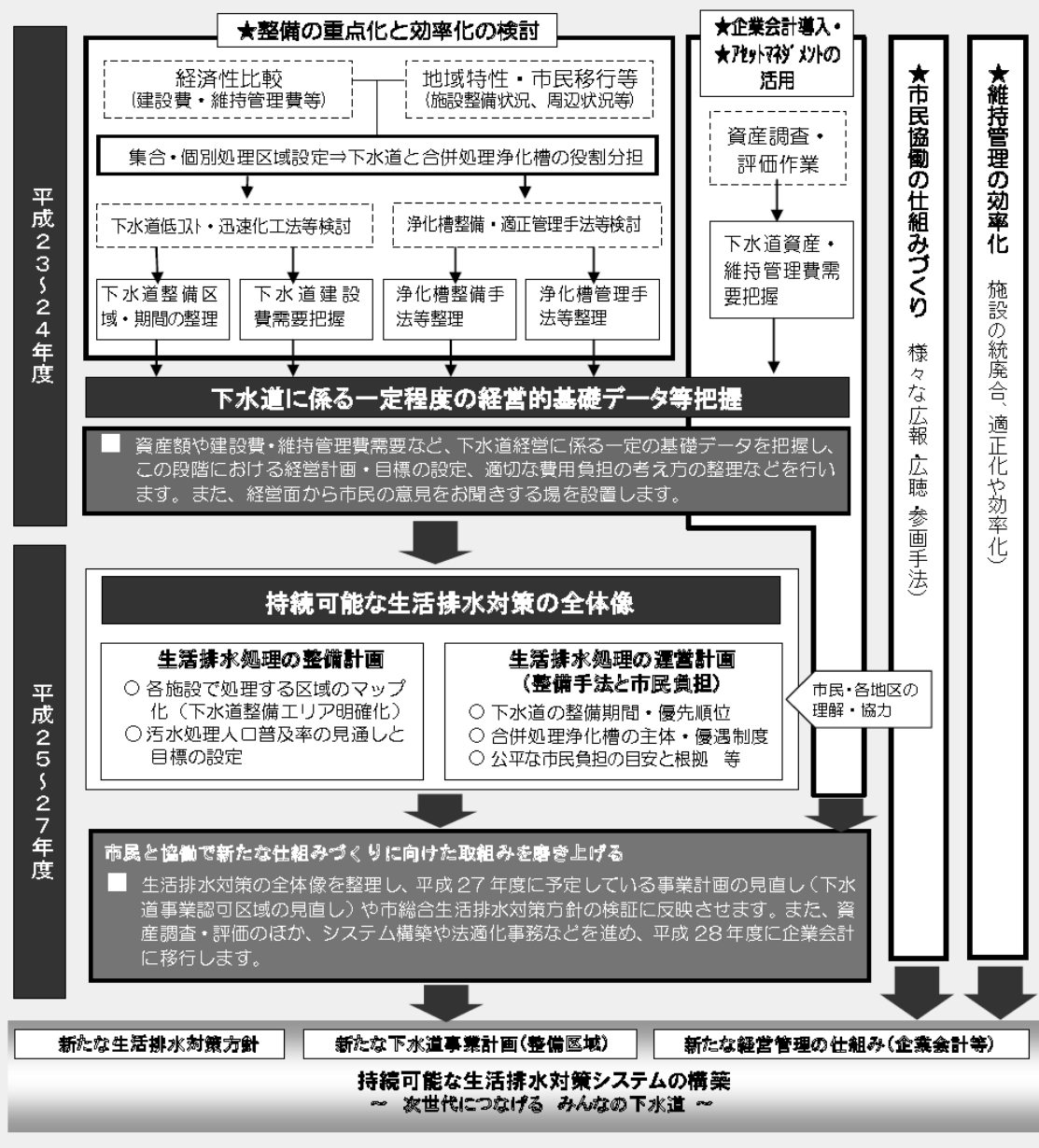
目標管理など計画を検証・見直しする仕組みづくり

## 下水道中期ビジョン（ロードマップ）の行動指標

ビジョンに基づく施策（ロードマップ）を着実に実施していくため、計画期間の中間年度となる平成25年度、最終年度の平成27年度の行動指標を掲げて取り組むこととします。

**平成25年度までに**  
 将来のあるべき姿を展望し、経営的基礎データの把握や市民意見反映の場の設定など、新たな仕組みづくりに向けた基礎的諸条件を整理します。

**平成27年度までに**  
 下水道と合併処理浄化槽の役割分担の最適化や経営管理の仕組み整備に関して、市民の皆様と議論を重ねながら、確実に実現できる取組みへと磨き上げます。



## (2) 実施した手続き

監査人は、将来の事業の見通し及び計画策定は適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、中期ビジョン等に対する生活排水対策室内での評価体制、方針、中期ビジョン等策定に向けた取り組み、検討状況、現在の市債残高の将来の返済方針、計画について確認した。

## (3) 監査の結果

担当者へのヒアリングにあたっては、下記のような項目に基づいて実施した。ヒアリング結果は下記のとおりである。

### 【ヒアリング結果】

#### (1) 下水道中期ビジョンについて

- ・中期ビジョンの概要、現在までの進捗状況をお聞かせください。

##### ○概要

人口減少や高齢化をはじめ、生活排水対策の中心となる下水道を取り巻く社会情勢が大きく変化し、厳しさを増す経営状況や、施設の老朽化への対応などの課題に直面していることを踏まえ、これらに対応し、接続可能な生活排水対策を実現するため、平成 22 年度に「下水道中期ビジョン」を策定し、各種施策に取り組んでいるもの。

##### ○進捗状況

行動指標を掲げた事項について平成 25 年度までに基礎的な整理を行ったほか、施策の柱ごとに定めた具体的な施策について、それぞれ取り組みを推進している。

- ・震災の影響により、当初の計画と変更した内容があればお聞かせください。

##### ○資源の循環利用（新たなリサイクル手法の調査研究、資源の有効活用の検討）

資源の循環利用については、東日本大震災の影響により、汚泥や焼却灰の放射能濃度が上昇したことから、その中で可能な限りリサイクルを推進する方向で調整を進めているところであり、新たなリサイクルの手法等については今後の検討課題としている。

- ・人口減少の中、当初の計画と変更した内容、変更を検討している内容があればご説明ください。

##### ○変更を要する事項は特に生じていない。

- ・現在の中期ビジョンが H27 年度までを対象としていると思いますが、次期中期ビジョンの検討状況、方針等がございましたら、ご説明をお願いいたします。

○平成 27 年度までに、下水道と合併処理浄化槽の整備の方向性（整備の重点化と効率化）やアセットマネジメント手法を活用した施設の改築・更新、長寿命化対策などの事業量の整理、企業会計予算の策定や開始貸借対照表の整理などを予定

していることから、これらを踏まえた上で、経営計画の策定等との整合を図りながら検討していく必要があるものと考えている。

(2) 下水道普及に関する方針について

- ・将来の汚水処理人口普及率の見通しと目標値の設定状況についてお聞かせください。

○平成 32 年度までに、汚水処理人口普及率（公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の普及率）概ね 100%を達成する目標に向けて、「新・いわき市総合計画実施計画」に生活排水対策推進事業を位置づけ、年度ごとの普及目標値を定め、進行管理している。

○平成 25 年度まで、毎年度目標値を達成しており、現時点では、平成 32 年度の目標値達成に向け順調に推移している。（平成 25 年度目標値：78.9%→平成 25 年度実績値：79.6%）

- ・下水道の整備期間について、「いわき市 総合生活排水対策方針」では H32 年度までに「汚水処理普及率概ね 100%を早期達成」することとされています。一方で、合併処理浄化槽整備を促進している貴市において、今後の下水道の整備期間の見通しについてお聞かせください。

○現在、下水道中期ビジョンに基づき「整備の重点化と効率化の検討」を進めており、平成 27 年度までに下水道の整備期間や範囲等について、10 年概成（都道府県構想）という国の方針等を踏まえ、一定の方向性を整理することとしている。

- ・下水道の整備を優先する地域、合併処理浄化槽の整備を促進する地域の方針等があればお聞かせください。

○いわき市総合生活排水対策方針において、公共下水道は、国勢調査における「人口集中地区」（DID 地区）を基準とし、人口が集中している地区を中心に事業計画区域を拡大していくとの方針を定め、整備を進めている。

○下水道事業計画区域以外の区域については、合併処理浄化槽の整備を促進するため、浄化槽整備事業（補助事業）などを実施している。

○今後は、「整備の重点化と効率化」の検討により、下水道と合併処理浄化槽の整備の方向性を改めて整理し、各事業の推進を図っていく考え。

- ・合併処理浄化槽の優遇制度の概要についてお聞かせください。また、公平な市民負担の目安とその根拠について、現在までの検討状況をお聞かせください。

○合併処理浄化槽の優遇制度

- ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から切り替えて合併処理浄化槽を設置する場合



の設置費及び撤去費の一部を補助している。

- ・補助額については、平成 23 年度からは、国が定める補助基準額に約 1 割分を市単独で上乗せして補助している。

○公平な市民負担について

- ・市民負担の公平性の確保については、現時点では公共下水道の経費回収率が低いことから、まずは、適正な下水道使用料の設定に向け、平成 26 年度に使用料の改定を行ったところである。
- ・今回の使用料改定にあたっては、算定期間の 4 年間の平均で類似団体の経費回収率 70.6%を達成できる水準としたうえで、今後も、社会経済情勢等を勘案しながら、段階的に改定を行っていく必要があることとしたところである。

(3) 更新対応について

- ・当初整備した下水道施設で更新時期を迎える資産に対して、その資産更新の方針、将来更新計画があれば、お聞かせください。

○施設の老朽化に伴い維持補修や改築更新費用の増大が見込まれる中、費用の最小化と平準化等を図るため、予防保全的な管理を行い、施設の長寿命化を進めるなど、計画的・効率的に施設を維持管理するアセットマネジメントの手法を活用した資産管理を行うこととし、現在、導入に向けた取り組みを進めている。

(4) 福島県との連携について

- ・県の「福島県 ふくしまの美しい水環境整備構想」及び「福島県 夏井川・鮫川等流域別下水道整備総合計画」に関して、下水道普及に対する県と市の連携、下水道施設整備の検討の状況についてお聞かせください。

○「ふくしまの美しい水環境整備構想」（都道府県構想）

- ・都道府県構想は、県内全域を対象とした効率的な污水处理施設の整備に関する構想で、「ふくしまの美しい水環境整備構想」は、人口減少や公共事業予算の削減、市町村合併などの県内の動向の変化や、国の方針などを踏まえ、県が、県内市町村と協議等を実施しながら、それまでの「福島県全域下水道化構想」を見直し、平成 22 年度に策定したもの。

○夏井川・鮫川等流域下水道整備総合計画

- ・水質環境基準の水域類型が指定された水域で、その水質汚濁が 2 以上の市町村からの汚水による場合、当該流域における下水道整備に関する総合的な基本計画として、流域別下水道総合整備総合計画を定めることとされており、「夏井川・鮫川等流域下水道整備総合計画」は、県が、関係市町村との協議を実施しながら、平成 25 年度に策定したもの。

(5) 企業会計対応の進捗状況について

- ・平成 28 年度を目標として、企業会計方式の導入を検討されておりいるが、現在までの進捗状況についてお聞かせください。

- ・アセットマネジメント導入の進捗、検討状況についてお聞かせください。

○企業会計導入に向けた取り組みの進捗状況（概要）

- ・平成 23 年度から資産調査を開始し、平成 25 年度までに基礎的な調査を終えたことから、引き続き間接費の配賦や減価償却費の算定などを行っており、平成 28 年度の当初予算編成時まで開始貸借対照表などの整理を行う。
- ・平成 26 年度から、下水道財務会計システムの構築に着手しており、平成 27 年度にかけて整備を行う。
- ・移行後の事務処理方法や費用負担等に関する庁内関係部署との詳細協議や、打切決算の方針などの整理を進めているほか、年度内に、条例・規則等の制定・改正素案の作成、取扱金融機関の指定方針等の整理などを行うこととしている。

○アセットマネジメント導入に向けた取組みの進捗状況（概要）

- ・企業会計導入のための資産調査を活用し、処理区ごとに、施設の健全度などの詳細な調査を実施しながら、施設別維持管理計画（長寿命化計画）の策定を進めており、平成 25 年度は北部処理区の計画を策定した。
- ・平成 26 年度は中部処理区、平成 27 年度には東部・南部処理区の維持管理計画（長寿命化計画）を策定し、平成 27 年度末までに、市全体の長期的な計画を取りまとめることとしている。

(6) 料金改定の検討状況について

- ・H26 年 4 月の料金改定の検討資料があれば、ご用意の上、その算定の概要をご説明ください。

○配布資料「下水道使用料改定（案）について」にて説明を受けた。

- ・下水道事業経営審議会（仮称）での検討状況等についてお聞かせください。

○下水道経営審議会は、現時点では未設置。

- ・今後、下水道の普及に合わせ、料金改定の方針についてお聞かせください。

○平成 26 年度の使用料改定では、震災からの復興の途上にあることや、消費税の改定も行われる中で、使用者の急激な負担増を考慮し、まずは類似団体の経費回収率 70.6%を達成できる水準の使用料に改定した。（改定率 9.6%）

○今後は、社会経済情勢を勘案しながら、全国平均の経費回収率の達成を目指して平成 30 年度の改定について検討することとしている。

(7) 中期ビジョンの結果に対する評価体制について

- ・中期ビジョンの結果に対する評価の体制があれば、評価体制の概要についてご説明ください。

○現在は、外部評価等の体制は設けていないが、企業会計移行後に設置を予定している（仮称）経営審議会において、経営計画等の進行管理などについて評価を受けていく考え。

(8) その他について

- ・現在の市債残高の状況、今後の下水道施設整備に対する市債の発行方針、将来の返済方針についてご説明ください。

○現在の市債残高

平成 25 年度末における市債残高：約 697 億 9,200 万円

○市債の発行、返済見通し

今後、老朽化した施設の改築・更新需要の増加等による事業量の増大が見込まれるが、事業費を平準化し計画的に進めることとしている。そのため、事業の実施にあたっては、引き続き、市債を活用していくこととなるが、過去の景気対策などで実施した事業の起債償還が減少していくことに伴い、今後、市債残高は緩やかに減少していく見込み。

上記ヒアリングの結果、下水道事業に係る中期ビジョンはおおむね妥当に計画され、それに基づいて運用されていると考える。次期中期ビジョン等では、地方公営企業法の財務規定を適用して企業会計を導入した計画となるが、財務情報を活用して、より一層の経営改善に向けた計画策定に心掛けていただきたい。

## 第4章 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

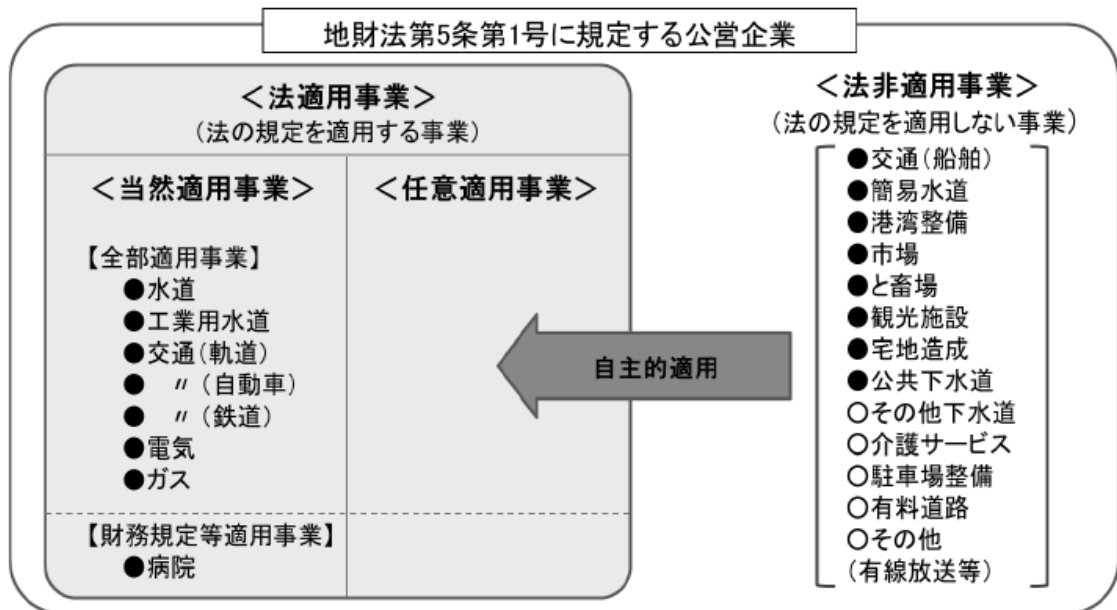
下水道事業における地方公営企業法の適用について

### (1) 地方公営企業法の概要

地方公共団体は、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」という。あくまでも地方公共団体の事務の一部である以上、地方自治法や地方財政法、地方公務員法などの規定が原則適用となる。しかし、一般行政事務を規律することを目的として設けられている規定を、全面的に適用したのでは、効率的・機動的な事業を行うことが期待できない面もあることから、事業運営を行う上で障害となる規定の適用を排除し、事業の実態に即した法規範として「地方公営企業法」が制定された。これにより企業としての経済性の発揮、本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることが期待されている。

### (2) 地方公営企業法適用の態様

- 特定の事業に法律上当然に適用（当然適用）…水道事業（簡易水道事業を除く）
- 地方公共団体の自主的な決定によって適用（任意適用）…公共下水道事業など
- 地方公営企業法の規定の全部を適用（全部適用）…水道事業（簡易水道事業を除く）
- 地方公営企業法の規定のうち財務・会計に関する規定のみを適用（財務適用）  
…病院事業



※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

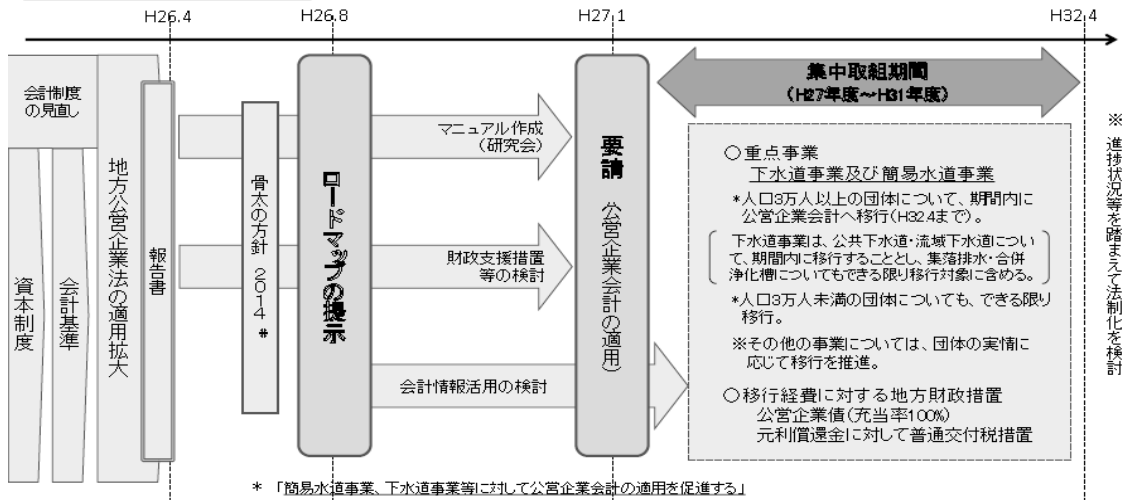
(出所：総務省「会計制度の見直しの概要」)

### (3) 公共下水道事業の位置付け

公共下水道事業は、法非適用事業であり任意適用となっている。しかし経営環境が厳しさを増す中で、地方公営企業が必要な住民サービスを安定的に継続するためには、地方公営企業法の全部又は一部を積極的に適用すること、中でも公共下水道事業は、基本的に公営企業会計を導入することが必要であることが要請されている。

### (4) 地方公営企業法の適用に向けたロードマップ

#### ○公営企業会計の適用拡大



#### ○地方公会計の整備促進



(出所：総務省「公営企業会計の適用の推進について (概要)」)

### (5) いわき市の取組

いわき市では、平成 28 年度から一部適用を予定しており、平成 25 年度中には基礎的な資産調査を終了し、システム構築や地方公営企業法適用に向けた関係部署との協議等を行っているところである。

### (6) 現状の問題点と対応

いわき市においては、平成 6 年度から長期的に水需要（水の使用量）が減少しており、上下水道の料金収入も減少傾向となることが予想される。その一方で上水道、下水道事業共に巨額の資産を抱えており、資産の老朽化による更新需要は益々増大する。従って、上水道事業ばかりではなく、下水道事業についても経営環境は一層厳しさを増すことになる。そのため、当然に経営の効率化・合理化は必要となるが、その対応策の一環として上下水道組織の統合が考えられる。

#### (7) 上下水道組織統合の目的

##### ①組織のスリム化及び経営コストの削減

下水道事業は、一部ではあるが地方公営企業法を適用することによって、経理部門・総務部門・営業部門などの部署で職員数の削減、共通経費のコスト削減が図られること。

##### ②市民サービスの向上

市民にとっては、水回りの照会が単一の組織体で対応できることによる、問合せ・緊急修繕に係る利便性が向上すること。

##### ③事業・業務の効率化

既に下水道使用料の料金徴収については、水道局へ委託しているものの、委託料算出上の問題点として、算定根拠を2年度前に求めているとの指摘を行っているが、組織が統合されることによって計算、協議、決裁は不要となる。また、予算策定段階においても、各部局間で原案作成後に調整を行う場合などは、事前調整をすることも可能となる。

#### (8) 組織統合の課題

①現在、下水道事業の地方公営企業法の適用に向けた準備は進めているが、組織統合は想定していないこと、そのため議論する場がない。

②下水道事業は、地方公営企業法の一部のみ適用となるため、水道事業とのメリットが十分に発揮できない可能性がある。

③下水道事業の地方公営企業法の適用に向けた準備の段階で、一部適用であったため、別途、システム開発が必要である。(多額のコスト負担)

④業務内容がすべて一致している訳ではないため、業務の洗い直しが必要である。

#### (9) 将来に向けて

下水道事業として、現在取り組んでいる地方公営企業法の適用に向けた業務は、国からの指導要請に基づくものである。また、政令指定都市において、上下水道事業の組織統合が進められているところである。いわき市においても将来ビジョンを描く際に、組織統合を検討することが期待される。